平成23年6月14日開会 平成23年6月21日閉会 (定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号(6月14日)

告 示·······························1	
招集議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
本日の会議に付した事件······ 2	
出席議員・・・・・・・・・・・・3	
欠席議員・・・・・・・・・・・・・3	
事務局出席職員者職氏名・・・・・・・・・・・3	
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
開 会4	
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
1番 林山 健二議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
7番 高川 喜彦議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6
6 番 国永美惠子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
1 1 番 岡﨑南海子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5
3 番 藤山 巌議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
10番 河内 賀寿議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
5 番 向井 恒夫議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	0
議案第29号· · · · · · · · · · · · · · · · 6	
議案第30号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
議案第 3 1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
議案第32号・・・・・・・・・・・6	
議案第33号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
議案第34号・・・・・・・・・・・6	8
議案第35号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
陳情第 1 号·············· 6	
散 会	
署 名7	C
第2号(6月21日)	
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	2

欠席詞	義員· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
事務周	引出席職員職氏名······ 7	' 3
説明(Dため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	' 3
開	会······7	' 3
会訓	議録署名議員の指名······ 7	′ 4
議多	≷第29号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	' 3
議多	≷第30号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
議多	≷第31号····································	3
議	≷第32号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
議到	≷第33号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
議多	≷第34号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
議多	≷第35号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
陳忖	青第 1 号· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	′ 5
議到	≷第36号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	' 5
委員	員会提出議案第1号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
委員	員会提出議案第1号· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
議員	員派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	7
閉	会····································	8
睪	名	, a

田布施町告示第36号

平成23年第4回田布施町議会定例会を地方自治法(昭和22年法律第67号)第101 条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成23年5月31日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成23年6月14日 2 場 所 田布施町議会議事堂

開会日に応招した議員

 林山 健二議員
 西本 敦夫議員

 藤山 巖議員
 畠中 孝議員

 向井 恒夫議員
 国永美惠子議員

 高川 喜彦議員
 清神 清議員

 木本 睦博議員
 河内 賀寿議員

 岡崎南海子議員
 石田 修一議員

 谷村 善彦議員

6月21日に応招した議員

なし

応招しなかった議員

なし

平成23年 第4回(定例)田 布 施 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成23年6月14日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年6月14日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号 継続費の報告について(平成22年度田布施町一般会計予算)

報告第2号 繰越明許費の報告について(平成22年度田布施町一般会計予算)

報告第3号 町営住宅使用料に関する債権放棄の報告について

報告第4号 田布施町土地開発公社事業計画等の報告について

日程第4 一般質問

日程第5 議案第29号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号))

日程第6 議案第30号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第2号))

日程第7 議案第31号

専決処分の承認について(平成23年度田布施町一般会計補正予算(第1号))

日程第8 議案第32号

専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第33号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第10 議案第34号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

日程第11 議案第35号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について

日程第12 陳情第1号

陳情書 田布施町麻里府地区国道188号線の歩道拡幅の陳情について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号 継続費の報告について(平成22年度田布施町一般会計予算)

報告第2号 繰越明許費の報告について(平成22年度田布施町一般会計予算)

報告第3号 町営住宅使用料に関する債権放棄の報告について 報告第4号 田布施町土地開発公社事業計画等の報告について

日程第4 一般質問

日程第5 議案第29号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号))

日程第6 議案第30号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第2号))

日程第7 議案第31号

専決処分の承認について(平成23年度田布施町一般会計補正予算(第1号))

日程第8 議案第32号

専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)

日程第9 議案第33号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第10 議案第34号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

日程第11 議案第35号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について

日程第12 陳情第1号

陳情書 田布施町麻里府地区国道188号線の歩道拡幅の陳情について

出席議員(13名)

	1番	林山	健二議員		2番	西本	敦夫議員
	3番	藤山	巖議員		4番	畠中	孝議員
	5 番	向井	恒夫議員		6番	国永美惠子議員	
	7番	高川	喜彦議員		8番	清神	清議員
	9番	木本	睦博議員	1	0 番	河内	賀寿議員
1	1番	岡﨑南	南海子議員	1	2番	石田	修一議員
4	o ≖	◇ ↓++	ᆍᆇᆍᄆ				

13番 谷村 善彦議員

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡本 正君 書記 棟安 泰弘君

書記 岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	長信	正治君	副町長	冨田	辰也君
教育	長	尾﨑	龍彦君	総務課長	東	浩二君
企画財	政課長	猪股	勝美君	税務課長	西本	浩二君
町民福	祉課長	田縁	和明君	建設課長	川添	俊樹君
経済課·	長	落合	祥二君	健康保険課長	重森	陽君
学校教	育課長	田中	章君	社会教育課長	岡本	憲一君
会計室·	長	西本	重貴君	収納対策室長	藤井	正彦君
監査委	員	今井	清弘君			

午前9時05分開会

(ベル)

議長(谷村 善彦議員) 平成23年第4回田布施町議会定例会を開催し、本日の会議を行います。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

. .

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、向井恒夫議員、国永美惠子議員を指名します。

. .

日程第2.会期の決定

議長(谷村 善彦議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は6月21日までの8日間に決定しました。

日程第3.諸般の報告

議長(谷村 善彦議員) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めております。

例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

監査委員(今井 清弘君) おはようございます。向井議員監査委員とそれぞれの月の実施いたしました例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

平成23年3月末、4月末及び5月末における一般会計、特別会計歳入歳出外現金、一時借入金及

び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査しました 結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。 以上でございます。

議長(谷村 善彦議員) 次に、報告第1号継続費の報告についてから、報告第4号田布施町土地開 発公社事業計画等の報告についてまで、以上4件の報告を求めます。長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、4件の報告事項について、その概要を説明いたします。

まず、報告第1号は、昨年3月の定例会で議決いただきました平成21年度田布施町一般会計予算及び本年3月の定例会で議決いただきました平成22年度田布施町一般会計予算における継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告するものであります。詳細については、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、麻郷小学校屋内運動場改築事業の逓次繰越額は2,765万8,927円、麻郷小学校校舎改築事業の逓次繰越額は3億9,142万1,361円であります。

次に、報告第2号は、本年3月定例会において議決いただきました平成22年度田布施町一般会計予算における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものであります。詳細については、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、辺地共聴施設整備事業、保育所耐震補強施設整備事業、食料自給率向上・産地生産緊急対策事業、集落防災安全施設整備事業、林地崩壊防止事業の外、きめ細かな交付金事業10件、住民生活に光を注ぐ交付金事業6件、あわせて21件で、総額2億7,758万4,000円であります。

次に、報告第3号は、田布施町債権条例第15条第1項第7号の規定に基づき、回収不能となった町営住宅使用料の債権を放棄いたしましたので、同条例第15条第2項の規定により、議会に報告するものであります。まず、水本智成は、波野住宅65号に入居しておりましたが、平成13年に行方不明になり、平成16年12月議会において町営住宅明け渡し及び滞納家賃の支払い請求を求める訴訟の提起が承認され、裁判所へ提訴。その後、判決が確定したため、本人不在のまま平成17年4月に明け渡しの強制執行を行いました。滞納家賃は、平成12年度から16年度までに発生したもので、合計30万5,584円であります。次に、福島恵一は砂田住宅18号に入居しておりましたが、平成18年6月に交通事故により死亡しており、滞納家賃は平成12年度から18年度まで発生したもので、合計13万8,900円であります。2件とも単身入居者であり、連帯保証人もなく、本人に代わり債務を請求する者がいないため、回収できる見込みがないため、合わせて44万4,484円の債権を条例に基づき放棄いたしました。

次に、報告第4号は、田布施町土地開発公社の平成23年度の事業計画及び予算並びに平成22年度の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、お手元に配付の書面のとおり報告いたします。まず、平成23年度の予算でありますが、予算総額は収益勘定が15万6,000円、資本勘定は借入金の償還が昨年度末をもって完了したため、計上しておりません。次に、平成22年度決算状況でありますが、収益勘定は収入162万9,508円、支出48万274円で、純利益が114万9,234円となりました。資本勘定は借入金償還金2,500万円であります。以上、報告を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 次に、私のほうから報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4.一般質問

議長(谷村 善彦議員) 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。林山健二議員。

議員(1番 林山 健二議員) まず最初に、この3月11日に東日本大震災がありまして、被災された方、亡くなられた方たくさんございます。亡くなられた方には御冥福、被災された方にはお見舞いを心より申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。一問一答でお願いいたします。

最初に、防災についてお尋ねします。今、新聞報道等では、国、県では地域の防災計画を見直すという報道がされております。本町において防災計画の見直しはありますか。

次に、防災には大雨、台風、地震、津波、高潮といろいろありますが、優先して取り組む事業は何でしょうか。防災の組織はどういうふうになっているんでしょうか。

避難場所は先日、5月10日の広報に記載されておりましたが、その場所が適正と思われますか。 また、設備のほうはどうなっているのでしょうか。

それと、小中学校の児童や生徒の避難はどう指導されているのか、これは教育長にお尋ねしたいと 思います。まず、1回目の質問を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 防災についての御質問にお答え申し上げます。

まず、防災計画の見直しについてですが、田布施町の地域防災計画は平成12年に、それまでの計画に震災編も加えた全面改定を行い、町における災害応急対策及び災害復旧に係る計画を規定しております。町は策定からかなりの年数が経過したため、昨年から計画の見直しに着手しており、今年度中に県との事前協議を行い、町防災会議の開催を予定していましたが、しかしながら、今回の東日本大震災を受けて、国の中央防災会議で東日本大震災の被害状況をもとに東海、東南海、南海地震の被害想定等の見直しが行われ、山口県でも6月1日に県防災会議が開催され、東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を見直すため、10月を目途に山口県地域防災計画の見直しが予定されていますので、町といたしましても、こうした国、県の防災対策等の見直し状況を勘案して、関係法令、関係計画等との整合性を図った防災計画の見直しを行おうとしております。

次に、防災対策事業についてですが、現在町が進めている事業で申し上げますと、高潮対策、耐震対策、雨水対策等が上げられますが、今後予定しています町防災計画の見直し及び来年度に県が行います土砂災害危険箇所調査等の結果を見極め、まちにおける防災対策事業の全般の洗い直しを行いたいと考えております。

次に、防災組織についてですが、本町では平成19年度に麻郷地域連合自治会を母体に麻郷地域自主防災組織が結成されております。また、現在東田布施地域及び麻里府地域に自主防災組織結成の働きかけを行っており、東田布施地域では自主防災会準備会を結成されることとなり、田布施町まちづくり活動助成金を利用して、7月15日に自主防災研修会を開催されます。町といたしましては、今後こうした地域の防災意識の醸成を図りながら、町内すべての地域で自主防災組織が結成されるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、避難場所は適正か、設備はどうかとのお尋ねですが、避難場所は災害の種類その被災レベル、避難期間に応じて設置する必要があり、災害発生時または避難勧告等の発令の際には、町指定の32の避難場所から、災害の状況に応じて開設することとなりますが、あらかじめ広報等を通じて町民の皆さんに避難場所の開設をお知らせしておりますのは、台風接近時に自主的に避難していただく1次避難所としております各地区公民館等5カ所と、田布施川、灸川八ザードマップで指定している避難所7カ所であります。各避難所の設備につきましては、古い建物については十分でないところもありますので、計画的に改善を検討したいと考えておりますし、体育館については避難用簡易マット等を配備を年次的に進めております。

学校につきましては、教育長のほうからお答えをしていただきます。

議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。

教育長(尾﨑 龍彦君) それじゃ、失礼いたします。それでは、学校の災害安全対策についての 御質問にお答えをしたいと思います。

災害の対応について、小中学校とも県教育委員会から示されております学校における危機管理マニュアルの作成指針及び田布施町が策定した田布施町地域防災計画等によりまして、町教育委員会の指導のもとに各校との実情に合った防災計画を作成しており、それに基づいた避難訓練や防災安全学習が毎年実施されております。お尋ねの風水害や地震、津波等の自然災害への対応でありますが、まず地震対策につきましては、地震災害予防措置や地震発生時の初期対応、避難行路、避難場所等を具体的に取り決めております。各校ともグラウンドを1次避難場所と定めて、毎年訓練を実施しております。

次に、津波対策につきましては、麻里府小学校は津波被害が予想されるため、2次避難場所を明楽寺及び地震発生状況によって大平山方面の高台に定めて、これまでも地震避難にあわせて津波避難の訓練を実施しております。このたび発生した東日本大震災を受け、先般5月30日付で県教育委員会が示した津波への何らかの対策は必要と考えられる小・中・高・特別支援学校には、麻里府小学校が田布施町では唯一含まれておりますが、先ほど申し上げましたように、麻里府小学校では既に地震に加え、津波災害に対する避難対策もとられているところです。その他の学校につきましても、防災計画に津波対策が盛り込まれてきたところですが、さきに山口県における津波は、最大5メートルとの目安が県教育委員より示されたことで、海抜3メートルから10メートル未満にある東田布施小学校につきましては、第2次避難所を八幡宮境内、田布施中学校につきましては、体育館及び校舎屋上が定められたところです。その他の麻郷小学校、田布施西小学校、城南小学校につきましては、海抜10メートル以上・に立地しているため、津波対策としての2次避難所は今のところ定めてはおりません。その他台風や大雨の対策については、事前に対策を立てやすいということもあり、これまでも臨時校長会等を教育委員会が主催し、町と連携しながら万全な対策に努めているところです。

なお、県教育委員会では、津波において潮位が高い時間帯に発生した場合には特に注意が必要で、河川の流域は津波が上がってくることがあるので、学校からある程度上流でも注意が必要で、今後市町の防災部局の見直しにより臨海部の指定避難所の変更も考えるというふうに示していることなどから、今後とも災害安全への対応につきましては、国、県、町等の指示や通知を受けながら学校の立地条件の的確な把握に加え、2次災害への対応にあわせた避難訓練の実施や、自宅や登下校時の災害対応、教職員の参集基準、方法等につきましても、実態に即した改善に努めてまいりたいというふうに考えております。以上で終わります。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 自主防災組織を各地につくると、その自主防災組織を各地につくられるのはいいんですが、その組織は大体どこがまとめて、これ自主防災組織っていうものは、大体どういう内容のものなんですか。説明をお願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 今現在進めておられる東におきましては、自治会長さんたちが主体になってつくっておられるということ。これには、社教部長さんも含められる地域全体で取りまとめをされて諸団体でやってらっしゃるというふうに聞いております。

ただ、今から立ち上げるということでありますので、内容的にはこれから十分審議されるんじゃないかと思います。内容につきましては、今麻郷地域は林山議員さんもおられる地域でありますし、特に八海の海岸端が主体になってスタートされておると聞いておりますし、それを麻郷地域全般で取りまとめて、避難の場所、連絡方法、あるいは弱者、特に高齢者等の連携、その他を含めて活発に活動されますし、今回の東日本大震災におきましては、それぞれ関係者が我々も非常に不安だということを含められたんだろうと思いますし、あるいはそういう地域の被災された方にということで、自治会防災会挙げて義援金を募られて、ひとつ意識向上を兼ねた義援金徴収だろうというような形だろうと

思います。ほかの地域はございません。麻郷の自主防災組織のみがそういう活動をされて、皆さんに 啓発啓蒙、周知徹底をされながら、防災に対する意識啓蒙をされていたと、非常にありがたいなというふうに思います。私どもはもちろん義援金もありがたいが、それ以上に麻郷地域全体で恐らく 90%以上じゃないかと思いますが、各家庭を防災に対する啓発啓蒙をかけながら、お金を徴収されたんだろうと思いますし、すばらしい活動だなというふうに思っております。それが自主防災の大きな要点だろうというふうに思っております。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) その自主防災、自主防災って、どうもそこらで自主防災組織、そこに任せっきりみたいな感じがしてならんのですがね、要は各地にできるんでしょうけども、要はそこの取りまとめをちゃんとするところがなきゃいけんと思うんですよ。それをどこがどういうふうにやられるのか。ただ民間の自主防災組織だけに任せて、余り行政はタッチせんよと、そういうことなんですか。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 今おっしゃいましたように、つくってからの自主的な活動が問題になってまいりますので、基本的には総務課のほうで麻郷につきましてもサポートしてまいりましたし、東についても麻里府についても、総務課のほうで中心になってやっておりますが、基本的には町民福祉課とか建設課とか、関連の課もございますので、一緒になってやっていきたい。それと、消防署のほうもこれ毎年の避難訓練とか、そういったものはサポートしていただきますので、消防署のほうも一緒になってやってまいります。基本的な窓口は、総務課のほうで対応してまいります。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) それと、さっき教育長のほうから瀬戸内海の津波、ここらの津波は5メートルぐらいだと、一応そういう想定をされていると聞きましたが、町のほうもそうなんでしょうね。どうですか、津波は大体どのぐらいを想定されている。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) ちょこちょこ県のほうに最新の情報を確認をいたしまして、今の県の考え方は、地域防災計画の震災編に掲げる津波の考え方と変わりはないということでございまして、以前から出している考え方を東南海で2メートルから3メートルの津波が沿岸に寄せると。地域的なものもございますが、寄せる高さは2メートルから3メートルという見解は今変わってないように聞いております。しかし、瀬戸内岸で安芸灘とか、その辺に起こったときの想定というのは、今まだ起きておりませんのでされておりませんが、中国電力等は伊方かこちらで起こったときに、どれぐらいの津波ができるかというのは、いろんなその各機関が今シュミレーションしておりますので、それはもう少し高い津波が可能性はあるというふうな情報も出ておりますが、県の正確な今データとしては、2メートルから3メートルと聞いております。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) いや、それは県は県、田布施町はどうなんですかっちゅうことを聞いちょる。県が2メーター、3メーターって言うけえ、それじゃけ田布施町も2メーター、3メーターで考えちょってんですか。考えられておるんですかということ。町独自ではどう考えられました。議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 全国的に津波ハザードマップというのが、やっぱり東海地方、また北陸 のほう全部つくられておりますが、山口県は全く策定された市町村がございません。

広島、岡山辺もぽつぽつというぐらいで、やはりその地形的に津波が非常に被害が少ないというのが前提できているところでございますので、今町に与えられてるデータから見ると、2メートル程度ということで、前提では考えております。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 県も見直されるようですから、本町も見直しがくるんじゃないかと思いますが、津波もそうなんですが、田布施町の場合は大雨、この対策が一番被害が多く、いつも心配されるところなんですが、私が避難場所が適切であるかどうかということは、例えば今の麻郷の公民館なんか、もう平田川がしょっちゅう大雨が降りゃあ氾濫する。高さが余り変わらないんですよね。だから、あそこらが本当に避難場所として適切か。

それと、東の公民館、これもかなり低い。それかといって東の小学校が2次避難場所でしょうが、 これかっちゅうて線路があるだけで、高さは決して高うない。あそこらが本当に避難場所でええんで しょうかね。どう思われます。

議長(谷村 善彦議員) 町長。

町長(長信 正治君) 以前から議員さんのほうは麻郷の公民館等指摘を受けております。実際に事実避難場所として最適かと、そう言われますと、やはりもう少ししっかり調べて研究していかなきゃいけない部分もあろうと思います。

ただ、災害の状況等先ほど説明しましたように、状況等によりましては、1次避難から2次避難という形をとっていかなきゃいけないという経緯もあるんですが、先般も東日本ではもうそれをはるかに超えて、1次2次なしにいきなりいってしもうたという状況で、大変だったというのがわかります。その辺の判断は、我々のほうもしっかりその避難場所の設定を、今後しっかり研究していきたいというふうに思っております。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) その避難場所なんですけどね、避難場所、これが本当に大切なことだと思うんですが、台風であるとか、そういうときに避難しますよね。そうすると、台風なんかの場合は停電がすごく予想されるわけですよ。そうすると、公民館に行こう、どこに行こうって言うたって、避難場所が停電になったら皆真っ暗なんですから、わかりにくいわけですよね。そうすると、避難場所が目安となるように、今庁舎の入り口に取り付けられておるソーラーのLEDの外灯がありますよね、ああいうのを避難場所にはぜひともひとつ設置していただきたい。これはソーラーですから特別停電になってようと何であろうと、暗くなれば明るくつきますからね、そうすると皆さんが避難されるときに、あそこが避難場所だよという目安になって、非常に避難するのにもしやすいんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 現在、田布施の役場の前、試験的に1つやらせていただいたんで、議会のほうの了解もいただいて、あそこにいただきました。先般夜ちょっと見たんですが、結構明るいなという感じがしました。これからそういった避難場所の関係、特に停電等につきましてもあろうかと思います。その状況を見ながら、今後判断していきたいというふうに思います。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) よう検討してもろうてね、皆さんが避難されるのに避難しやすいような方法を考えていただきたいと思います。

次に、地域交流館の運営についてお尋ねします。交流館は、建設当初の予想をはるかに超え、想定外といえるにぎわいを見せております。これは、運営をされてる方々や生産者、出荷者の並々ならぬ努力の結果だと思い、頭の下がる思いでいっぱいでございます。

しかしながら、最近町外の出荷者の品物が販売されていて、町内の出荷者と競合しております。指定管理者制度で運営され、民間活力の導入ですばらしい成果が出ているのでありますが、町の施設であり、売り上げが上がればよいというものではなくて、町内の生産者、出荷者が不利益となるようなことがあってはいけません。そこで、現在の管理者が適正かどうかをお尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 地域交流館の運営等についての御質問でございます。御承知のとおり、地域

交流館は地域の農林水産物及び特産品等の販売による農林水産業と地場産業の振興と、さまざまな地域情報の発信によるふれあい交流活動の推進を図ることを目的に、平成14年にオープンしました。オープン当時は町で管理運営を行っておりましたが、その後任意団体、田布施地域交流館運営協議会に委託し、平成18年度から指定管理制度導入に伴い、共同組合田布施地域交流館を指定管理者として管理運営を委託しております。

先ほど林山議員さんが言われましたように、開設当初では約7,400万円の売り上げでしたが、8年後の平成22年度は約4.3倍の3億2,100万円と年々増加しました。

一方、年間の来客数も初年度は約10万人でありましたが、平成22年度は約3.1倍となる31万人に増加するなど、県の中でも類を見ない飛躍的な成果をおさめられております。

また、昨年度は販売場所のふれあいコーナーを約50平米増設いたしたことにより、増築後の3月分の過去の最高の売り上げ、来客数となったと聞いております。増築の効果があらわれ、非常によかったというふうに思っております。

これらの実績は、共同組合田布施地域交流館及び前進の田布施地域交流館運営協議会が指定管理の メリットである民間活力を生かしながら、安くて新鮮で、生産者の顔の見える直売所として取り組まれ、消費者の皆さんに評価されたものと考えております。

町外者が出荷してるとの御指摘は、鮮魚のことだと思いますが、この件につきましては先月13日に、理事長さん外理事6名が来庁された際に事情をお聞きしましたところ、共同組合の出荷規定では、出荷品を他所から仕入れ、中間利益を目的とした業者は、いわゆる流通業者は原則として出荷を認めないが、例外規定として消費者の方から強い要望がある場合は、マネージャーや副マネージャーが協議し、消費者共同組合に有益と判断した場合は、町民、周辺市町民にかかわらず出荷者として認めることがあると規定しており、このことから、海でとれた魚の出荷者は原則では漁業組合員となるが、魚は消費者からの新鮮さや品数に対して要望が多いこと、また、鮮魚は相乗り効果として他の出荷物、特に農産物の売り上げに大きな影響があるため、さきの例外規定を適用し、特別に町外の流通業者の出荷を認めているということでございました。

こうした町外からの出荷者の取り扱いにつきましては、町と共同組合田布施交流館として締結して おります指定管理者に関する基本協定書に定めはなく、指定管理者制度上、共同組合として判断され るべき事項であると認識しております。

また、現在の管理者が適正かとの御質問でありますが、これまでの業績等から、民間活力を生かしながら、安く新鮮で生産者の顔が見える直売所として、その運営は評価されるべきものであり、適正であると判断をしております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 実際に売り上げがすばらしいこともよく知っております。しかしながら、スーパーじゃないんだから、田布施の品物を皆さんに買っていただく。それで、結局消費者が要るといえば相乗効果があるけ、何でもやりゃあええっちゅうもんじゃない。

そして、田布施町にも漁業組合があって、漁業者はいらっしゃいます。その人なんかも出荷をされております。スーパーじゃないんだから、あそこに行きゃ何でも揃うっちゅう施設でなくてええと思うんですよ。もともとそういう目的でつくった施設じゃないんですよ。だから、それをそういうふうにまで広げられる管理者が、私は本当に指定管理者制度で指定するのに、本当にふさわしいんかということをお尋ねしております。町長はその点どう思われます。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 先般のお話の中にも、田布施漁業協同組合の方もいらっしゃって、そういう話の中でされてたように聞いております。もし漁業組合の方が了解されてないんなら、またいろんな話があったんだろうと思いますが、御一緒されて話しておられましたし、今スーパーじゃないというふうにたしか言われました。私もそのことはスーパーマーケットじゃないんですよという話もしなが

ら、何でもというわけにはいかないと、あくまでも地域交流館として顔の見える商品の正確な、新しい新鮮な商品として販売していただきたいということを申し上げております。ですから、決してスーパーのように今後されるとは思っておりません。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) スーパーでないと町長は思われておるんかもわからんですが、私はこの間行きました。12時を過ぎて行ったと思う。そうするとね、1パック150円引きっていうような札がついちょるんです。これはなんぼなんでもね、交流館のやることじゃない。スーパーのやることですよ、ね。だから、私はスーパーじゃないんですよというていうことを言いよるんですよ。

それでね、結局そういうことをされると、田布施のほかに同業の品物を販売されてる業者さんなんかもいらっしゃいます。スーパー並みのことをどんどんやられたんじゃね、町内の業者が、ほかの業者がですよ、とてもじゃないがもたんと思いますよ。ほじゃからね、こういうこと。

それで、私どもは今町の担当課なんかも一緒に道の駅なんかにもいろいろ視察に行かせていただいております。そうしますと、町内と町外では販売の手数料も違う、これをどこも導入されてるように私は思っております。当然、町内の方と町外の方とのハンディがなきゃ、資本力があればそれで一番何でもかんでも勝ってしまうと、こういうことじゃいけんと思うんですよ。地域交流館の本来の目的と全然違ってきてるようにね、その点どうお考えになります。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 値段等につきましては、私はよくその値引きしたというのはわかりませんでした。ただこれは出荷者、出荷者といいますか、組合員の皆さんが判断されて値段もつけられてるし、それと同時に、あそこを経営されてる関係者のマネージャー、副マネージャー等で協議されてやられてるんだろうというふうに思いますから、これはスーパーが値引きするけん、あそこも値引きするというふうに、私はそういう感覚は持っておりません。多分実際に商品を出荷される生産者の皆さんの判断で行われてるんじゃないかなというふうに思います。

それと、町外と町内というお話を今されましたが、多分町内・町外という考えで町内に多分居住されてる方、あるいは、町外の方でも町内に土地を持たれる方ということも、何かそういう話をされてましたから、そういう状況でやられてる。ただ、流通業者っていいますか、そういうスーパー的な商品の中間マネージングをするようなことは、交流館では多分されないだろうというふうに思っております。あくまでも交流館を運営される組合員、特に組合の皆さんが協議されて、指定管理のほうをやられておるし、またその協議された中で経営のトップの方を決められているんだろうというふうに思いますから、その判断の中で問題が起きれば別でしょうけど、それでスムーズに売り上げを上げ、立派な運営をされていることであれば、すばらしいことだというふうに認識しておりますし、スーパーにならないという気持ちでおりますから、なるようであればまた考えなきゃいけないと。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) はっきり言うて鮮魚ですよ、町外の出荷者、鮮魚です。12時過ぎて行ったら1パック150円引きと大きい値札がついちょった。それよりも、町内の生産者が農産物出されて、昼から売れんけえ安うされるっちゅうことは、ほとんどありません。生物の鮮魚なんか、だから結局スーパーなんかでも、時間がくれば値引きしますよね。全くそれと一緒じゃないですか。

それと、どうも今の管理者の場合ですよ、今の特例とか、いろんな要項があってマネージャーであったり、サブマネージャーであったり、この方らの権限がすごく強いようなんですよ。ひどいのはね、町内の出荷者に対して、「いけんにゃ出荷できんようにしちゃるど」と、これは出荷者にとってはね、脅しですよ。そういうこともあるんですよ。だから、私は今の管理者が適正かどうかということを町長にお尋ねしています。いかがですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 指定管理契約に基づいてやってるわけで、実際に管理されてる方は正しいや

り方をされてるというように認識しております。運営の仕方について、私のほうから中身についてと やかくは言えない部分がありますし、コメントする状況じゃないし、またそこまで加わって発言がで きない部分がありますので申し上げませんが、ただ、指定管理でちゃんとした規約に基づき、あそこの運営をしっかりやってほしいという希望でありますとともに、今言った鮮魚の値下げ等につきましては、多分その関係者は御存じだろうと思いますから、その辺のちゃんと指導され、指摘されてあそこの運営をされるんだろうというふうに思っております。

指定管理についての中身について、中の運営方法に私どもは口を挟むわけにはいかない部分がありますので、この辺は中で出荷者同士のトラブルについて発言をすることは、控えさせていただきます。 議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) それは中から発言はええんですがね、ほじゃがそういう出荷ができんようにしちゃるとか、そういうことを言う管理者が町長は管理者に対して指定管理する団体としてふさわしいと思われるか、思われないかを聞いちょる。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 詳しくはわかりません。私はちゃんとやってこられた内容から言うて、その 辺が本当にそうだったかどうかもわかりませんので申し上げませんが、現在の運営されてる状況については、立派に運営されているというふうに思っておりますから、決して間違っているとは思いません。人間的なことについては、触れることは避けさせていただきます。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) いや、人間的なことって言いよるんじゃない。こういうことをね、町内の生産者、出荷者に対して発言をする団体がふさわしいと思いますか、思いませんかっていうことだけ聞きよるの。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 私が直接聞いたわけではありませんので、そういう発言があったかないか自体も、はっきり申し上げられないんですが、それはあそこの関係者の方の話の中であるんだろうというふうに思います。ですから、そういった発言が本当にあったかないかにしろ、そういう状況であれば、やはりそこの中で協議されて、マネージャー、副マネージャー、管理者は責任持って協議されるべきだろうと思います。ふさわしい、ふさわしゅうないということは、決して私はこの場では、そういう発言をしたからふさわしくないと、いや、そういうことを言わんからふさわしいという状況で物事をちょっと言うわけにはいかないという表現をさせてもらったわけであります。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) それを実際にあったかなかったか、そういうことを言われると思うんですが、それを調べりゃわかるんじゃないですか。ただ、そういうことを言う団体は、ふさわしいと思うか思わないかを聞いとる。あったかなかったかじゃない。そういう独断的に町内の生産者や出荷者にそういうことを発言する団体が本当に正しいんか、指定管理者制度で指定するのに、正しい適当な団体と思われるかどうかを聞いちょる。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 団体という表現をされましたんで、ちょっと私も困るんですが、あくまでも 地域交流館を運営されてる組合の方は、組織の中でちゃんとやられております。その組織がふさわし いか、ふさわしくないか、私はふさわしいから、そこをちゃんと指定管理業者として組織された。中 で実際に運営される方は、その組織の中で選出された方なんでありますから、その方の個人的なこと については、私は発言を控えますということであります。その辺は理解いただきたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 個人的なことを言いよるんじゃないじゃないですか。

町長(長信 正治君) はい、いいですよ。団体はふさわしいと思っております。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) そうすると、出荷者に対して「ああ、おまえら出荷できんようにし ちゃろう」と、そういうことを言う団体がふさわしいんですね。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 団体で行われている行為ではないという判断のもとでおりますから、あくまでも地域交流館を運営されてる団体の方はふさわしい団体であるから、私どもは指定管理をいたすという状況で判断いただきたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) いいですか、団体の中にそういう発言をするその一会員ならいいですよ。ある程度責任を持ってやられる立場、そういう方がそういう発言をされておる。また、そのくらいの人でないと、そういう発言をしても力がありませんよね。だから、そうでしょう、例えば町内でも職員が課長がなんかおかしいことしたって、要は田布施町の責任じゃない。だから団体と言ってるんです。そういうことをやる、それ認めとるわけでしょう、その団体は。だったら、その団体がふさわしいか、ふさわしくないかって聞きよる。個人的なことは一つも聞きよりゃせん。議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) ですから、内容はよくわかりませんという状況であります。実際にそうだったんかどうかわからないから、今の現状で団体的にはちゃんとしてやっていただいてるし、あれだけの売り上げを上げ、あれだけの顔が見える商売をやってられるんやったら、それはふさわしいからそういう状況で認めてるわけでありますから、それがふさわしゅうないけえとかっちゅうのは、私のほうでは発言ができませんということで。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) おかしいじゃないですか。私が言うのは、そういう責任ある立場の人が、出荷者に対しては大変な言葉、そういう言葉を発する、それは個人商店ならいいですよ、それで。町の施設ですよ、あそこは。その施設でそういう発言があっていいのかどうか。あった、なかったじゃない。あっていいと思われます。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 内容がわかりませんからね、何とも言えないんです。ことばですから。それ はないに越したことはない。そういう発言をすること自体は、私も内容はわかりませんが、出荷させ んとか出荷さすとかというのは、ちょっとわかりませんが、それはあくまでもそこを経営される団体 の責任者が発言すべき行為かどうかというのは、正直言うてそんな無責任は話はないでしょうという ことでしょうから、私がこれをええか悪いかとは言いません。ただ、そういう発言は、そりゃないほ うがいいでしょう。ただ、それが発言したとか、しないとかっちゅうのははっきりわかりませんし、 直接聞いてませんから、そういう仮定的にもしそういう発言があった、調べりゃわかる、実際に言う たんだということであれば、その人がふさわしいか、ふさわしゅうないか、それはそこの交流館を運 営される組合でちゃんと判断されて、決定されればいいことでありまして、会社の社長じゃろうと私 の発言であろうと、やはり同じことだろうと思います。全く一緒だろうと思いますよ。そういう発言 をしても、議会の中でも一緒だろうと思います。そういう発言がええか悪いか、それはそういう発言 はおかしいということであれば、おかしいということで、その団体でちゃんと協議されるべきだろう し、これを我々他人が行って、おまえが言うたことおかしいじゃないかとか、これは議会の発言はお かしいじゃないかとかいうことは言えるかもわかりませんが、それを処分するとか、あるいはそれを 否定するとかちゅうのは、十分調べてその団体でやられるべきことであって、これはだれが聞いても ええ顔もしないし、やはりええ気持ちもしないし、そういう発言はおかしいというのが常識だろうと。 それが本当にどうなんかっちゅうことになると、私は今この場で発言はできませんということであ りますから、理解はいただきたいと。それはお互いに話をするんですから、いろんな言い方はします。 お前の発言はおかしいじゃないかというのと一緒だろうと。その辺はわかりません、内容が。ただ、そういう発言をされること自体は、それはいいわけはないわけです。いいわけない。ただ、それが本当にあったかどうか、あるいはそれが実際にあったとか、あるいはその組合の方も皆知っておられるのかとか、あくまでも組織でやっておられる、組織の責任者として、そのことを運営されてる。組織の方から選ばれて運営されてる、そういう方の発言を私が一々どうじゃ、こうじゃということは、今の段階ではできませんから、その団体に対して指定管理をしているということで、一つの適正にちゃんと指定管理がされているという判断をしてるという状況であります。これは個人的なことを申しました。個人的発言があるんであれば、私は個人的発言なので、これに対してコメントは避けさせていただきますという状況であります。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) どうも町長のあれと違う。結局、それを今の組合は認めてるわけでしょう。だから、そういう発言をする人がいらっしゃる。それを認めてる団体なわけです。それが大まかに通るわけですよ。その団体が管理者にふさわしいかどうかを聞きよるんです。で、ようやりよる。ふさわしい。町外からの物を持ってきて販売する。それは消費者はそこに来りゃあ皆そろう、それは喜びますよ。だけどね、交流館はそういう目的でつくったもんじゃないわけです。物がない時期に、季節を外れたものでもありゃ、それは消費者は喜びますよ。だけど、そういうもんじゃないんです。ほじゃから、町外からの出荷者だとか、そういうことは論外だと。そういうこともする、ある程度町内の業者や出荷者に対しては大変な発言がある。それを丸々町長認めるの。それが今の地域交流館でいいんですか、どうなん。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 発言の内容については、ほんと正直言うて私は直接聞いたわけじゃありませんし、何度も言うようですが、あくまでも地域交流館を運営されてる組合の方がちゃんと認めて、その方を代表として、あるいはそこの運営に対して権限を与えられてるわけですから、それを認めてるんだろうと思いますし、ただその方が発言したことがどうだ、こうだ言われても、私はちょっとそこはわかりませんということであります。

お互いに交流館の中で何百名かの方が組合の中で発言されるんですから、いろんな発言はあろうと思いますし、意見の違いもあろうと思います。あるいは、言葉じりでいろんな難しいこともあるかもしれません。それは、あくまでもその組織の中で解決をしていただくことであって、ちゃんとやっておられる運営に対して、私はその指定管理者の代表者が適正か、あるいは認めるか、認めないんかということは、その団体が認めておられる、そしてその方が発言した内容が町長適正か適正でないかという御質問だろうと思いますが、私は言葉の中身をちゃんと聞いておりませんからわかりませんが、今議員の質問のような発言であれば、それは決していいことではないというふうに思います。

ただ、そこの団体を運営される組織の中では、ちゃんとその方を認めてやられてるんですから、個人的にどういう話があったかはわかりませんから、それについては私がコメントを言うわけにもいかないし、その交流館の責任者の方の発言が、これは認めるか認めんか、そういうものが正しいか、正しゅうないかという表現をされても、実際に私自身が見てるわけではありませんし、私がその辺をわかってれば、そのときにはちゃんとそういう発言をされた方には言うでしょう。

私自身がそういう発言を聞いておりません。全く同じことでありますから、何度申し上げても、決してこれが悪いというふうに今言われるかしれませんが、私自身にはその判断はできないということで御理解をいただかないと、ここで正しいか、正しゅうないか、それを認めるか、認めんかって言われても、お答えはできない状況であります。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 町長なんぼ言うてもあれですから、次にいきますけどね、とにかく 町の施設なんじゃから、町外から出荷するのはなんだ、こういうことはやめましょうや。売れさえす れば何でもええっちゅうもんじゃないですよ。それだけは念を押しておきます。

次の質問にいきますが、東日本大震災の支援についてですが、これ義援金が幾ら集まったかということをお尋ねしたかったんですが、これ6月10日の広報に記載されておりました。義援金は田布施町で676万円となっております。町民から集まったお金は360万円、町が300万円出したとか、そういうのがありましたよね。そうすると、町民からの義援金は361万円ということになります。

それで、本当に町民はそれだけだったんですかね。私が聞くところによると、ある自治会が町に持ち込んだと、義援金を。そうすると、自治会のお金じゃから、領収書が要りますよっちゅうて、そしたら、領収書が要るんなら郵貯に行ってください。それで、ある民間の会社の方が義援金を町に持って来られた。これも領収書が要るから郵貯に行ってくれと、そんなばかな話があります。せっかく町内の皆さんの温かい気持ちを、町を通して寄附をしよう、その温かい気持ちを踏みにじっとるんじゃないですか。

それともう一つお聞きしたいのが、361万円に麻郷自主防災会からの義援金は入っておりますか、 おりません。今の先にそこを聞きましょう。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 3問目の質問ですから、こちらで答えます。

東日本大震災の支援についての御質問であります。先ほど林山議員さんが言われましたように、広報のほうに報告を上げておりましたが、その後も多少の動きがありますが、これは金額的には大したことありませんので、一応6月3日現在のやつとしては、総額で日本赤十字社あてに送ったのが178万7,377円、それと、もう一件は中央共同募金会のほうへ、これは福祉協議会のほうから義援金として出したのが、183万8,190円ということ、トータルしますと300云々という数字で、大差はございません。少しは上がっております。

以上のような状況で、支援金は本町の関係として、町から出した300万円も、これは別に出しておりますから、この金額はこれには含んでおりません。

これは、直接やはり同じように日本赤十字社のほうへ町の金額として、町から出しております。

それと、今質問がございました領収書が要るから郵貯に持って行けというような話が、当初冒頭 1件ありました。私も議員さんもたしかあのときおられて、苦情を聞いたのを覚えております。その 後はございません。

それと、麻郷の義援金でございます。これは先ほどもちょっと話しましたが、自主防災組織がすごい金額をお集めになって、大方この金額に匹敵する百五十何万円というお金を義援金としてお持ちされました。それは私のところへ御報告がありました。ただし、その義援金につきましては、マスコミのほうへ直接新聞社に対してお支払いするからということで、そちらから領収書をもらわれておりますから、この金額には入っておりません。それと、ある一定の業者さんがお見えになった方でも、直接私どもはそういう団体にお支払いをするかという方は、何人かいらっしゃったように聞いております。ですから、実際にうちのほうへ、町への対して交付金があったのは、本町の義援金箱を含め、直接おさめられた方と、あるいは福祉協議会に行って直接おさめられた方、このトータルの数字が義援金ということでございます。

その後の御質問は今されなかったので、また後でお答えを申し上げたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) いや、そうすると、麻郷の自主防災会のお金は、あれは一旦町に入って、寄附先を自主防災会が指定したんじゃなかったんですかね。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 自主防災会の方が直接お見えになりまして、マスコミの方と一緒に見えて、 田布施町長室でこういうことを寄附しますと、町長さん御了解いただけますかということで、私のほ うへお出しをして、どうされますかと言ったら、直接そのマスコミのほうへお出ししますということ でありますから、そのマスコミのほうから領収書をもらわれて、多分寄附されたということであります。だから、町に対してという形ではありませんが、町長にも一応自主防災組織っていうのは、町の我々の自治体の組織やから、理解してほしいよと、これだけのことをやったんだよということで、報告を兼ねてお見えになったということであります。

議長(谷村 善彦議員) あと残りが5分ほどです。よろしくお願いします。林山議員。

議員(1番 林山 健二議員) 自主防災組織がそうだったというのは、私ちょっと残念。集まったから集まったんじゃけどね、それはやっぱし一遍は寄附先が指定されてもいいから、一遍は町に寄附していただされて、それを町からそちらへ寄附をしていただきたかった、ちょっと残念だと思います。

それと、私も先日福島県の郡山に行ってきたんですが、避難されておるところに行ってきました。 避難されておる方、ほんと大変でございます。結局、要は現金全然おりておらんのです、皆さんのと ころへ。ほじゃから、日用品が買えない。品物はあるのに、お金がないから買えないんです。

だから、これは町長に言ってもどうにもならんとは思うんですが、町やらなんやらも一生懸命国に早う、なんぼかずつでも現金がおりるように要望してください。これをひとつお願いしておきます。 じゃあ、これで私の一般質問を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 以上で、林山議員の一般質問を終わります。

.....

議長(谷村 善彦議員) 次に、高川喜彦議員。

議員(7番 高川 喜彦議員) じゃあ、具体的な質問に先立ちまして、私も過ぐる3月11日に発生した東日本大震災から3カ月たちました。死者、行方不明者2万4,000人を初めとする東日本各県下の多くの人々、身体、生命、そして財産に未曾有の甚大な被害をもたらしました。心からの死者、行方不明の方々へのお見舞い並びに御冥福を申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を祈念してやみません。

また、福島の原子力発電所の事故によりまして被害を被られた方々に、お見舞いと事故の一日も早い収束を願うものでございます。

私の長男も、4月から5月、そしてちょうど昨夜まで福島、あるいは宮城方面に支援活動に参りまして、今ちょうど伊丹の空港あたりを帰ってくるところであります。毎日のいろんな連絡なり聞きまして、本当に被害の甚大さ、また現地の人々が本当に難儀をされてる様子を、心痛むという言葉では言いあらわせない思いで見つめ、聞いている状況でございます。本当に一日も早い復旧、復興が願われてなりません。そうした思いを持って、きょうは議会に出席をさせていただいたわけであります。

私は、これから通告のとおり町長に2項目、そして教育長に1項目を質問させていただきます。

最初は、3項目を一括をして質問をし、一括して御答弁をいただきたいと思います。

そして、それから再質問からは、そのときの答弁に応じまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項の1は、ブロードバンド推進についてであります。

私は、かねてからNTT西日本によりますBフレッツと言われる光ファイバーの敷設を推進していただくようにお願いを申し上げてきております。

この高速データ通信サービスの提供ができるようにとお願いしてまいっておるところでありますが、かつて私がここで質問をしたときの答弁では、NTT西日本の山口支店にシュミレーションも依頼したところ、本町の電話回線は総数が7,000回線と見込まれておりますが、そのうちの50%に当たる3,500回線でBフレッツの、つまり光ファイバーの利用が見込めなければ、経営的に採算がとれない。したがって、50%以下では提供が困難との答弁であった、そういう御答弁をいただきました。

そして、町が主体となって設備投資をするということになれば、多額な事業負担が見込まれて、財政的にも困難な今日、その導入は難しいというニュアンスで答弁がありました。

ところで、ここでちょっとお尋ねですが、光ファイバーのサービスができない市とか町は、山口県下ではまだほかにもありますか。田布施町だけじゃありませんか。

また、光ファイバーのサービス体制を整えていくところは、電話回線のその市や町の総数の50%が本当に加入しないと、敷設はしてもらえないんでしょうか。これをちょっとお尋ねをいたしたいのでございます。

私どもこの町の財政も厳しいことから、町外からの企業誘致もどんどん進めましょうと、そして、本当に財政的にも自立できる町をつくっていこうということも、常にどなたもが述べてきているところなんですが、実際こういう光ファイバーの超高速のデータ通信サービスがないような町へ、企業の誘致というのもおこがましいという気がしてなりません。これは、今日最低限の整備ではないかというふうに思うわけであります。

また、家庭向けにも今日多くの方がきっと加入していただけるのではないだろうかと。特に、若者の定住を言うときに、若い人とはこうしたやっぱり高速通信の整備ということを希望していると思われます。

本町のブロードバンドプロジェクトの最近の進捗状況はいかがなっておりますでしょうか、これを お尋ねするのが第1問であります。

それから、質問事項の2でありますが、地方自治法の一部改正に係る本町の対応についてお尋ねを いたします。

今年4月28日、この4月28日でありますが、地方自治法の一部を改正する法律が国で成立をいたしました。そして、5月2日に公布されたということであります。この施行は、公布の日から3カ月以内の政令で定める日とされておりますが、議決事件のこういう議会で決めることの必要なことについての拡大をするっていうこの法律については、公布の日から1年以内の政令で定める日とされております。まだ時間的には余裕があると思うんですが、この地方自治法の改正の中で特に市町村の基本構想の策定の義務づけを廃止するという、これまでは地方自治法の第2条の第4項ですかね、各市や町は総合計画、特にその中で基本構想を議会の議決を経て定めなければならないという条項がありました。これが廃止されたということでございます。

このことについて、町長はこの法改正にどういうふうな御対応をなさるのか、お尋ねをいたします。本町では、ついこの間総合計画の基本構想並びに基本計画を定めたところでございます。この3月議会。本町では、特に地方自治法第96条の2項によって、この基本計画の議決事項ということで条例を定めておることは御承知のとおりであります。

こういう経過がこういう条例があって、しかも基本構想のというか、総合計画の策定をしなくてもいいという法律になったら、えらい矛盾をするわけで、このたびの改正についての対応をお尋ねしたいと思って、これ聞いておくことが大事だと思いましたので、お尋ねするものであります。

その他、このたびの改正によって、地方自治法の改正によって、本町が対応する事例があるのか、 お尋ねをするわけであります。これが2問目であります。

質問事項の3は、いじめ根絶アピールというのを本町では平成19年でしたか、20年かにアピールを採択をされました。そのときは吉本教育長さんでしたが、引き継がれて尾﨑教育長も、いじめ根絶に大変御努力をいただきましたし、今日教育委員会を初め、本町の小中学校の先生方、関係者の方々が本町の教育の充実向上のために、大変御尽力されていることを私は敬意とともに感謝を申し上げたいと思っております。

特に、財政も逼迫しておる中で、かつては西の小学校、東の小学校、そして今麻郷の小学校と本当に教育施設に随分理解と高額な投資が行われておるわけであります。このことについては、先ほども少し後で申し上げたいと思いますが、そういう中で本町はずっと昔から教育優先の町としてきたんだという自負を持っております。昔から言われますように、知・徳・体の向上こそ教育の使命であり、責任であると私は思いますが、まず今日お尋ねしたいことの第1点は、いじめ根絶をしましょうとい

うふうに言いましたが、その現状は今どうなっているか。

そして、このアピールはその後しっかりアピールが採択をし、議会でも皆さんの理解を得て議決をされたわけですが、このものが言ってみりゃもう四、五年たとうかと思いますが、しっかり現在の小中学校に引き継がれてきとるのか、校長先生もかわってこられましたが、校長先生方にもちゃんとこれを趣旨を話して、引き継いでおられるのか、そういうことをお尋ねしたいと。具体的にこの根絶アピールは、その後どういうふうに生かされているのか、これが1点です。

それから、特に今年からは、小学校で英語を教える、英語が教科として取り入れられてきております。聞けば、評価とか評定はいたしておりませんということも、現場の先生には聞きました。そのいわゆる順調に英語教育というのは進んでいるんですかっていうこと、まだ今年度からっていうと、あんまり日にちがたってないので、よくわかりませんが、その辺をちょっとお尋ねしたいことが1つ。

加えて、英語が入ってきた。そういう中で日本の国語はどうなっておるかと、この辺をちょっとお 尋ねをして、後で御見解、御高見を伺いたいと思うので、よろしくお願いいたします。

1回目の質問は以上です。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 高川議員さんの1点目は、ブロードバンドの推進についてのお尋ねであります。以前議員から同様の御質問に対して、近隣市町において超高速ネットワークの環境が整備されてることが、若い世代の転入者、または企業から超高速によるネットワークの接続への強い要望があり、また情報通信基盤の地域間の格差是正を図ることによって、若者やU・J・Iターン者の定住または地域の産業発展に寄与し、ひいては町民生活の利便性の向上や、産業基盤の充実など、地域の活性化や魅力向上に資する役割を果たすものと期待を込めて、西日本電信電話株式会社山口支社に、光通信サービスの提供を要望いたしました。

その回答については報告させていただきましたが、サービス提供の実現に向けては厳しい状況であることから、今後も引き続き情報基盤整備に向けての課題や対策等を西日本電信電話株式会社と協議していくと答弁いたしました。

先ほど途中で特にということで聞かれましたが、田布施町においては、御指摘のとおり山口県においては、もう田布施町は非常におくれているということに間違いございません。実際には、本町は超高速ブロードバンド等の通信情報網の整備が、他市町に比べておくれている状況であります。

第5次総合計画では、地域情報化の推進の重点施策に掲げておりますし、また、私の町長再選における抱負でも、高速インターネットの通信の整備を進めるとしております。

このことを踏まえて、本年度に国の地域活性化臨時交付金を活用し、計画的に情報通信網の整備を 進める情報通信整備基本計画を策定することとしております。

このような中、先般西日本電信電話株式会社から、本年10月を目途に田布施町内における光インターネット接続サービスの開始を予定しているとの情報提供がありました。整備地区等の詳細は、改めて説明していただくことになっております。これを足がかりとして、町内の高速情報通信網の整備を進めていきたいと考えております。

次に、2点目は、地方自治法の一部改正にかかわる本町の対応についてのお尋ねであります。御質問のように、地方自治法の一部改正を含む地域主権関連三法が平成23年4月28日に成立、5月2日に公布されました。この地域主権関連三法は、地方主権推進一括法第1次分と、国と地方の協議の場に関する法律、そして地方自治法の一部を改正する法律を内容とするもので、自民党政権下の地方分権改革推進委員会の勧告をもとに、政権交代後でも地域分権改革推進計画として引き継がれ、議論されてきたものであります。

地方自治法の一部改正につきましては、地方自治体の自由度の拡大を図るための措置及び直接請求制度の改正をした内容とするもので、御質問の地方分権法第2条4項関係の市町村基本構想の策定の義務づけの廃止は、さきに述べました地方自治体の自由度の拡大を図るための措置にかかわる改正点

のうち、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に属するものとなっております。

まず、この法改正への対応でありますが、本町では、平成23年度から平成32年度を計画期間とする第5次田布施総合計画をこの3月に策定し、基本構想、基本計画に基づく実施計画の策定、総合計画ダイジェスト版の各戸配布等の取り組みを進めている最中でありまして、法改正で市町村基本構想の義務づけがなくなったと申しましても、私といたしましては、第5次総合計画に田布施町総合計画に沿い、実施計画をしっかりと定めながら、町政を執行していく考えに変わりはありません。

ただ、この基本構想の策定義務づけの廃止により、本町の場合、平成12年に策定した議会の議決に付すべき事項を定める条例で、基本構想に基づく基本計画を議決事項としております。先ほど御質問いただきましたこの基本計画の議決事項は、余りよそにはなく、本町独自の計画でありまして、当時御心配いただきました議員さん初め、すばらしい議会の進め方というふうに認識をしております。

この基本構想に基づく基本計画の議決事項は、法制度上、不整合な状態となります。というのは、 先ほど質問されましたように、ちょっと不整合を来します。総合計画と基本計画とで不整合となって くるという状況になりますが、この市町村基本構想の義務づけ廃止については、その義務づけ廃止の 意義、また、現在の基本構想に変わる長期計画のあり方などを十分に検討する必要がありますので、 今後、議会の皆さんとも研究の場を設けるなど、慎重に対応していきたいと考えております。

次に、その他、このたびの改定により、本町が対応する条例があるかとのお尋ねですが、今回の改正で、議決事件の範囲の拡大も図られ、法定受託事務にかかわる事件についても、条例で議会の議決対象として定めることができるようになりましたが、例外規定も多くあるように聞いております。具体的には、内容は全く示されておりませんので、現時点でのお答えは差し控えさせていただきます。今後、国、県を通じて、そういった考え方や基準等が示された際には、議会にお諮りしてまいりたいと考えております。

なお、最初に申し上げました地方主権推進一括法、第1次分における義務づけ、枠づけの廃止に伴い、町営住宅の整備基準、入居者にかかわる収入基準や町道にかかわる道路法等の技術的基準、指定地域密着型サービスの、地域密着型サービスの事業の人員、設備運営基準などにかかわる国の義務づけ、枠づけが廃止となりますので、関係する7条例の制定、または改正の基準を定めることとしております。以上であります。

議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。

教育長(尾﨑 龍彦君) では、失礼いたします。それでは、三つ目の御質問についてお答えをさせ ていただきます。

いじめ根絶アピールにつきましては、平成18年12月にいじめの根絶に向け、学校現場だけでなく、行政、地域、各種団体が一体となって取り組む必要があることから、田布施町、田布施町教育委員会及び田布施町議会が共同アピールとして採択をさせていただきました。

アピールの内容は、いじめに苦しんでいる子供たち、1が。2、いじめている子供たち。3、いじめを見ている子供たち。4、保護者の皆さんへ。5、地域の皆さんへ。6、先生方へとし、いじめ根絶に向けた具体的な呼びかけを行っていただきましたし、うたってまいりました。まず、いじめ根絶アピールのその後の状況に対するお尋ねでございますが、策定時には、いじめが特に社会問題化している中で、高川議員さん初め、議会の皆様のいじめ根絶に向けた力強い御支援と、全町挙げてのいじめ根絶アピールに対し、学校やPTAはもとより、地域の各種団体や自治体等の各種研修会におきましても、この問題を取り上げていただき、いじめ根絶アピールのさらなる推進を図ってまいりました。その後も、この精神を大切に継承をいたしております。町教育委員会におけるいじめ根絶アピールのその後の取り組みの一部を紹介させていただきますと、毎年、年度当初には、田布施町の教育という冊子を田布施町教育の基本方針として示しておりますが、その中の生徒指導の重点項目に(2)いじめ根絶アピールを取り上げまして、小中学校ともに継続した推進を図っております。

具体的に御説明させていただきますと、初年度の18年の小中学校におけるいじめの状況は、小学

校で15件、中学校で4件、平成19年度は小学校で9件、中学校で7件でございましたが、平成20年度には小学校8件、中学校4件、平成21年度小学校でゼロ、中学校で6件、昨年の平成22年度は小学校でゼロ、中学校で3件と減少傾向にあると言えます。これも社会全体にいじめを許さないという機運が高まっていることや、教育相談の充実や学校と保護者、関係機関の連携が緊密になってきたなどの成果だというふうにとらえております。本町の各小学校におきましては、全町挙げてのいじめ根絶に向けた取り組みにこたえるべく、平素から教職員一人一人がいじめをより幅広くとらえ、いじめられた子供の立場に立って、学校内外における児童生徒の些細な問題行動も見逃さないという姿勢で取り組んでおり、そういったあらわれが成果につながっているんじゃないかというふうに思っております。

次に、小学校から英語を教えられるようになったが、順調に運営されているのかというお尋ねでございますが、小学校では、本年度、平成23年度から新しい学習指導要領に沿った教育が進められております。新たな領域として、外国語、英語活動が御案内のように入ってまいりました。これによりまして、本年度から小5及び小6学年におきましては、毎年35時間、1週1こまに相当になりますが、外国語活動の授業を行っています。外国語活動は、教育の機会均等に確保や中学校との円滑な接続等の観点から、コミュニケーションへの積極的な態度を育成するとともに、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際理解の基盤を培うことを目的としております。

本町の小学校では、これまでも総合的な学習の時間等を活用した外国語を用いた学習、いわゆる国際的な教育と申しておりましたが、ALT、英語指導助手等を配置していただきまして、積極的に進めてまいりました。そして、平成21年度からは、本年度に向けた取り組みを、本格実施です。本年度から本格実施ですが、向けた準備期間として2年間、すべての小学校で外国語活動を先行実施という形で行ってまいりました。その間、学習指導要領の趣旨を深めるとともに、英語ノートの活用方法の研究や年間指導計画の作成を行うなど、準備を着実に進めてまいりました。また、学級担任等が中心となる授業が実践できるよう、教職員の研修に力を入れる一方で、外国語ノートに準拠したCD及び教師用の指導資料、さらに英語ノートに準拠した映像や音声を活用する教材等デジタル教材が使用できるように、電子黒板等のデジタル機器等についての御理解をいただきまして、準備も進めてまいりました。このように数年を要して人材育成や教材等の準備に取り組んできた結果、おかげさまで各校とも充実した学習や指導が進められております。

それから、一番最後の母国語である国語との関係はどうであるかという御質問でございますが、なかなか説明が難しいので、一つ授業時数の変化を使って御説明させていただきたいと思います。

我が国におきましては、授業時数については、最大であったときが、昭和44年度改正、昭和52年までですが、このときが一番授業時数が多かった。当然、土曜日も学校行っておりました。一番少ないのが、先ほどいろいろ指摘されました平成10年度改正で、昨年まで行われていた学習指導要領の改訂でございます。この差を見ますと、小学校におきましては、一番多かった昭和44年の改正で1,603時間、1年から6年までで。それが平成10年度改正では1,377時間に減少を、段階的に落ちてまいりました。これに対して、いわゆる学力低下という危機感のもとに、今年度の改正が行われたわけですが、小学校につきましては、その1,377時間が1,461時間に復活してまいりましたということです。もともと小学校は、この差マイナス16%で、8%程度に回復しましたので、まあまあ小学校の校区については、それほど長い間の授業時数が減ったりしても、まだまだだったんですが、中学校をついでに申し上げますと、中学校は一番多かった昭和44年の改正では525時間ですが、それが平成10年で350時間に減ったわけです。33%の減少になった。これが大変ないわゆる打撃があったということです。それが今回、350時間が385時間に回復しております。

今、高川議員さん御指摘の英語との比較ということをちょっと申し上げられたと思いますが、これ につきましては、平成10年が315時間、このたびが420時間と、御指摘のように、母国語を上 回る英語の授業時数の増加ということです。我々も、この点については、母国語を大切にする意味から、多少危機感しておりますが、この英語の中にも、小学校のときにも御紹介しましたように、コミュニケーションであるとか、言語力であるとか、それから人とのかかわりを通して、これを外国語を通して、国語の一部を担っているという形で指導させていけば、十分母国語の増加率に加えられるということで、御心配されているようなことはないように、こちらも進めてまいりたいと思いますし、今までの指導要領の改訂からいけば、非常に喜ばしい状況にあるなというふうにとらえております。つけ加えさせていただきましたが、以上でございます。

議長(谷村 善彦議員) 高川議員。

議員(7番 高川 喜彦議員) まず、質問事項1でありますが、質問事項1でこの10月を目途に という話で今ありましたが、御答弁がありましたので、それはもう、こういう前向きな答弁というか、 進捗状況は大変うれしいことなんで、声を大にして、それは御苦労さんですって言いたいんですが、 あの当時、あの当時って、前回質問したときには、町の持ち出しが3億5,000万円ぐらいあるん じゃないかちゅうような話が、2億5,000万円から3億5,000万円で、私はそれを聞いたもん ですから、その質問の要旨は、再質問する要旨は、その3億5,000万円とかっていう高額な町の 持ち出しがあるのですかということが聞きたいわけです。私は、自分でちょっと理屈を持っておるん ですが、大体、日本電信電話公社っていうのは、3公社5現業といって、国のどこにあっても均一な っていうか、ナショナルミニマムっていう言葉がありますし、ナショナルスタンダードっていう言葉 がある。どこへ行っても一定の水準があるべきで、そういう使命を持ったのが3公社5現業であると。 専売公社もそうです。JRもそうです。そしてこの電信電話公社、この3公社は国土の、今国が進め ているように、高速通信というのは、山口県で田布施町がいよいよ低いんでありますっていうような ことが絶対にないようにしなきゃいけない。そのための責任は、それは田布施町にもありますが、 3公社5現業の原点であるNTTには、もっとあるんじゃないですかって言って詰め寄ったことがあ るんで、そういうことからすれば、本当に国の政策としても、この光ファイバーは推奨するというし、 ぜひに、いわゆる町が厳しい財政の中から持ち出ししなくても、敷設が可能になってくることを願う わけです。この辺はどうなっとるか、ちょっとお尋ねをいたします。それと、今、光ファイバーがな いのは、田布施だけでしょう、山口県で。そうじゃないの。それは、ちょっと考えなきゃいけません。 これは放ったらかしといちゃいけません。このことについて、二つお尋ねします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) ありがとうございます。10月目途ということがございましたが、今年の初めに、いろんな業者さん含めて、研究させてきました。その中で、まだ公表しないでほしいということであったんですが、田布施町の中央部と南部という2カ所、NTTさんの基幹があるところですが、その1カ所で2,000戸基準ということ、ちょっと言われましたが、まだわかりません。明日、正直な話申し上げます。明日こちらへお見えになります。その具体的な話を多分されるというふうに思います。ですから、明日回るという話になるかもしれませんが、先方のほうに確認したら、議会のほうから質問が出れば、公表してもいいですよという了解をいただきましたから、今日本当ほやほやの発言を今したわけでありまして、明日、お見えになってから、具体的な内容は聞けると思います。

予算的には、営業的にNTTさんは採算がとれるという状況のもとで、この事業には取りかかるというふうに聞いておりますから、町としての負担というのは限られた範囲でやれるというふうに思っています。ただ、できることなら範囲をもっと広げて、多くやっていただけるように望むのが私どもの仕事であるし、あと、企業を含めた地域においても大切にしていかなきゃいけないということで、早々にこの取り扱いを進めていきます。

それと、先ほど50%の件を話されましたし、今、田布施町が光ファイバー、光通信がないのが田 布施だけだという件ですが、担当のほうがおりますので、そちらへ答えさせます。

議長(谷村 善彦議員) 企画財政課長。

企画財政課長(猪股 勝美君) 現在の光ファイバーの状況でありますけど、本町の場合にも、ブロードバンドについてはADSLのみでございます。県内につきましては、光ネットワークサービスをNTTが設置されたところもありますし、また、ケーブルテレビを利用した光ファイバーの提供をされてます。そのうち、本町では、そういう両方とも提供されてない、県内では本町だけというのがもう現状でございます。それで、先ほど50%以上加入があれば提供していただける。NTTがインターネットサービスの提供を始めることができるのかというお話ですが、先ほど町長も言いましたように、この10月を目途に、NTTは町内のインターネットサービスの提供を開始する予定にしております。

議長(谷村 善彦議員) 高川議員。

議員(7番 高川 喜彦議員) 本町だけですというとこが、声が小もうなったが。情けないことでありまして、でも、これをばねに、一番いい田布施にそういう通信ができる形にしていかにゃいけません。そうですか、あした、あした話がかなり具体的になるんじゃったら、3公社5現業のぜひ要請を。やっぱり、この辺は原点に返って、しっかり双方やっていかなきゃいけないんだろうと思いますから、どうぞよろしくお願いいたします。もうこれで光ファイバーは終わります。

次に、2項目めの質問でありますが、これから検討と言われましたが、検討するまでもないと私は思うんです。いわゆる1号2条4項が廃止されるんだったら、もう町の総合計画の基本構想は96条の2項へ追加しますと言うてほしいんです。そういうやっぱりことをしないと、田布施町議会があって、何も役割を果たせんようになったんじゃ、申し訳ない。やっぱり、議会というのは住民の声を町政に反映していく、この議会の議決事項を追加していただいた96条2項の、今、基本計画を議決事項にするというそのときには町長も議員でいらっしゃいましたので、やっぱり住民に最も身近な議員が、その住民の願い、また、この町がこうあるべきだという考えをしっかり総合計画の中へ盛り込んでいこうではないかと。それをもとに町政がなされていくような町づくりを進めようというのが趣旨だったんです。ここで、連合審査会を開いたときに、もう議員の各位が本当に厚い思いをみんな吐露されました。そりゃ、いよいよ身近なあの橋の下でコイを飼うたらどうかって、中央橋の下でコイを放したらどうかっていうことから始まって、本当町づくりの夢と希望を皆さんが話しました。こういうやはり町づくりの熱意っていうのは、皆様が持っておいでになる。それが基本構想や基本計画、実施計画の中へ生かされていって、本当に住民の民意を反映した町政ができると思うんであります。ぜひこれはひとつ96条の2項へ追加ができるんで、それを増やしましょうと言うて、全国議長会でも呼びかけておる今日でありますから、ぜひこれを町長にお願いしたいと思うが、どうですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 国のほうの状況で、そういう状況でありますので、どっちみち我々は、私も議員のときに、御指摘ありましたように、一生懸命基本計画を議決事項ということで取り組んだ経緯があります。そういう意味からも、十分また御相談申し上げて、方向性に向けて、努力してまいります。すぐちゅうて、今この場であれできませんが、よろしくお願いいたします。

議長(谷村 善彦議員) 高川議員。

議員(7番 高川 喜彦議員) はい、町長がそういうつもりでありますから、町長初め、課長さん方、ぜひこれは実現してください。各所管において実現してもらうようにお願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、教育長、どうもありがとうございました。今、ずっと平成18年からですか、今、非常にうれしい話を聞かせていただいたんでありますが、いじめがだんだん少なくなってきている。そして、みんなが学校へ行きたいちゅうて言うようになってくる。こんなうれしいことであります。

そこで、ちょっと国語のことをいいですか。国語のことをちょっとお話ししたいと思うんですが、 日本はちょっと外国の声によく耳を傾ける。それはいいことかもしれませんが、ゆとり教育なんてい うとぼけたことをやりました。あれは外国から強い圧力があって、私はそれを言うた人とある関係が あって、知っとるんですが、日本をだめにする教育ですよ、あれはね。やかましゅうここでも申し上げました。もう本当、今、国語が危機と私は今日言いたいんです。今、戦前の教育、国語の科目から言えば、今、ちょっと何年だったか記憶があれですが、今、日本語、日本の国語の時間というのは、戦前の3分の1になってきています。昔から、昔の人はやっぱりすごいなと思うんですが、読み書きそろばんちゅうて言いました。読むことと書くこととそれから足し算、引き算がしっかりできるということ、これを寺子屋じゃ教えてきたんです。その辺に、ちょっと今はいろんな科目が増え過ぎたなと思う。英語がいけんちゅうわけじゃないんですよ。それは誤解しないでください。ただ、日本語というものが、今、おろそかにされてるような気がしてならないんです。やっぱり国際的にも、日本の子供が知的活動の低下をしているとか、論理のある思考ができないとか、情緒が非常に低下してきていると、それから、祖国愛がなくなってきているというようなことが指摘される。それは何かと突き詰めて考えてみれば、言葉だということです。ちょっと話が、あと何分ある。13分。それじゃ、ちょっと一言あれさせていただきます。

日本の終戦記念日は何日か御存じですか、日本の終戦記念日。8月15日と思うていますよね。み んなそう、私もそう思うちょった。正しくは9月2日なんです。そうでしょう。ミズーリ号で重光外 務大臣が、日本が本当に戦争をやめると言って調印をした、あのときが終戦の記念日なんです、本当 は。天皇陛下が玉音放送されて、戦争でポツダム宣言を受託するという宣言をなさったのは8月 15日なんですが、その調印式をした日の午後4時にマッカーサーのもっと下の役人ですが、これが 日本を統治して、これから再び頭をもたげてこないようにといった、もうはっきり言いますが、そう いう政策を三つ決めたんです。それは、一つは公用語を英語にしろと、日本語は使わせない。二つ目 が、裁判は全部連合軍のほうでやって、このたびの戦争の結末をつけよう。三つ目が、通貨はドルに していこうと。これを、あすの朝というんで、9月3日の朝6時からやるぞという、布告をしたんで す。それを、徹夜で説得をして、重光さんと、それからその下におった岡本さんというのが、もう東 京と横浜の間を走りながら、一晩でその布告を逃してくれ、やめてくれって言うて、日本の国を守っ てくれた。それが、今日、日本語がこうして話せるんです。そんなことは、私の一般質問英語でやっ とるところだった。それは本当に大事なことなんですよ。そういうことから、ずっと外国をにらみな がら、日本語というのを守ってきた。これから、日本の教育は、文部省が教育指導要領というのをつ くって、それがある以上、カリキュラムは少しは授業等があるんでしょうれども、いじれないという のが本当だと思うんですが、田布施では、もっともっと国語をしっかり勉強させてほしいというのが 願いなんです。先ほど言うたように、今、何が問題かというと、いみじくも、今、教育長が言われま したが、コミュニケーションの手段の日本語じゃないんです。そうじゃない。日本語というのは、先 ほども言ったように、読み書きというのがしっかりできなきゃいけない。それがしっかりできたら、 コミュニケーションはできる。コミュニケーションをやるための英語だったり、日本語だったりする んじゃだめなんです。

それから、もう一つは、各教科を平等に扱い過ぎておる。やっぱり基本は日本語だと、私はいろいろ勉強してきて、今そういう結論に至っておるんです。この辺、教育長、どうお考えになりますか。 議長(谷村 善彦議員) 尾﨑教育長。

教育長(尾﨑 龍彦君) おっしゃるとおりで、私も大賛成であります。やはり母国語である日本語がしっかりしなければなりませんし、日本の文化、伝統を大事にするということが今後上がっております。この日本の文化、伝統というのは、やはり国語がしっかりしていかないと、十分なことはできないと思います。まだまだ私は国語の授業時数は少ないと思っています。ですが、やはり与えられた余裕の部分もありますので、その分につきましては、おっしゃられるように読み書き、しっかり読むこと、書くこと、これは今回非常に重点目標になっております、確かに。ですが、さらにそういったものをしっかり意識を持ってやっていただくように、昨日は中学校でしたが、学校訪問もしておりますし、そういった問題点については、指摘しながらやっておりますが、もう一時期に比べれば、非常

に読む、書くということが中心になっておりますし、もう新たに、いわゆる予習、復習授業というサイクルと、それからやっぱり授業ノートそういったものをしっかり力をつけていくという形で、いわゆる従来のそういった大事なものをまた取り返していこうという形で進んでいるというふうに感じておりますし、そういう方向でも進めてまいりたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 高川議員。

議員(7番 高川 喜彦議員) じゃ、これで終わりますが、やっぱり少し自由に、この田布施町において、教科の組み方を、あるいは教育の仕方を、それこそナショナルスタンダードじゃないけれども、よそとやっぱり平均を合わせなきゃいけませんが、一方において、重点とするのは、国語をしっかりやっていこうということをしっかり取り組んでもらいたい。国語って一口に言いますが、口語という口の語るという口語、また、これまで、先ほど言うたミズーリ号の調印の後、あった公布では、漢字を全部廃止しようということだったんです。漢字は全部廃止しよう、全部かなでいこうということだった。そのうち、アルファベットにして、英語にしようということだったんですが、あれじゃ、俳句も読めなきゃ、和歌も読めない。こいつはだめなんです。そういう本当に文化も、伝統ある日本の歴史も、本当、もう一歩のところでだめになるところやった。その危機を考えたときに、私どもは、もっともっと日本語について、国語についてやっていくことが、今取り組むことが大事だと。口語、文語、それからもちろん古典もありますし、漢詩もしっかり取り組んでいかなきゃ、これはもう小学校だけじゃできません。こうしたことを進めていくことと、もっとそういうことにたけた方々を起用していくということも非常に大事かということを思います。どうぞ、この辺も一人のそういう気づいた者の話として、ぜひ出してみていただき、検討いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議長(谷村 善彦議員) 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 暫時休憩をしたいと思います。10分休憩で、再開を11時20分にした

議長(合作 音序議員) 首時体息をしたいと思います。「U方体息で、再用をTi時2U方にしたいと思います。

午前11時8分休憩

.....

午前11時20分再開

議長(谷村 善彦議員) 引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) それでは、通告いたしましたものについて、町長に3項目、教育長に1項目をお尋ねいたします。

まず原子力発電所についてお尋ねいたします。3月11日の東日本大震災から、既に3カ月が過ぎました。被災地には、大津波のつめ跡が残り、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、今も収束の見通しが立たない状況で心が痛みます。

戦後、最大の被害を前に政府関係者と東京電力関係者から、想定外、直ちに人体に影響はないという2つの大変無責任とも言える言葉を何度も聞きました。地震も津波も我が国におきましては想定外のものはなく、何百年、何千年と続いてきた自然現象の一つに過ぎませんし、人体に影響のない放射能などはないと考えます。「天災は忘れたころにやってくる」という言葉は、関東大震災の調査を行った寺田寅彦さんが使った言葉と言われておりますが、彼は、日本という国はハンモックに乗っているような国だから、いつ、どこで、大きな地震が起きても不思議はないと言い切っていました。日本のように、確実に大きな地震が起きることが予測できる地域に原発をつくっている国は世界中どこにもありません。このたびの地震と津波で、福島第一原発は、日本の原発は絶対安全という神話を一瞬で打ち破り、震災発生後、わずか数時間で炉心溶融という事態を引き起こしました。そして、既に3カ月を過ぎた今、核の暴走をとめる技術はないことを改めて教えてくれました。3月11日の時点

で、世界中のエネルギー政策がリセットされました。この福島原発事故後に、スイス、ドイツでは、 原子力発電の全廃への工程を示しています。

日本の菅首相も、エネルギー政策の白紙からの見直しを表明していたときに、海外のメディアは、 日本が原発を放棄すると受け取りました。しかし首相は、OECDの図で示した日本の目標は最高度 の原子力安全を目指すと述べ、原子力維持の姿勢を鮮明にしたのです。現実に起きている原発事故へ の収束の目安も立たないのに、しかも最高度の安全が具体的に何を意味するのか、いつ実現できるの かは全く明らかにはされていない段階での、これも大変無責任な発言です。日本の原発は絶対安全と いう言葉は、おとぎ話でしかありませんでした。原発は温暖化ガスを出さない、コストが低いという 話も既に神話です。日本の原発は、原発コストを安く見せるために安全性を犠牲にし、放射能汚染は もちろん、再処理、廃棄物処理などのコストはカウントされておりません。

原発先進国でもあるアメリカでは、もともと政府が出した公式研究報告書で、何千、何万人という人が死に至るような事故は、原子炉1稼動当たり10億分の1の確立、隕石が一人の人間に当たるぐらいとして原発推進の根拠にしてきました。しかし、スリーマイル島での事故以来、現在に至るまで、30数年間、1基の原発も発注されていないのは、事故の教訓を真摯に受けとめているからです。

さて、本町は、20キロ圏内に入る上関原子力発電所計画についてですが、前町長も長信町長も、この計画については国の方針であり、受け入れは県と上関町が判断することというお考えだったと思います。福島第一原発の事故後、立地町だけのことでない。このことで町民の不安も大きくなっております。上関原発建設計画に対する町長の見解をお尋ねいたします。

また、山口県は、島根、玄海、伊方原発が周辺にあります。特に伊方原発は、上関と同じ地震危険 地帯として指定されていた特定観測地域でもあります。本町から直線で50キロから60キロの距離 にあたります。しかしながら、四国、愛媛県であり、四国電力です。この状況で情報収集ができるの か。町民に対して情報提供や安全対策など、対応は可能でしょうかお尋ねをいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 原子力発電所についての御質問にお答えします。

3月11日の東日本大震災では、津波による2万4,000人に及ぶ死者・行方不明者、また多くの家屋・田畑等が壊滅的な被害を受けました。同時に、福島第一原子力発電所において深刻な事故が発生し、汚水の除去や放射能汚染など、今もなお対応の最中であり、私といたしましては、まず、この原発事故が一日も早く収束し、避難されている多くの方々がふるさとにお帰りになることを願っております。この原発事故により、国はエネルギー政策の抜本的な見直しに着手し、新たな原発増設については先行きが不透明なものになっており、上関原子力発電所の立地計画についても、国による原子炉設置許可の審査の見通しが立ってない状況であります。

私は、これまでも申し上げておりますように、原子力発電所の立地については、国が進めるエネルギー政策であることから、国において原子力発電所の建設及び操業における万全な安全性の確保とともに、事業者に対する厳正な審査、指導及び厳重な監視が行われるべきものであること、また第一義的には、地方自治の原則からして、地元の上関町が判断されることとの考えに変わりはありません。

次に、伊方原発発電所については、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合の安全性について論議がされていますが、想定事故による影響を推しはかることができない現時点において、どのような対策をとるべきか判断に必要な材料を欠いているのが現状であります。しかし、いつどのような事故が起こるかわかりませんので、国の方向性を見極めながら、また県や近隣市町等の広域的に情報収集や対応を協議していくことが必要であると考えております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 私は、安全性の確立していない原発建設には反対であると、こういう態度をとってまいりました。ただ反対というだけでは無責任かなと、このように思いますが、エネルギーの自給自足を考えて町長も既に御存じかと思いますけれども、この自給自足というのを考えて

いかなければならないんではないかなあと。

少し紹介をさせていただきたいんですが、北海道稚内では太陽光発電と風力発電を使った小規模発電所を使い、市内で必要な発電量を賄うことができる目標を立てている。高知県梼原町では、木材ペレットなどの自然エネルギーが使われていますが、これはどちらも地元の建設業者と電気屋さんが協力し合えば、仕事と雇用を生み出します。エネルギーのまさに地産地消だと思います。

ほかにも小さな水力発電所ですとか、それぞれの地域に合った自然エネルギーの利用、これ今テレビですとか、そういうマスコミで紹介をされております。エネルギーの自給自足の取り組みというのも、私は田布施町でも必要ではないかというふうに考えますので、これを1点お尋ねいたします。

そして、町長が今の御答弁の中で考えに変わりはないとおっしゃった。事故の前、要するに3月11日の事故前も、現在も、原発に対して、原発建設に対しての考えに変わりはないのかという点をお尋ねいたします。それで、もうここで私がごちゃごちゃといろんな状況を説明するまでもなく、状況はどうなのか。本当に20キロ圏内だけか、30キロか、あるいはそれ以上に、静岡のお茶でも基準を超えるセシウムが検出されたとか、こういう状況がある中でも町長のお考えは変わらないのかということをお尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 最初にエネルギーへの自給自足ということで、本町ではどうかという御質問でありますが、エネルギーの自給自足という形で考えますと、本町でエネルギー自体を自給自足できる条件としての対応は、今のところは自然エネルギーの関係で考えればソーラー。以前、風力については研究して実際に調査をされた経緯がありますが、これは難しかったということ。それ以外にも、先ほど例を出された北海道を含め何点かありましたが、あくまでも広範囲な必要性のある面積を要する考え方でいかなきゃいけないというふうに思います。

本町だけの本町のエネルギーを本町だけで自給自足できるかといいますと、今私の頭の中ではまず不可能だろうというふうに思うし、またそれにかわる自給自足のエネルギーがどこにあるかと言われましても、今すぐお答えはできませんし、また考えてもおりません。これから、その辺は議会の皆様と一体となって考えていく必要があるのかもしれません。

それともう一点、考えについてでありますが、現段階で、あくまでも一番第一優先されるべきことは、事故の起こっている福島第一原発の、いかに早く収束させる、いかに早く安全にそれをとめることができるかということが第一だろうと思うし、上関原発につきましても、その完全な状況が把握された以降でないと、多分、国としても認めないだろうし、進む方向性もないのではないかという思いをしております。ただ、日本の国が成り立っていく一つの大きな要因の中には、エネルギーの必要性は私自身は決してこれを逃げて通るわけにはいかないという思いがありますとともに、安全性は、先ほどの答弁で申し上げましたように一番大事なものであるということ、これを国、あるいは事業者が徹底して安全を確保するということが第一だというふうに思っております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 福島原発の収束が第一と、このようにおっしゃいました。確かに、 それはみんなが思っていることであり願っていることでもあります。

ただ、今私が町長にお尋ねをしておりますのは、田布施町の場合についてどうなんだろうかと、このようなことにはなってはいけない。上関原発は、今から建設ですから、まだない原発に対して被害はないわけですけれども、万が一、これが進んでいけば、田布施町もこういう事故に遭う可能性も出てきます。そういうこともお考えの上に考えが、今までと同じなのか、お変わりにはならないのかということです。

上関原発は予定されておりますが、これが日本でも最大級になるというふうに言われております。 そういう中でも全くお考えが変わらないのかという、一体、町民の安全というのをどのように考えて いらっしゃるんだろうかと思うんです。安全が第一であるのにもかかわらず、今度起きた事故でござ いますから、その点もお考えになって、町長の考えも少しはお変わりになるんじゃないかなあという ふうに思っておりましたが、事故前も事故以後の町長としてのお考えは全くお変わりにならないということでよろしいでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 先ほどから申し上げてるとおりであります。上関の原子力発電所につきましては、やはり国、これが完全な安全という状況でない限り、その辺の回答は出てこないだろうというふうに思っております。ただ、それを今いいますように、私自身が上関の原子力発電所についてどうかということについては、以前と変わりなく、地元の上関が第一義であり、そして県、国、そしてもちろん全国の原子力発電所を抱えてる地域も全く同じだろうというふうに思いますが、安全・安心が一番大事であるということは、すべて皆一緒だろうと思います。

それを、確実に安全・安心を確保できるという状況があって初めて、そういう発電所はできるんだという認識には変わりないと同時に、上関についてもそういうことだというふうに思っておりますので、考え方に変わりはないということであります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 今後どうなのかということになりますが、二井県知事は、国の新たな安全基準が示された後に、上関周辺市町の考えも聞いていくというようなお考えですが、町長に対して知事から意見を求められたときには、どういう返事をされるんですか。町長独断で、事故の前も事故の後も変わりはないと、こういうお返事になるのか。

建たないからといって建てないようにという、これを中止をしようじゃないかという、こういう意見もあるわけですから、ただ、今建っていないからこれからどうなるかというのではいけないんじゃないかと思うんですよ。知事から聞かれた場合、どのように返事をされる予定があるか。

そして、本当に町民のことをお考えになっての、事故前も事故の後も考えに変わりはないとおっしゃるのかをお尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 現時点では変わっておりません。知事から、そういう新聞報道等には、近隣 の市町の意見を聞きたいと、首長の意見を聞きたいというのが新聞報道にもちゃんと出ておりました。 多分、お聞きになると思います。私は私の意見として、自分の気持ちと同時に話はちゃんと知事にお話ししようという気持ちでおります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 御自分の気持ちはよろしいかと思いますが、町長として町民の意見を聞かれるとか、アンケートをとるとか、そういうことをして意見集約をして答えようというお考えはないですか。町長は、今までのもとで、単純に、単純と言ったら失礼ですけど、今までの思いでお答えになるのか。皆さんの御意見を聞く気持ちが町長にはないのかお尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 今の段階ではございません。ただ、住民の皆さん、あるいは含めて多くの皆さんからどういう意見が出てくるのかもまだわかりませんが、昨日の隣の柳井市さんでも同じような質問が出ておりました。新聞紙上にちゃんと書かれておりましたが、現段階では、まだそういう私自身も、住民の皆さんに意見、アンケート、あるいはそういったものを聴取するという状況はございません。また、これからそういう方向性が出てくるのであれば、それに対して検討してまいりたいというふうには思います。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) ぜひ検討してください。事故後、大変、脱原発という声が大きく、 海外、もちろん田布施町でもですけれども、大きくなっておりますので、ぜひ私はそういうことは検 討していただきたいと、町民の声をしっかり聞いていただきたいと思います。検討しようという余地 があるんでしたら、ぜひお願いを、声を聞いていただきたいと思います。

ただ、それでも国や上関町のことだから、それが第一義的なものだからというふうに、どういいますか、御自分で判断されるというのでしたら、私はぜひ町民の声を聞いていただきたいと、このように思います。検討の余地が、ただ単に検討するとか、そういうことになるのか、町長が本当に検討しようとお思いになっているのか。検討しようとお思いでしたら、アンケートや町民の皆さんのよく意見を聞く会をお持ちになるのか。このことをもう一度お尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 今、御答弁申し上げたとおりです。住民の皆さんからいろんな御意見をいただいて、この意見の形として必要であれば、そういうことも検討していかなきゃいけないことは事実でありますから申し上げたわけです。

多くの皆さんも全く私と同じだろうと思います。今回の東北大震災と同時に、福島の東電の原発は 事故は皆関心を持って見ております。新聞紙上にも毎日のように報道されておるし、もう私が一番願 うことは、一にも二にも日本という小さな島、狭い国の中で行ったこの大事件は、できるだけ早く津 波の被害、地震の被害、それと同時に原子力の放射能被害を一日も早く収束していくことが最大の要 因だろうというふうに思いますし、それに向けていろんなお話も聞きたいというふうに思っておりま す。できるだけ早い収束を願っておるというのが実情であります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 町民の意見を聞いてくださるというところでは、熱く安心いたしましたが、知事から意見を求められて、ぜひ、この町民の声をしっかりお聞きになってお返事をしてください。今までと同じではありません。やはり事故が起きたときには、田布施町もすぐに被害をこうむる地域、距離にありますので、そこのところはお考えをいただきたいと、このように思います。

伊方原発ですけれども、近くを活断層の主要構造線が走り、これは日本最大級の断層だそうです。 私も、大変こういうことは詳しくないのでわかりませんけれども、こういうふうに報道されております。そうしますと、これについても全く知らん顔と、このようなことではいけないんじゃないかあと思います。常に前段階でのいろいろな対策というのは考えておく必要があろうかと思います。その一つに放射能の測定っていうのは、今から田布施町でも放射能測定というのが田布施町でもできるんじゃないかなあと。以前、お尋ねしたときに県のほうに、山口県では1カ所あるというふうなことだったと思いますけれども、田布施町のほうでもこういうことを全体でされるようなお考えはございませんか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 以前お答えして、山口のほうに1カ所だけ放射能の検査する場所があるという、調査する場所があるということは、たしかさきの議会でしたか、お話し申し上げたと思います。

本町では、それはどうかということですが、現時点ではそういうことは考えておりません。これは、全国的にどの地域にもその辺が必要だという事態が起きるんであれば、早急にやらなきゃいけませんが、今の段階では、多分、まだこのあたりまでというのは、事故が起きてからじゃ遅いじゃないかと言われるんかもしれませんが、今の状況では、まだそこまでは考えてないというのがお答えになります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) そのとおりでございます。事故が起きてから測ったんでは遅いと。何もないときに、今田布施町では、どれぐらいの数値なのかなということを知るのも必要ではないかと思いましてお尋ねを申し上げました。まさにそのとおりです。事故が起きてからでは遅いと、このように思います。ここのところもお考えをいただきたいと、今そういう御答弁ではありますけれども、もう少しお考えをいただいて、早い時期、これをしたほうがいんじゃないかなと私も思っておりますので、何もないとしましても、私は原発に対してのどういう対応を町がするかというのは必要じゃな

いかと思っております。またそれは防災計画等もお尋ねするようになっておりますので、またそういう対策も聞けるんじゃないかなと、このように思っておりますし、原発に関しましては、ほかの議員さんからもお尋ねがいくつも出ておりますので、町長の考えは、事故前も事故後も変わらないよと。 上関原発建設に対しては変わらないよということだったと、これで1番の質問を置きたいと思います。

2つ目に移ります。総合計画と電源立地対策交付金についてでございますが、本町の第5次総合計画には、交付金予定額15億6,800万円である上関原発建設に係る電源立地地域交付金については見込んでいないということでした。したがいまして、この交付金が皆無であったとしても、第5次総合計画推進に何ら影響はないと考えます。既に目的達成に向けて、町長を初め、職員の努力がされているところと思います。しかし、計画はあくまで計画ということであって、計画変更はあるかもしれません。少なくとも16億円弱の予算が足りなくて変更せざるを得ないということにはならないはずです。町長も、電源交付金の有無は総合計画に影響しないとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 2点目の総合計画と電源立地対策交付金についての質問に対してお答え申し上げます。

電源立地地域対策交付金につきましては、県は本年2月24日の発電用施設の周辺市町に交付される電源立地対策交付金の総額を、先ほど国永議員さんが申されましたように、86億円のうち15億6,800万円を本町に対して配分するという公表をいたしました。

これに関連して、第5次総合計画には、この交付金を見込んでいないとのことであったが、実施計画の推進等に何ら影響ないと考えるかとのお尋ねであります。まず、第5次総合計画を策定するに当たりましては、無作為ではありますが、町民からのまちづくりアンケート調査を行い、また教育・福祉・産業・環境等の知識、または経験を有した民間の方々による策定検討委員会、地域連合自治会や議員の皆さんからも提言や要望をお伺いし、その提言や要望等を反映する方向で基本計画を策定しております。そのため、策定段階においては、電源立地地域対策交付金を見越した計画内容とはしておりません。しかしながら、実施計画等を進めていく段階におきましては、交付金を充てることができる公共施設の整備や地域住民の福祉の向上を図る事業の財源としての検討はできますから、基本計画策定の際に、電源地域対策交付金を前提としたものではありませんが、将来的な財源という観点から見れば当然のことながら影響がないと、全く影響がないとは言えない面も含んでいると思います。ただし現段階におきましては、電源地域交付金については一切考えた内容の事業等もございません。

以上であります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) もしかしますと、住民の命、財産、こういうものと引きかえになるかもしれない交付金、こういうものが、総合計画の中に見込まれていない、いなかったということは評価できると思います。が、最後のほうの町長の答弁で、どうも私は言葉のマジックかというふうに感じまして、一体これは見越してはいないけれども、計画の中でということになると、一応は総合計画は見込んでないということで大丈夫なんでしょうけれども、そうすると、特にそれが充てられる部分が逆に薄くなるんじゃないか。今の町長の答弁を聞きましたときに、そういう感じが出てきたんです。ですから、福祉関係でしたら決まっているものですね。そういうものの、町長、16億円が足りなくて、この辺がという、これは計画変更はあると思うんです。だけど予算が足りなくてと、言葉では出ないかもしれないけど、その辺のマジックというのがあるかなというふうに受けとめましたが、薄くなるようなことはないでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 計画上の中には、そういう状況で見ておりませんので、薄くはならないと、 決して。ただ、この言葉の表現でマジックという表現をされましたが、お金あげましょうと言われて、 いや、これ要りませんという状況が、本当その状況であるのかないのかちゅうのは今の段階ではわかりません。ただ、配分はしましたが、出るか出んかもわからないという状況。出なきゃ、出ないで終わり。ただ、うちは計画上には、出なくても、その辺は見てません。ただ、出たらどうしますかという状況になるんかもしれませんが、今そういう考え方は、この計画の中にはありませんので、そういう意味で、出たときのことは、またわからないという状況でありますから、マジックちゅうて、マジックという言葉は余り好きじゃないんですけど、そういう状況であります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。出たらどうなるかという話は、ちょっと遠いかなあ、 先のことかなあと、今の状況ではそのように思いますけれど、この総合計画が、初めからこの16億 円弱を見込んでいなかったというのは、私は何ともうれしい限りでございます。田布施町は、決して そういうものにすがって計画を立てていないと。しっかりと町の財政を見たところで、見据えて、こ の総合計画が立てられているところでよかったなと思うんです。ほかにはございませんが、いやあ、 あとでいや、ちょっとそれはというようなことで変わってきてはいけないなと、それが私が心配する マジックという言いあらわし方をいたしましたが、そういうことでございますので、もう総合計画は 着々と、内容につきましては、ここに賛成反対ありますけれども進んでいくんだということで安心を いたしました。

次の3番目の質問をさせていただきます。田布施町地域防災計画についてでございますが、最初に 林山議員がお尋ねになったことと重なる部分があるかもしれませんが、また、方向性の違うところも ございますし、私に対しての御答弁も用意していただいていると思いますので、最初に予定をいたし ましたとおりお尋ねいたします。

東日本大震災を教訓に本町の地域防災計画の見直しは必要ないのかという観点でお尋ねいたします。この計画は、町の機構や田布施農林事務所、平生警察署のように、計画策定当時の状況のままとなっている点があり、これは整理していかなければなりません。具体的に内容についてはどうでしょうか。県は、大規模広域災害が発生した場合を想定し、現行の地域防災計画等で対応が困難な課題の検討を行うとのことですが、本町の防災の防災計画見直しは必要ですか。立派な計画があっても実行がなければ計画がないのと同じですが、計画に基づき、即対応できるように町の体制は組まれておりますか。職員への徹底や訓練は行われておりますか。

公共施設の耐震化は進められておりますが、避難所となる公民館等は、障害者、高齢者に対する配慮はありますか。台風のように予測可能な場合、早目な避難ができます。トイレなどへの配慮がなければ、避難をためらうこともあるのではないかと思われます。災害時、要支援者支援マニュアルもできておりますことから、受け入れ態勢を考える必要があるとお尋ねをいたします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、3点目、本町の地域防災計画についての御質問に対してお答え申 し上げます。

まず、見直しが必要ではないかとのお尋ねですが、さきの林山議員の御質問にお答えしましたように、現在、国の中央防災会議で東日本大震災の被害想定をもとに「東海・東南海・南海地震」の被害想定等の見直しが行われており、県でも6月1日に山口県防災会議が開催され、東日本大震災を教訓に大規模災害対策を中心に、本年10月をめどに山口県地域防災計画を見直すとされています。

町といたしましても、こうした国、県の見直しの整合性を図り、できるだけ早く地域防災計画の見直しを行いたいと考えております。議員さんの言われましたように、合併等により、警察を含め、消防、地域の変更が随分ありますので、早急に対応していかなきゃいけないというふうに思っております。

次に、防災計画に基づき、すぐ対応できるように、庁舎内での徹底・訓練などは行われているかと のお尋ねですが、町では地域防災計画に基づき、各種災害に対応できるよう災害対応マニュアルを整 備しており、実際の災害対応等を通じ必要な見直しを行っております。

また、災害のレベルに応じ、的確に職員を災害対応につかせるために、災害対応職員配置基本計画を定めておりますが、これも毎年4月には人事異動等の状況を反映し、見直しし、課長会議で配付し徹底を図っております。また、6月末には採用3年未満の災害対応経験の少ない職員を対象に災害対応の実地研修を予定しております。

次に、避難所となる公民館等の高齢者等への配慮はとのお尋ねですが、御承知のように、避難所内の古い建物については障害者トイレの設備がないところもありますので、今後、設置を検討していきたいと考えています。また、障害者の方や御病気の方等については、福祉避難所として指定している西田布施公民館、またはたぶせ苑への避難をお願いすることとなっております。以上であります。議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 庁舎内でも徹底をしていらっしゃるというようなことで安心をいたしました。庁舎も職員も被害に遭うようなことになってはいけませんが、それがなければ、きちんと、この計画に基づいて行われるということだろうと思いますが、そういうときに、さっき答弁の中であった経験の少ない職員というふうにおっしゃったんですが、その職員が、私が最初に申し上げた機構の中で、助役ですとか、収入役だとか、まさかそういうのが存在するというような考えは持ってないでしょうね。職員も、新しい職員も、ちゃんとそのあたりは、内側では、きちんと整備されてると、内容も整備されてるんだというふうに考えてもいいでしょうか。

それと指揮系統、命令指揮といいますか、こういうときに町長が不在の場合は、さっきおっしゃった答弁の中にあったそういうことだろうと思うんですが、町長が不在の場合は副町長、副町長が不在の場合は総務課長と教育長が、そういう順番が決めてあると思うんですけれども、常に、その順番を、だれがいないから私の番なんだと、その責任、指揮、命令、そういうのが私にかかっているんだという認識が職員にありますでしょうか。2点、お尋ねします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 一点は、また総務課長のほうからも答えてもらうかもわかりませんが、今、 現在、庁舎内の職員を含め、我々町長以下、全部、対応して災害の職員配置マニュアル等も作成して おります。そして、指揮系統につきましては、私がいない場合は副町長、あるいはその部署部署にす べての専門的に責任の持てる課長以下を配置して対応すると。各避難所においても同様でありますし、 その状況に応じて対応できるように、今全職員のほうの名簿を上げてつくっております。ですから、 決してだれか一人欠けたから指揮系統が乱れるということはないように、十分注意して配備計画をし ておるという状況であります。

それと今、総務課長のほうには3年未満の職員のことが、その点だけ。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 今町長申されましたように地域防災計画というふうに具体的に書いておりますが、詳細につきましては、具体的にどういうことをするかというのを、もう既に決めておりますので、私がおりませんでも、私がやるべき職務というのは、もう明記されておりますので、当然、一人でできますし、町長、副町長、私、ほかの基本的には建設部と避難を担当します町民課長、これが部長ということで、それぞれの部門も決まっておりますので、避難所は町民福祉課のほうで、現場対応は建設課ということで、全職員が分担をして、すぐ現場に出れるように、もう車とか、避難所の配置のメンバーも全部決めて訓練も行っておりますので、その辺につきましては、小さな町でございますので、下関とか岩国のように、非常に通信が最初に混乱するということは私はないと考えております。しかしながら、やはり今後、30人ぐらい職員が退職していきます関係ございますので、やはり昔から持っておりました現場での対応、それぞれいろんな地域で特性的に起こるような災害につきましては、若い職員を中心に引き継ぎながら、すべての対応に適切に対応できるようにということで、今年度は3年未満の職員と町外の出身の職員もおりますので、例えば、灸川とか、米出とか、そうい

った現場へ直接行きまして、まず現場で研修するということを今年から始めたいと思っております。 議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。そういうのがはっきりできている点ということですけれども、もう一つ私がお尋ねしたのはちょっと違うんですけども、どなたがいらっしゃらないかというのが職員の中に認識できてるかということなんです。確かにそういう名簿ができて、だれがというのも決まってるんでしょうけれども、じゃあ、誰がいないから、私なんだという、そういう認識があるかということで少しお尋ねをしたんですけれども、ちょっと方向がちょっと違ったかなあと思います。例えば、それは町内出かけている場合、それはすぐに帰れるという想定ではあろうと思うんですけれども、それこそ本当に帰れるのかどうかというのも、事故が、震災、わかりませんけれども、小学校の卒業式ですけども、こういうときには出向かれる。職員が県に出向いているのか。病気でお休みなのか、ほかのところで会議中なのか。会議中は、庁舎内であればそれは構わないんですけれども、だれがいなくて、だれがそういう一番トップに立ってるからという状況をしっかりと、本人が把握してるかというところをお尋ねしたかったんです。それがなければ、幾ら名簿がつくってあっても何ができていても、一番の頭に来る人は誰かというのが認識がなければ、それは機能しないんじゃないかというので、そういう認識があるかということでお尋ねします。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 大変申しわけございませんでした。配備計画を決めておりまして、それぞれ、例えば注意報とか、警報が出るおそれがありますと、朝、全部配備計画に伴いまして出張がないか、休んでないか、そういうのを全部確認をいたします。それと会議とか、行事を控えてないかというのも全部確認をしまして、予定を計画表で、実際動ける人数を事前に確認をいたしておりますので、それにつきましては、その状況におきまして変更をかけて、責任者等も変更ということは事前に通知をいたしております。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) わかりました。それじゃあ、誰が今日はいらっしゃらないから、自分がそういう指揮命令の立場にあるんだということは常にわかっていらっしゃるということですね。それを聞いて安心をいたしました。計画はできているけども、一体だれが命令指揮するのか。そういうこともわからないようでは、何の計画かと、このようにも思いますので心配をいたしましたが、安心いたしました。祭日、休日、こういうときには、何かあった場合、計画書のほうでも宿直ですとか、そういうところから連絡が来るようになっておりましたけど、このぐらいという、余り大きなものを予想、大きなものでなかったときには、職員のほうから町のほうへ連絡を入れられるんですか。それとも、役場のそういう方からの連絡を待つだけの状態なんですか。お尋ねいたします。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 今、例えば注意報が出ますと、当然、私どもは防災のメールに情報が入ってきますし、宿直からも県の防災行政ファクスから来たものは連絡いただくようにしておりますので、担当のほうから確認をして、職員を何人出すかと。建設課、総務課だけで対応するか、職員を出すかというのは、その時点で対応いたします。

地震等につきましては、震度3になりましたら所管の計画を決めておりますので、一応被害があるかどうかというのを目で確認するということになっておりますので、あらかじめ招集方法は決めております。問題は、ずうっと続いたときは、注意報は出てるけども、空は晴れて、雨はすぐに降らんというときにどうなんかということがございますけども、それはいろいろパソコンとか、長期的な情報も最近つかめますので、それは状況に応じて対応はいたしておりますが、初期に対応するによっては、基本的には計画どおり職員が出てということで対応いたしております。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) わかりしました。震度3以下だったら連絡もされないんかなあとい

う気もちょっと今の答弁からすると、小さい地震はほっとくんかなというような気もしたんですけれども、大きい地震については、そういう今答弁いただいたとおりなんだと思いますが、ちょっとしたことというのは、職員の方が機敏に役場に来て、一報入れてくれとかいうものはないですか。大きな地震というのは、いろいろなところでわかると思うんですけど、職員の方が県外に出ていらっしゃる、その地域を離れていたときにはわからないかもしれませんが、些細な事でも連絡を入れるというような状況にはなってるんでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 総務課の職員は震度1、レベル全部わかりますし、状況に応じて連絡はとるようにしておりますが、基本的には建設課長と、施設的に動かしますと、教育委員会のほうと確認をとって、施設の確認をするというのは初動の計画になっておりますので、学校教育課長、建設課長、私のほうで所在を確認するというのが、まず初動の態勢でございます。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 避難所のことですけれども、トイレ等も計画的にとおっしゃったと思うんですけれども、実際、どういうふうにしていかれるのか。そうですね、こういうのは早いほうがいいわけですけれども、早急にトイレ改修とかができるのか。ただ、計画的に一つずつ、1年に一つとか、2年に一つとかという方法でやっていくのか、どうなっておりますでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 計画的という形ではあります。随時、今やってるところもあるんですが、予算の関係等もありますのでなかなか厳しいんですが、できるだけ随時障害者用の緊急用のトイレ等も 含めて対応していきたいということで御答弁申し上げました。

今、ちょうど耐震の事業等も御承知のようにありますし、その辺を踏まえてできるだけ対応してまいりたいという考えであります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 現状でも、公民館のほうでは、使いにくい状況があるんですよね。もう十分御存じと思うんですけれども、スリッパに履きかえなきゃいけないとか、トイレの中が狭いとか、そういうところにたくさんの人が避難をして、ましてや体が思うようにならないときには、大変、トイレーつ行きにくい。たかがトイレと思われるかもしれませんけど、このトイレというのは、非常に大事な部分になろうかと思うんです。それで、計画はどういうふうになっていても、私は、トイレは耐震化を進めていくと同時に、トイレの改修は私は急いでほしいと思うんです。現在使われていても不便があると思います。さらに避難した方がということになりますと、さらに使い方に不便が出てくるんじゃないかと思いますので、トイレは早急にお考えをいただきたいと思います。

それでもう一つなんですが、先ほど1番でお尋ねをいたしました伊方から、伊方原発に関してですけれども、このこともありますので、上関原発は、まだ建っていないんですが、伊方は既に建っていて古いという状況、それから先ほど申し上げましたように、地震の関係、こういうものもありますが、これを避難計画に入れる、防災計画に入れるお考えはありませんでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。

副町長(冨田 辰也君) 先般、県のほうは、県の防災計画に、その原発を入れるかというのがあります。情報が入ってますが、現在、県のほうは、県の防災計画では、今の原子力発電については、入れないという知事の考えです。したがって、町民もそういう考え方はあります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 県は入れない、町も考えない、上のほうばっかりしか見てないんです。田布施町のことは考えないです。県がやらないから田布施町もやらない。これが一番悪いことじゃないですか。県がやらなくても、田布施町がやらなきゃいけないこともあるんじゃないですか。先ほども申し上げましたけど、県知事がいらっしゃる県庁は、たしかどのぐらいでしたかね、100キ

口超えておりましたかね。最近は、もう新聞で資料がいろいろ出ますので、あれこれそろえるのに大変なんですけれども、たしか知事が住んでいらっしゃる、執行部をしていらっしゃる県庁と田布施町では、基本的に大いに違いがあると思うんです。そういうところが、県がやらないのと田布施町がやらないのでは、大きな違いがあると思うんですがいかがでしょうか。本当に、そういう県がやらないから田布施町がやらなくてもいんですか。

むしろ、田布施町は何らかの方向を考えていくべきじゃないでしょうか。情報収集だって、知事は、 一応伊方原発は、当面は情報収集しながら考えていくと、こういうことをおっしゃってたと思うんで すけど、やはり田布施町は、きちんと情報収集をして、防災計画にも何らかの形で私は入れるべきじ ゃないかと思いますけれども、県だけを見ないでいただきたい。田布施町民のことを考えていただき たいと思いますが、お考えは変わりませんか。

議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。

副町長(冨田 辰也君) 議員のおっしゃるとおりと思いますが、やはり防災計画というのは、 やはり山口県の防災計画と町の防災計画というのは、やはり整合性があるべきものと思っており ますので、今県がそういう状況ですので、町としても県とも同様な考えということで、将来的に その県が変われば、当然町も考えていきたいと思います。現時点では、先ほど申し上げましたよ うに、一応防災計画中ではやってないと。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 県庁の場所と田布施町のこの場所とでは、全然違うと思うんです。 もう十分その辺はおわかりだと思うんですけれども、そういう中で、やはりこの伊方原発に対しての 不安というのは、皆さん大きいものがあると思うんです。だって海だけじゃないですか、間にあるの は。その海の上がどうなるのかという不安も大きいし、今回の福島の事故のように、海のほうへ汚染 水が出てきた場合、汚染された水が出てきた場合というのもあろうかと思います。そういう状況もぜ ひしっかりとお考えをいただいて、私は、もしこの防災計画は県からというので、県と関連があるので入れないとおっしゃるんでしたら、田布施町だけでも、そういうことも考えていくべきじゃないかと思います。防災計画そのものに載せなくても、田布施町はこういうときにはどうするというものが 一つ必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) あと残り5分ですから、簡潔によろしくお願いします。

副町長(冨田 辰也君) 何度も同じことを時間かけて言いますが、現在、原発につきましては、伊方についても、先ほど国永議員言われますように、山口県としても、知事もおっしゃるとおり、状況を見て情報収集したいということでございますので、今、ここでうちの町防災計画に、これを入れるという考えはございません。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 防災計画そのものに入れなくても考えていかなくちゃいけないじゃないかということなんです。町長は、私はよく申し上げるんですけれども、田布施町民、みんなの町長なんです。県の出先機関じゃありません、田布施町は。国の出先機関でもありません。田布施町の町民のために町長にお考えをいただきたいということで申し上げてるんです。

現状を見て、原発事故がそんなに、20キロとか、30キロだけで収まらない、止まらないということは、よく皆さん御存じと思うんですよ。そういう中で、やはり万が一というのは考えておくべきじゃないか。何もなかったら一体どうなるんですか、田布施町民は。田布施町に何がしら、何かしらあって、初めて、そこに対策というのも考えられようかと思いますが、田布施町に何もないとしたら、万が一のときには田布施町民はどうなりますか。

議長(谷村 善彦議員) 冨田副町長。

副町長(冨田 辰也君) 確かにおっしゃるとおりと思いますが、伊方については確かにおっしゃるとおり現在ある原発ですけど、知事も、その辺は国等の情報をきちんと収集したいというように話を

伺ってますので、今町がこれに対してどうこうというのは、お答えしかねると。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 町長の考えということで申されましたんで、私のほうが黙っちょっちゃいけないかと思いますが、防災計画というのは、確かに整合性がなきゃいけないと。国も県も田布施も、これがばらばらな防災計画立てとったんじゃ意味ないんで、これはちゃんとした整合性を見せなきゃいけない。ただ、田布施町におきましては、田布施町におる住民に対して、いかに安全であって、いざちゅうときにどういう対応できるかちゅうのは、これはいつも考えておかなきゃいけないことだろうと私自身は思っております。

ただ、伊方については、正直言いまして、まだまだ勉強不足の部分がある。距離的には50キロか60キロか、私も国永議員さん、五、六十キロだというふうに言われました。そのくらいだろうと思います。ただ、放射能につきましては、今一生懸命勉強してる段階ではあるんですが、チェルノブイリも御承知のように、また今回の福島についても御承知のように、実際の被災から千葉県とか、静岡のほうというのは、到底距離的には離れておる。その辺を踏まえて物事を考えたときには、日本至るところあるやつが、風向きや方向性や、あるいは状況においてはどこへ行っても、皆日本全部引っかかるんじゃないかなあというような、私勉強不足ですが感じは受けます。

そういう意味から見ましても、我々の住んでる田布施町においては、私の責任において、いろんな 状況に対応できることは、これからも研究していかなきゃいけないというふうに思いますが、計画的 ないろんな文書的、あるいは資料的なもの、あるいは町民の皆さん、すべて含めて対応できる防災計 画の内容については十分整合性の保たれたものと、同時に田布施町としての考え方も踏まえられる状 況で対応していかなきゃいけないというふうに思っておりますので、その辺の御理解はいただきたい というふうに思いますし、私もそのつもりで対応してまいります。

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) そうなんです。田布施町民のために、田布施町民のほうを向いて、伊方の情報収集も万が一に備えて。こういう場合にはどうしたらいいかというのを、計画の中になくても頭に入れてすぐ対応できるような方法をとっていただきたいというのがみんなの町長に対してのお願いです。町民みんなの町長ですから、みんなを町民を大事にしてください。議長(谷村 善彦議員) もう時間です。

議員(6番 国永美惠子議員) はい、わかりました。教育長には、大変答弁用意していただき失礼なことになってしまいましたが、私の時間運びが悪くて申しわけございません。またの機会にお尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。終わります。

議長(谷村 善彦議員) 以上で、国永美惠子議員の一般質問を終わります。

> 午後 0 時 2 0 分休憩

> > 午後1時30分再開

議長(谷村 善彦議員) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次、岡崎南海子議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) では、岡﨑南海子、質問させていただきます。一問一答で お願いします。

1番、原発の安全性等への理解を尋ねたい。町長は、原発推進の施策できたと思うので、その裏づけを聞きたい。1、日本の電気代が世界一高いのは原発のためと聞く。そう理解しているか。2、原発は燃料棒づくり、廃棄物処理に膨大な二酸化炭素を発生すると聞くがどう理解しているか。JAR

O、日本貿易機構の裁定を無視して原発エコクリーン宣言が行われてきたと聞くがどう考えるか。 3番、県は諸調査より前に上関原発を電源開発基本計画に組み入れたのではないか。 1号炉の下の地 盤調査が不正と聞くがどうか。 4番、微量被曝が無害的に宣伝されている。その手法についてどう考 えるか。そして、これらの疑念を解決した上で推進されていくのでしょうか、どうでしょうかを教え ていただきたいです。よろしくお願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、原発についての御質問にお答え申し上げます。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染、これに伴う広域にわたる住民 退避に直面し、原発事故の収束に向けた対応や稼働中の原発の安全問題、将来にわたる原子力発電へ の対応は、日本全体にとって最も重要、かつ大変関心の高い問題であります。

まず、お尋ねの電気料金につきましては、国によって電力の供給事情や算定方式が違いますので、 一概に比較することはできないように思われます。

次に、原発の二酸化炭素(CO2)の発生についてでありますが、1キロワット発電量に係る二酸化炭素の排出量は、データを公表している機関によって若干の違いはありますが、化石燃料に比較して少ないと思われます。また、日本広告審査機構(JARO)の裁定については、私からコメントする立場にはございません。

次に、電源開発基本計画への組み入れの意見は、山口県知事が判断されたことであり、そのことについて意見を申し上げる立場にないと考えております。

次に、微量被曝についてでありますが、私は専門家ではありませんので、どの程度の被曝が人体に 影響するかわかりませんが、放射線量や被曝の影響など、国などで把握したデータ内容等は、正確に 国民にわかりやすいように公表されるべきと思っております。なお、国永議員の質問にもお答えしま したように、原子力発電所の立地については、国が進めるエネルギー政策であり、また第一義的には 地元の上関町が判断することであるとの考えに変わりはありません。

しかし、これからの国がエネルギー政策の見直しに着手する段階であり、新たな原発増設について は先行きが不透明なものとなっております。今後、原子力政策が見直され、新たな安全基準が示され るものと思われますので、その動向等を注視してまいりたいと考えております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) それでは、一つ一つのお答えについて再質問させていただきます。 先般、新聞を見ましたら、内閣官房の参与である平田オリザという脚本家、小説家が、何か台湾か 中国のほうで、原発廃止のことについて、アメリカの指示のとおりに処置したという演説をしたので、 今回、クレームがすぐ来て、次の日には全く嘘でしたという記事が載っておりました。

それから、このたび、実はさっきメール情報なんですけど、福島原発の第4号機からまた煙が出ているというようなメールが来たんですけど、実はいろいろ内閣、日本の行政は対応が後手後手でおくれているんですけども、浜岡原発を停止することだけは処置がとても素早かったわけです。それは、浜岡原発には、近くに基地がありますので、これはうがった見方ですけれども、平田オリザさんの対応を見たときに、アメリカが、アメリカの基地があるから、すぐ浜岡原発をとめると菅さんに指示したんじゃないかなと思います。というように、今町長は、自分が今やっている、とっている態度は、すべて国、県の指示のとおりにしているだけのことであるという回答でしたけども、その国でさえも、こういうふうに、もしかしたらアメリカの操り人形であるかもしれません。

一つの見方としては、この原発事故で、皆さんが、浜岡原発で目覚めたけれども、本当に、日本という国自体、この消滅過程にあるんじゃないかという見方もあります。実際、この浜岡原発の事故で、これからどんな筋からどんな額の補償金請求が来るかわからないわけですね。それは想像できないものです。だから、ただ国永議員が言われるように、国がこうだから、県がこうだから、私はわかりませんという答えはとっても困るわけです。参与の方たちだけの内々の話し合いならいいんですけど、

議員は1万6,000人の方の御意見を持ってきてるわけですから、1万6,000人の人の、いわば命がかかってるわけですから、国がこうですから、県がこうですから、しかも国自体も危うい、内閣のほうも危うい状態なので、そこで、私今の4つの質問に対して、半分ぐらいはお答えできません答弁だったんですけど、それは困るんです。町長は、サイボーグでもロボットでもありません。普通の人間として選ばれておられますから喜怒哀楽の感情もあるはずですし、もし、その被害者が自分の子や孫であったらという思いも絶対本当はあるはずなんですから、そこで、こういうあからさまな嘘が通っているものを認めるのかっていう質問が私の質問なんですけども、こんなあからさまな嘘を認めるんですかという質問なんです。原発がいいですか悪いですかって、そういうことまで聞いてるんじゃありません。町民を説得するのに、これで説得がきますかというような質問をしてるわけです。だから、これはどう考えても地方自治体の首長の責任です。だから考えて、多分頭の中でもあるけど言えないんだと思うんですけども、それはやっぱり答えてもらわないと困ります。すみません、一応、私が調べたものだけ言いますので、それについてどう思うかのお返事だけいいですからお願いします。

一番最初の電気代は、日本が世界一高いのは原発のせいであるということの根拠は次のようです。 もちろん各国によって算定式の違い、それから電力が自由化されてるという場合があるわけですから 安い電力を買う市場競争の特許をとってる国もあるわけですから何とも言えないんですけれども、何 で原発がある日本の電気代が高いかというと、つまり、これは国が決めたことですけども、電力会社 が原発を進めて絶対損をしない利潤の計算式というのを国が出してるわけですね。それは、つまり固 定資産、原発の建物も、例えば中電の柳井にある社屋もそうですけども、それから燃料棒をどっかの 倉庫に納めてたら、その燃料棒のお金、それから研究施設を持っていたら研究施設に要るお金、運転 資本、そういう基礎となる原価といいますか、それらを大きくひっくるめた上で何%の利潤率、 4.4%ぐらいだという話ですけど、それを利潤率を掛けて電気代金が結果的に、国民に、中電の電 気をもらっている人たちは払っていくわけですね。そういう計算式が日本中で成り立っているわけで すね。ということになると、原発資産というのはとても大きいですね。見ただけでわかりますよね。 原発の建物の写真見るだけでわかりますね、どんな膨大な資産か。そして建物も、とても五層のシェ ルターができてるわけですから頑丈にできてます。もちろん中の燃料棒も、ウランの鉱石から精製す るのに物すごいお金をかけて燃料棒をつくってるわけですからね。その資産価値っていうのは物すご いわけです。その資産価値に、儲け率4.4%を掛けて、それに必要経費を足して今の総括原価がで きて、それに今の電気代ができているわけですから、少なくとも日本はこういう構図なんですから、 だから日本の電気代は高くて当たり前と思います。

一般に、一番最初に1956年に原発政策がとられたときのうたい文句とはえらい違うわけですね。このとき、公に新聞紙上で原発を華々しく載せたときは、もう電気料が今の100分の1になるとか、それから都会のど真ん中の地下で、ビルの丸の内ビルの地下でも発電できるとか、物すごい宣伝があったんですけど、実際は、電気代が世界で一番高いところにいったわけですね。すみません、御存じの部分と、御存じでない部分あったかと思いますけども、でもそれはやっぱり町民の利益に直接つながることですから、町長が把握していてくださらないと困ることなんです。僕にはわかりませんというお答えは困るんです。それと、ついでですけども、電気代が高くなってるのは、普通原発の発電コストはとっても安い、ほかの発電の方法に比べて一番安いというんですけども、実は違うわけ、うそなんですね。第一、沸かしたお湯の3分の2は捨てなくちゃいけない構図なんです。3分の2を捨てるんです。3分の1の熱エネルギーをタービンに持っていってるんですよね。それだけでも物すごい無駄をしてるわけですね。しかも、夜の電力を、原発は電力調節できないので夜間も運転をとめるわけいきませんので、夜間電力を使う方法として、揚水式発電といって、水を逆に川からダムのほうに吸い上げて、そこからまたダム発電するというような揚水式発電と併用してるわけですね。そうすると、その揚水式発電というのは、ほかの発電と比べものにならないようなお金がかかるわけです。それがなくては原発が成り立たないということは、やっぱりこれは原発の経費がかかる。そういうこと

から、日本の電気代は高くなってるんじゃないかと私は思うのです。私が思いますで、町長はどう思われるかということの質問です。

すいません、それじゃ、4つとも先にお話ししていいでしょうか。一つずつがいいですか。

町長(長信 正治君) それは私が答えるんじゃなしに、町長がどうするか。よう理解できんが。

議長(谷村 善彦議員) 質問は、はっきり何と言うてくれませんか。だらだらいきますとね。

議員(11番 岡﨑南海子議員) はい、質問は、はいすみません。

議長(谷村 善彦議員) 何が質問かわからないんですよ。だから。

議員(11番 岡﨑南海子議員) 質問は、ここの。

議長(谷村 善彦議員) あなたの演説聞いとる訳じゃない、質問ですから、ちゃんと質問して、それで町長から回答をいただくようにしてください。

議員(11番 岡崎南海子議員) はい。それでは、さっきの町長の答弁が不満なので言いました。わかりませんとか、そうでしょうとか、そういう無責任な答えでは答弁にならないので、もっとちゃんと色のついた答えをしてください。それがお願いです。それができないと言われるから、私が調べたものをしゃべっただけのことです。もちろん時間もかかるんですから、町長のほうから答えてくれるのを私は一番うれしいです。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 一生懸命、御質問された趣旨を理解しようと思っておりましたが、私の答弁では理解できんから、もう一度答えてくださいと。わかりませんとかというようなことじゃあと言われたんですが、わからないのは本当正直な話でわからないとお答えを申し上げました。

今、1問目の電気代が世界一高いという質問に対して、電気自体の料金は、それぞれの算定方式等によって違いがあろうというもとで、一概に電気料金の高い低いの世界的なことの比較はできないというふうに思いますというお答えを申し上げたわけですが、私の手元に一応資料的に取り寄せたり、あるいは調べた範囲においては、岡﨑議員とは違いますが、2008年の国際比較電気料金では、一番高いのはイタリア、次がドイツ、次がイギリス、次が日本、次がフランス、次がアメリカ、そして韓国、これは古いです。資料的には2008年ですから、そういう状況の中で調べました。

それ以外にもインターネット等で調べてもらった中においては、それぞれ見方の違いがあるために、 一概に電気料金が日本が一番高いということには到底説明ができないので、算定方式等の違いにより 違うんでしょうというお答えをしたわけであります。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 今のお答えでよくわかりました。最初からそう言っていただければとてもよかったんですけど、何か全く、資料も何も勉強もしておられないのかなと思ってしまいました。ちゃんと調べられたことは、このようでしたと言っていただければ私も安心します。ありがとうございます。じゃ、続いて2番目の原発は燃料棒づくり、廃棄物処理に膨大な二酸化炭素を発生すると聞くが、普通は二酸化炭素を出さないという宣伝が行き届いてるわけですけども、これについてはどう思われますかで、それはやはり町長の持っていらっしゃる資料で、やっぱり化石燃料よりは原発のほうの二酸化炭素を出さないと思われたので、そういう答弁をされたんですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 答弁したとおりでありまして、化石燃料のほうがどうしても二酸化炭素(CO₂)は排出してしまうというふうに私自身も認識しておりますし、いろんな書物を見ましても、そのほうが多いというふうに書いてありますし、データ的なものはどうかというのは、そこまで詳しくは調べてはおりませんが、実際にそのほうが多いという判断のもとで御答弁を申し上げております。議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) はい、よくわかりました。データとしていろいろ調べられた上で、 そういう答弁されたのでしたら私は安心です。ただ、ちょっとそのデータは余りにもおかしいんじゃ ないかと思うので、一言だけつけ加えさせていただきます。もちろん、今私があちこちから、中電からもらった資料の中には、そのような説明がありますけれども、よく正確に読んでみると、 CO_2 を出しませんというのは、発電過程に限りという限定言葉がついてます。このごろはそれがついてます。もっと厳密に言えば、核分裂反応だけでは二酸化炭素を出さないと言わなくちゃいけないらしいんですけれども、でも、こういう原子力発電所側の解説書の中にも発電過程では二酸化炭素を出しませんということで、総合的に二酸化炭素の勝負をしたときは、勝つわけではないというような表現に変わっています。だから、もうちょっと、すいませんけど、正確に詳しくデータをとるときは、右と左と縦と横と、すべてからデータをとって読んでほしいです。1カ所だけのデータで答えないでほしいです。ありがとうございます。

それから続けて、日本広告審査機構の裁定を無視したことはどうでしょうという問いに対しては、 自分は言わないというようなお答えでした。たしか、ちょっとメモをとるのが難しかったので、もう 一度確認させてください。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 私がお答えしたのは、日本広告審査機構の裁定について、私の立場でコメントする立場にないという発言をしました。事実、そう思っております。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) ちょっと私の質問を聞き間違いされたかと思います。私は、JAROの裁定をどう思うか、立派な科学者が集まってした裁定の内容を審議してくださいと聞いたんじゃありません。裁定を無視したことをどう思いますかって、政治家ならこれが答えられると思って聞いたんです。その科学者に質問したんじゃなく、政治家に質問したんですが、JAROの裁定を無視してきたということが、私どもから見たら間違いじゃないかなあと思うので、政治家として間違いと思いませんかというつもりで聞いたわけです。だから、ちょっと私の質問を取り違ええられたと思いますので、また言い直してください。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) あくまでも、その政治家にしろ、どなたにしろ、そのJAROの出した裁定 に対して判断をされた方を、やはり私からいいとか悪いとか、コメントする立場にないもんですから、お答え申し上げます。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) それじゃ、自分がコメントする立場でないから答えられないということでいいですね。ありがとうございます。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) それから、3番目、山口県は、電源開発基本計画に上関原発を組み入れたわけですけれども、すみません、組み入れる手順が間違っていたのではないかという質問です。まず、環境調査とか、そういうものを済ました上で、普通でしたら許可を出しますよね。普通はそうですよね。だけど、何か十分に環境調査などができてない段階で、早目に電源開発基本計画に組み入れた、2001年5月に組み入れてるようです。その他環境調査があって、それで県からクレームがついて、やり直しクレームがついて、そしてまた報告書を出してるようです。その流れの中で、順番が逆だったのではないかという点については、うっかり言われないというような答えだったでしょうか。よく聞こえなかったので、もう一度お願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) これも全く同じであります。2001年と今申されました。私2001年当時に、この組み入れがあったとかいうのもわかりませんが、これはあくまでも県が判断されたことであって、そのことについて、私のほうからその判断されたことに対する意見を申し上げる立場にないという答弁をしました。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) ではこのことも、立場上答えられないという回答でいいでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 立場上というんじゃなしに、そういう立場にないということでありますから、立場上答えられないというよりは、事実、私自身がその立場にないということでありますので御理解 をいただきたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) じゃ、すみませんが、日にちを追って、電源開発基本計画に組み入れた日にち、環境調査評価書を出した日にちが、年月ですね。そういうのを調べられたことがあるでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 調べたことはありません。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 私は、事前に質問も出しているわけですから、はて、こんなことがあったんだろうかと、割と簡単に、中電とかでも聞けば、県とか、聞けば、幾らでも資料提供をしてもらえたと思うんですけども、どうして議会質問の答弁のために予習をされなかったんでしょうか。議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 県知事の判断されたことに対して町長どう思うかというような御質問でありますので、そこを私が答弁する立場にないということでありますから、その中身を調査する必要はないと思っております。 県知事のされたことは、あくまでも県知事のされたことであるということでありますから。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) それでは、自分が県知事様のすることにさし出口言う立場ではないので、もちろん県知事のしたことを調べることをしませんというふうな回答と思っていいですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) はい、そういうふうに解釈されて結構です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) はい、ありがとうございます。では、3番目の続きですけども、一号炉の下に断層があるのは調べないといっても、昔からの物語としてよく御存じかと思うんですけども、これを県に正確にその結果を出さなきゃいけないんですけれども、県に出すのにちょっとごまかしがあった、ごまかしをしたというようなことはいかがでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) その点につきましても、私自身は周知しておりません。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) これも知らない。これは事実として知らなかったというのもあるでしょうか、すいません、お願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 本当に、今説明されたんですが、私自身が知りませんでしたので、事実も事実でないもないし、知らなかったことであります。

議長(谷村 善彦議員) 岡崎議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) これも中電に行けば資料開示をしていますし、ここに1号炉の下の地盤調査とはっきり書いてるわけですから、私たちが中電に聞きに行くよりははるかに素早く親切に教えてくれたと思いますので、どうして宿題をしてくださらなかったのだろうかと思います。公表

されていることで、市民団体からも長い間、この訴えもありますし、県議会の会場でも県議が質問したこともあります。だから、ちょっと調べればすぐわかったことと思うんですが、どうして調べられなかったんでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 御質問に対するお答えで、必要性があるかないか、どうしてもお答えしなきゃいけない内容については調べてお答え申し上げますが、今回質問されてる件は、地盤調査が不正と聞くがというふうに質問されております。不正かどうかというのは、私ども中電に行ったら不正でしたと教えてくれるわけでもないし、その辺は調べてもだめだろうという気もします。ただ、この事実、承知してなかったことを申し上げたわけでありますから、それは中電に行ってお宅は不正でしたかということを聞いたって、多分中電さんもお答えないと思います。

また、県知事さんに、お宅は不正であったのを知っちょってということを言ったって、そんなばかなことを言えるわけありません。事実、そうだろうと思います。ですから、そういう調査については調べておりませんし、先ほどお答え申し上げましたように、私のコメントする立場ではないというのが本音であります。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) けれども勘違いをしないでください。たとえ中電や、県からどんな回答が来ようとも、議会質問で、こういうものが来てるから一応教えてくださいと聞くのが町長の仕事ではないですか。その回答を、私どもは、それは私が欲しい回答を県からもらってほしいなんて、そんなことは毛頭思ってません。私がここの質問で聞いているのは、最初に言いましたように、原発云々でなく、こういうふうに事実を正確に町長、首長の責任として事実を正確に理解しているか。はっきり言うと、首長の自覚を聞いてるんです。責任自覚を聞いてるんですよ。これ、今議会の宿題をしてるんじゃないんです。これを通して長信町長は、どれだけ原発に前向きに取り組んでるかを聞いてるんですよ。町民としては、本当に前向きに取り組んでくれてた結果が、バツかマルか、なら、それはもう納得します。あきらめます。でも、全然前向きに取り組みもしてなくて、知らないうちに、福島の人のようになるんじゃったら、もう死んでも浮かばれませんよね。そういう意味で聞いてるんです。だから、答える。どうせまともな回答は、中電、県はしてくれんのじゃけ、答えてもしょうがないとか、自分の権限外のことの質問してきたほうが悪いんじゃけ、ちょっとした問い聞きもせんという回答は間違いと思います。どんな答えが来ようと、こういう質問が来たけ、ちょっと教えてくれんかって聞くのが町長の仕事と思います。それが、この田布施の役場に決定的に欠落してる性質です。お願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 私に対しての質問ではないというふうに感じております。私が調査する、しない、あるいは私の判断で原発に対することは、午前中にも答弁を申し上げたとおりでありますから、この内容につきましては、電気料金の件、あるいは今の県知事に対する件等に対しても等々に対しても、私に答えられる範囲、私が調査して必要であるかないかということ、そして、岡崎議員さんが、その質問の内容が、どういう事情であってこういう質問をしてるんだということと、私の考えを聞き出すための質問と、いろいろ考え方があろうと思います。

私自身のお答えは、先ほど申し上げたように、私に対しての質問として答弁してお答えするにする必要がないという判断でお答え申し上げたわけですから、その私が調査する、しない、あるいは岡崎議員さんの言われるように、町長が調べてくれて、調査してくれて当たり前じゃないかというふうに言われるかもしれませんが、本件につきましては、そういう状況と違うという判断のもとで私が答弁を申し上げたわけでありますから、私の答えるに必要性のないものについてはお答えはいたしませんということで、お話し申し上げました。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) はい、よくわかりました。これは質問としては答える必要のない質問であると、最初から解釈されてたわけですね。だったら、今までのいきさつがよくわかりました。ただ一つ言いますけれども、調査するという言葉使われましたけど、私はそんな大それた願いではありません。町長なら、1万6,000人の町民への命の責任があるのなら勉強してくれてるだろうな、家に帰ってパソコンを見たり、何か資料をもらってきたりして、さぞかし布団の中ででも勉強してくれていらっしゃるんじゃないかなと思ったから聞いてるわけで、調査してくださいとか、そんな大それたことを頼んでいません。さぞかし勉強してくださってるだろうなあ、みんなのことを心配だから、勉強してくださってるだろうなと思ったから聞いてるんですから、そこは誤解しないでください。続けて4番目行っていいですか。

議長(谷村 善彦議員) はい、どうぞ。

議員(11番 岡崎南海子議員) 4番目は、微量被曝が無害的に宣伝をされているが、その方法について、どう思いますか。これは、例えば調べたり勉強と言わなくても、6月8日の中国新聞の文化面に載ってます。もうからくりが、日本政府のからくりを外国の小説家が上手に書いてます。だから、一般的な町民の常識として知っていらっしゃると思いますので、町長だから聞いてみますと、そんな難しく考えなくていいので、この微量被曝の無害的に宣伝されているそういうやり方、レントゲンにかかったときの被曝量に比べて大したことないとか。

それから、日中放射、飛行機に乗ると空が近くなるから、宇宙放射が強いから、宇宙放射の被曝に 比べたらどうってことないとか、真実は、外部被曝と内部被曝で全然土俵が違うわけです。そうやっ て、まあその外人記者は、日本国政府の国民及び外国の人への騙しというふうに書いてるわけですけ ど、そういう話の物語について質問したいです。

4番目は、具体的に無害的に宣伝されている。そして、その手法についてどう思われますか。お願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) いろんな専門家含め、マスコミ含め、微量被曝等、あるいは被曝についてのコメントされた記事は目を通します。私自身も決して見てないわけじゃありませんが、やはり専門的なしっかりした数値と説明があって、初めて理解できるもんであって、いろんなコメントや事等だけで判断することはできないというふうに思っておりますし、自分自身、あるいは町民の皆さん含めて、やはりこの被曝問題については、しっかり勉強されるべきだろうし、その勉強する資料として、具体的に正確なものを国等が出してきて、初めて、その辺ができるんだろうというふうに認識しております。ですから、今回お答えしたとおりでありまして、その被曝はうそを言ってるとか、あるいは被曝自体が影響がないとか、そういうことを言っとることが、しいて正しいかどうかという判断が私には特定できない状況でありますし、これからも勉強していかなきゃいけなし、研究していかなきゃいけない項目と同時に、最初に申しましたように、しっかりした情報を提供してほしいというのが私の意見であります。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) しっかり情報を提供してほしいと、どこに頼まれるわけですか。 議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) あくまでも、国等が発してる、あるいは事業者が発してることでありまして、今皆さんが関心を持たれている福島原発についても全く同等だろうと思います。正確な情報が本当に出てるかどうかちゅうのは、我々もいつでも不安感を持っておる状況でありますし、すべての国民の皆さんもそういうふうに感じられてるんじゃないかなというふうに思いますが、それが実際に正確であるかどうかちゅうのも、しっかりと勉強しなきゃできないということ。あるいはしっかりした情報であるということが確認できなきゃいけませんから、その辺は、やはり国等がしっかりとした情報を出してくれること。これが大事だろうというふうに思っております。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 例えば、先ほど言ったかどうか忘れましたけど、4号機からまた煙が出てるというふうな情報が入ってきました。そういう情報、例えばメルトダウンも地震の日からわかってたとか、レベル7も実は地震が起きた瞬間から、もうわかってたというのは、後の祭りとみんなが言うわけですけども、そういう情報を正確に流さないことは、それは行政、国の間違いです。でも、例えば、放射線というのはどんなものかとか、アルファ線の透過力、ベータ線の透過力、内部被曝はどういう線が影響を与えるかというのを別に国が情報提供してくれなくても、理科の教科書をあけたり、図書館に行ったり、幾らでも勉強できるわけです。そして現実、恐怖におののいてる人たちは一生懸命図書館通いをしてます。国が発表してくれるのを待ってませんよ。自分の命を守るのは自分ですから。

町長も、別に国が情報を提供してくれんのが悪いと言わないで、図書館に行って理科の本を出して 調べられたどうですか。そして、新聞に載ってる記事の裏をとられたらどうですか。この人の記事間 違いとか、この記事は、どうも判断してみたら科学的に正しいのだとか、そういう勉強されたらどう ですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 岡﨑議員さんに一言だけ申し上げます。私自身を、子や孫のためには本気で やるが、田布施町民のためにはそういうことはせんのかというような今発言だろうと思います。侮辱 します。私に対しての侮辱の発言だろうというふうに認識します。

決して、そういうことはありません。ちゃんといろんなことで放射能についても、今起きてる福島原発の問題についてもしっかりと自分なりに一生懸命努力して勉強しております。決して、それを他人に、あるいは人になしつけるようなこともしないし、田布施町民のためには、どうあるべきかちゅうのはいつも頭の中に入れて、私は町政運営含めてやってるつもりであります。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 偉い人に物を言うというのは、とても難しいんですね。本当のことでもプライドを傷つけられると仕返しをしてるんですよね。ならば、勉強していらっしゃるなら、何で私の答弁に勉強したことを言ってくださらないんです。さっきの一番最初の答弁でもそうでしょう。何も僕はやってませんと言われるから追求したら、実はこれだけのことを調べてました。後になって言われたじゃないですか。

そのように放射能というものはどういうものかとか、研究されてて、それなりの自分なりの理解を持っていらっしゃるんなら、なぜ、それをまさに聞いているわけです。私は理解を聞いてるんですよ。ここ書いてるでしょう。理解を尋ねたいと書いてるでしょう。なぜ自分の理解を何で教えてくださらないんです。私、その理解が正しいとか、キュリー夫人のような説明をしてほしいとか、そんなこと言ってるんじゃないんです。理解を聞きたいんですよ。だから勉強していらっしゃるなら、勉強していらっしゃったことを言ってくだされば、私はそれでいいんですよ。それを聞きたかっただけのことですよ。

議長(谷村 善彦議員) ちょっとよろしいですかね。ここは議会、いろいろ疑問事項に対して質問するのであって、個人を攻撃したり、そういう場所じゃないんですよ、ここは。ですから、もうちょっと質問をはっきりしてもらって、こういうことについてはどうでしょうかというんだったらいいけど、個人攻撃みたいな質問は余り適切でないと思いますから、ひとつその辺をお考えいただいて質問をしていただいたらと思います。回答のほうもひとつ、簡潔にひとつよろしくお願いします。長信町長。

町長(長信 正治君) すべて簡潔にお答えしていきたいと思っておりますし、事実、そういうつもりでお答え申し上げました。私のほうから議員さんに対しての質問はできません。ただ、発言は自分なりに一生懸命、議員さんのためと思って発言するし、田布施町民1万6,000人すべてのために

一生懸命町政のことをやってるという気持ちで答弁・発言をさせていただいておりますが、議員の言われたような、個々個人に関する発言を議会の場でされますと、やはり感情的にはなります。私にも子も孫もおる人間に対して、そのほうはしっかりやるがというような発言は、これは議会の答弁として答える義務もないし、また議員が質問された内容についても答える必要性のものと答える必要性でないものについては、ちゃんと私も理解してやってるつもりでありますから、それをなお勉強不足、あるいはもっと調べなさい、調べることは御指摘を受ければ調べますが、質問の、そのときにおいて答えられる範囲でお答え申し上げてるということだけは理解をいただきたいし、先ほど申しました発言については訂正を願うということに対しては一切ございませんでしたので、そのつもりで私のほうも受けとめさせていただきます。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) 私は、町長の言葉がちょっと理解できないことがあるので整理整頓で聞きたいです。4番目の微量被曝についてですけれども、つまりこれを3つと同じように答える筋のものではないという回答でいいんでしょうか。どうでしょうか。ちょっとそこをちょっと正確に教えてほしいです。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 議員さんの御質問は、微量被曝は無害的に宣伝されている。その手法についてどう考えられるかということであります。その宣伝項目が、正しいか正しくないかは、しっかりした情報提供があって初めて判断できることだろうという認識のもとでお答え申し上げたわけでありますから、疑念をという表現でされておりますが、私自身は、もっともっとこの辺はしっかり情報提供いただいた上で、微量の被曝というのは、実際に無害的に宣伝されてるかどうかということを調査しなきゃいけないことだろうというふうに判断してますから、そういうお答えを申し上げたわけであります。ですから、そういう質問の内容についてお答えを申し上げております。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) つまり、答えると、4番目に関しては、答えるための材料不足というふうに考えていいんですか。今までのお答えは、答える筋のものでないから調べもしなかったという答え方をされたのですが、これに関しては、資料が十分ないから答えができないというふうに解釈していいですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 質問の中に、いろんな新聞コラム等を申し上げて質問されておりますから、その辺を判断した上で申し上げてるわけですから、今の質問の内容の微量被曝が無害的に宣伝されている。その手法についてどう考えるかという質問でありますから、そういう状況であるというお話を申し上げたわけです。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 私が新聞を取り出したのは、ここの場であって、この質問文を提出したときには町長は御存じなかったと思います。ただ、3番までと同じようなレベルの問題としてとらえられたと思います。だから、別に風評とか、そういうもので私はこの質問を書いたわけではないので、つまり4番目の回答についてお答えにならない理由が、3番目までと同じ理由ならそれでもいいし、ちょっと言い方は何か資料不足だったから答えられないという言い方があったから、3番目までとは違うのかなあと思って聞いただけなんです。新聞を取り出したのは、今の今であって、この質問文を出したときは、新聞のことなんて全然出してないです。と思います。私も、質問、質問文に書いてませんので、だから3番目までと同じように答える性質のものではないという回答としていんですか。それとも資料不足だから答えられないというんですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 私の答弁のお答えの中には、微量被曝については、専門家ではありませんの

で、人体にどの影響があるかわかりませんがという質問でお答え申し上げております。

ですから、それはあくまでも本当のことであって、答えてないという表現をされますが、そういう お答えをさせていただいております。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) えーえとそれではすみません、それじゃあ、ゼロに返りまして、ちょっと真意が伝わりかねるので、微量被曝が無害的に宣伝されている。その手法についてどう考えるか。微量被曝は無害と思われますか。すみません、それを答えてください。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) その道の専門家でありません。微量の被曝が人体に影響を与えるか、あるいは無害かということついては、私自身がわかりませんので、そういうお答えしかできません。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) それじゃあ、この微量被曝の科学的性質についてわからないから答えられないというふうに解釈していいですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 専門家でないんでわからないんですよ。だから、お答えしたとおりであります。岡﨑議員さんが、もしおわかりであれば、私は逆にちょっと質問したいんですが、この場では御質問できないんで、(「議会の場で」と呼ぶ者あり)はい。ですから質問できません。ただ、要望したことだけはお答えいただきたい部分もありますから、後でまたお話し申し上げます。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) じゃ、もう一度確認します。3番目までは、答える筋、必要はないという感じのお答えで、だから調べもしなかったというお答えでしたが、4番目に関しては、そんな科学的なことはわからんから答えんというお返事で、3番目までと4番目までは違うんですね。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 1番目は、岡崎さんが、ちゃんと私の答えに対しては納得していただいた。 2番目については、私は答えておりません、わかりませんから難しいことは言いません、コメントは 避けますというように申し上げました。3番目も同様に県知事の関係含めて、上関の地盤調査につい ても私のコメントする立場じゃないというふうに申し上げました。4番目については、今申し上げた とおりであります。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) 4つとも多少色合いが違うようですが、少なくとも3番目は、もう答える必要がないので調べなかったという答えでしたが、今のは、何か資料不十分とか、科学的判断で、多少そういうことが入ったようです。私どもが一番恐れるのは、答える必要がない、この一言で切り捨てられることですね。そうでしょう。病院に行って、あんなもう治らんのじゃけ、あきらめなさい。これほどつらいことはないですね。その辺の町民感情を理解してくださいませ。

それですみません、最後になりますが、これらの疑念を解決した上で推進されるのですか。もう一度よろしくお願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 推進という表現は、今議員さんが言われたのであって、私自身は、午前中の 御答弁と同じで変わっておりませんから、その方向でおります。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) 午前中じゃなく、国永議員の質問ですね。(「そうです」と呼ぶ者あり)あのときは推進の姿勢を変えない。国永議員は変えてほしいというふうな質問でしたが、変

えないというお答えだったと私は聞いてましたけど、それでいいですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 質問の状況でありますから、その質問に対してはちゃんとお答え申し上げます。今、申し上げた1から4項目についてお答え申し上げました。原発の推進と思うので、その裏づけを聞きたいという表現でありまして、推進、反対、あるいは賛成、反対、そういう表現として私は申し上げておりません。あくまでも上関町の問題、そして県の問題、国の問題という表現でお答えを申し上げております。私自身は、今も変わらないという表現でありますので、その辺は理解いだきたいというふうに思います。(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(谷村 善彦議員) 国永議員。

議員(6番 国永美惠子議員) 私は振興という言葉を使っておりません、議長。失礼、推進ですね、 振興じゃなく推進という言葉を使っておりません、議長。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) それはすみません。賛成的な意味でと私は聞き取りました。賛成を反対に変えてほしいというような願いと聞き取りました。どうでしょうか。理解が間違ってたでしょうか。それなら正しい理解しないといけないので教えてください。(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(谷村 善彦議員) はい。

議員(5番 向井 恒夫議員) 暫時休憩をしてください。

議長(谷村 善彦議員) 暫時休憩入れます。

午後2時24分休憩

.....

午後2時28分再開

議長(谷村 善彦議員) それでは再開します。岡﨑議員。

議員(11番 岡崎南海子議員) すいません。ちょっと、一応この質問文だけを、一応2番と3番、 読むだけは読ませてもらいたいんですが。

議長(谷村 善彦議員) はい。

議員(11番 岡崎南海子議員) 2番、体が衰えた人のための体操教室、元気な人のためのスポーツサークルはたくさんある。高齢者や一病を持つ人のための静かだが効果的な体操を積極的に普及してはどうか。そのような研究はあちこちでされていて、ヨガもそうだが、主として呼吸法を取り入れたものである。病院に行かなくて済めば、町も個人も助かる。普及にお金はかかるが、それ以上の節約になると思う。もし30秒でも時間があれば、一応答弁が欲しいです。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それじゃ、2点目の質問に対してお答え申し上げます。

体力の衰えた高齢者などへの体操の普及についての御質問にお答え申し上げますが、御提案されましたように、適度に運動することは、体力づくりだけでなく生活習慣病の予防や適度に汗をかくことで気持ちがリフレッシュし、毎日の単調な生活にも張りが出てくるなど、さまざまな効果が期待され、心身ともに健全な健康づくりにつながります。そのため、町では、だれもが気軽に参加できるよう生涯スポーツ活動を推進しており、特に児童から高齢者まで多様なスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの育成などに取り組んでおります。

御提案の体力が衰えた高齢者などへの体操の普及についてですが、一口に高齢者や一病を持つ人といっても年齢が幅広く、体力的にも大きな差異があると思います。テレビ等でもさまざまな体操が紹介されてますし、多種多様な体操がありますので、町が主導して画一的に進めるのではなく、その中から自分に合った効果的な方法を選び、実践するのが一番よいのではないかと思っております。

いずれにしましても、運動は特別に時間をつくらなくても、日常生活の中で無理なく継続して行う ことができ、大切であり、自分の年齢や体力、体調等に合った運動を見つけ出し、少しでも長く継続 することが効果的な健康づくりにつながると考えております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 岡﨑議員。

議員(11番 岡﨑南海子議員) ありがとうございます。すいません、あと1分ほどありますか。 ないですか。はっ、そうですか。

すいません、3番の無料法律相談開設についてとありましたけど、田布施町で無料法律相談会を開いてほしい。周辺の自治体は行っているが、そこの住民しか行かれない。個人的に弁護士相談に行くにはお金がかかり過ぎる。私人間の争いだけでなく、行政と私人間の争いも深刻である。もし、時間があれば答弁をお願いします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは3点目のお答え申し上げます。

無料法律相談開設についての御質問にお答えしますが、近隣市町の状況ですが、市については、各地区の弁護士会に委託され、事前に予約された市民を対象に月1回程度、相談時間や定員など一定の条件で開設されています。

また、町については、本町と同様に無料相談所の開設はありませんが、毎月1回、行政相談員や人 権擁護委員による「行政相談」や「人権相談」を開設しています。

本町では、毎月第4月曜日午前10時から午後3時まで中央公民館で行政相談員や人権擁護委員による「困りごと相談」を実施しています。また、毎月第1から第3月曜日の午前10時から正午まで、社会福祉協議会において「心配ごと相談」が開設されています。

お尋ねの「無料法律相談会を開設してほしい」とのことですが、今のところ具体的な御要望は聞いておりませんので、新たに開設する予定はありませんが、そうしたお問い合わせがあれば無料で相談していただける国が設立した日本司法支援センターの法テラスや山口県社会福祉協議会相談会がありますので御紹介をしております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 時間です。

議員(11番 岡﨑南海子議員) はい、わかりました。私の質問を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 以上で、岡崎南海子議員の一般質問を終わります。

.....

議長(谷村 善彦議員) 次に、藤山 巖議員。

議員(3番 藤山 巖議員) それでは、通告に従いまして3項目について町長にお考えをお尋ね したいと思います。

3月11日の東日本大震災から3カ月がたちました。この震災による行方不明者は6月11日現在で2万3,000余名、9万人余りの人たちが、今なお不自由な避難生活を余儀なくされております。お亡くなりになられた方々に対しまして、心から御冥福をお祈りいたします。また、被災なさった方々にも心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早く震災前の生活に戻られるように衷心より願っているところであります。

今回の地震は、これまで安全と言われてきました福島第一原子力発電所が津波の猛威で壊滅的な被害を受けたことであります。原発運転システムは、機能不全に陥り、放射線は放出をし、バラ地で止む目途はありません。この惨状を、テレビ、あるいは新聞で目にするときに、大方の人が、上関原発ができれば福島の二の舞になるのでは、原発は要らない、こういう声であります。

町長のこれまで、先ほど来の答弁にもありましたけれども、原発は国策だ、上関原発は上関町が決めたことだとして、側から注視している姿勢、こういう答弁であります。

そこで、あたかも長信町長は、安全・安心を町政の重点施策に掲げ、向こう5年間の田布施町づく りを目指しておられるわけであります。ゆえに、今回の福島第一原発の事故は、座視するに忍びない 気持ちで心中沸騰していることと察するわけでありますが、基本計画を修正してでも町民に原発のな い町政の推進を明確に示し、あわせて中国電力に上関原子力発電所建設計画の中止を申し入れられる お考えはないか、まずこのあたりからお尋ねをしたいと存じます。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 上関原発計画の質問にお答え申し上げます。

まず、立地計画についてのお尋ねでありますが、原子力発電所の立地については、平成13年度に 県知事から上関原発建設に関する意見を求められました。本町としては、原子力発電所の建設は、国 と電気事業者の責任において計画され、地方自治の原則からして地元の上関町の政策選択が第一義に 尊重されるべきものであるとの意見を申し上げております。

また、住民からは立地による地域経済への付与を評価・期待する意見とともに、事故を懸念する不安の意見など、多様な意見があったため、周辺市町に対する振興対策に配慮されるとともに、安全の確保等については国及び電気事業者の責任において最大限に努力されるよう強く申し添えております。 私としては、今も原子力発電所の立地については、国が進めるエネルギー政策の一つであり、建設にかかわる法的手続を進めるに当たっては上関町が判断されることであるとの考えでおります。

なお、国永議員さんの質問にもお答えしましたように、今回の原発事故などを踏まえて、国がエネルギー政策の見直しに着手し、新たな原発増設については先行きが不透明なものとなっております。 今後、国の原子力政策が見直され、新たな安全対策・安全基準が示されるものと思われますので、安全性等を判断すべき材料が出そろわない現時点で、上関原発発電所の立地計画についての是非を申し上げることは控えさせていただきたいと思います。また、中国電力に対して建設計画反対の申し入れをする考えはないかとの御質問につきましては、電力事業者に対して建設計画の賛同または反対の申し入れをする立場にないというのが私の考えであります。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巌議員) 全く私から言えば、どういいますか、黄砂の町政といいますか、町民も全く先が見えない、これについては。極めて残念な、私は答弁と言うしか解釈できません。私がここであえて申し上げますのは、まさに他人事ではない今回の福島原発であります。今まで安全であるということを信じて、我々もそれを信じ、相当の安全策が講じられて建てられるんだろう。建設されるんだろう。計画されるんだろう。この国の安全という政策が、まさに頼るところがない完全に崩壊してしまった。こういう状況なんです。私は、この町民のことを考えると、極めて今の答弁が不適切、このようなことも考えております。

論語の一つにこういう言葉があります。「遠慮なければ近憂いあり」という言葉であります。目先のことばかり考えて遠い将来のことを考えなければ、近いうちに必ず心配事が起きますよという戒めの言葉なんですね。私は常に謙虚にそういう立場で行政というのはやっていかないと、ああしもうた。これじゃ遅いんです。そのためにも我々は、5年先、10年を目途にして、いろいろと意見を言い、もちろん今回の総合計画もそういう立場に立って作成されておることだと私は思うんです。

福島第一原発事故を機に、今まさに1万5,000余名の村の長として、上関原発計画に対する決断が、私は、この長信町政に求められておる。このように思うわけです。

先ほど来からの、あるいは今の答弁にもありましたけども、安全・安心の用語というのは、今日の 二井知事が使い始められた言葉だろうというふうに認識しておるわけでありますが、この二井知事は、今回の福島原発の事故を受けて、上関原発建設計画の予定地の公有水面の埋め立て免許を失効させる ことも含めて検討している。こういう答弁を、これは中国新聞で、5月20日の中国新聞であります が明らかにしております。予定地の33万平米のうちの14万平米というのは海を埋め立てないと、この原発というのは建てられないんです。14万平米であります。慎重な発言に終始してきた二井知事すら、海面埋め立てを許可しないことも含めて検討しておりますよ。ここまで、二井知事すら、この福島原発事故というのを非常に慎重に受けとめられておられる。私は、最も近いこの田布施町が、いつまでも座視してばっかりおるような町政であってはならない。ここでぴかり、しっかりと町民に安全・安全を任せてください。その自信を持つぐらいの、私は発言があってもしかるべきではないか。

そこでお尋ねしますが、この基本計画にも載せておられます町長の安全・安心、何をもって安全・ 安心とお考えなのか、改めてここでお聞きをします。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 安全・安心、大事なことでありますし、議員の言われたとおりであります。 原発もしかり、今現在、いろんな事態がどう起きたって町民が安心で安全で暮らせる町というのは、 常時いつも頭の中に入れて、すべて支援、あるいは状況判断しながら進めていかなきゃいけないというふうに思っております。 原発だけが安心・安全ではなしに、今現在行われているすべての内容について安心・安全は必要だろうというふうに思っております。

ただし、今御質問いただきました原発につきましては、現在、福島原発もああいう状況であって、十分、国、あるいはその専門家は精査し、どういう状況かという判断のもとで、まだ結論が出る状況にありませんし、私はあくまでもそういった判断もしっかりと見極めた上で、上関については判断していくべきことだろうというふう思っておりますし、今の段階では、今までどおりの上関町、山口県、そして国の情勢というものがどうあるべきかをしっかりと見た上で判断せざるを得ないという状況であります。田布施町の安全・安心については、すべてを含めての安全で安心でありますから、原発もしかり、それ以外のこともすべて含めて安心・安全な町にはしていきたいというふうに思ってます。議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) すべての安全・安心、原発を含めて、こういう言葉です。まさに原発が事故を起こせば、この基本計画の中にあります安全・安心というのは、全く絵にかいたもち、絵空事であります。

今ここに順調に計画どおりに進んだとしますと、万一、こういう事故が起きたときに、安心・安全ということが言えますか。私は、まさにこの事故を十分精査して、待てよ、この事故が起きれば、あなたがおっしゃるすべての安心・安全は何もありませんよ。まさに私は、原発を含めてじゃないんです。原発が一番なんです、本町は。隣近所どころじゃありませんよ。20キロしかないんですから。

そこで、先ほど来からも質問が出ておりましたけれども、国の一つの安全対策といいますか、それが示された後には、二井知事は、周辺自治体の皆さんの意見を聞きたい。こういう意向のようであります。町長は大体頭の中で、もしそうだとすれば、最も近い田布施町の町長としてどういう県に対して回答しよう。大方のお考えは、頭の中に描いておられると思うんですが明らかにしてください。 議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 県も同一です。私どもも同一です。国の安全の信頼確保方針がしっかりできるかできないか、これを見極めた上で、多分、国の方向性を定めた上で、二井知事も近隣の市町に、その辺を話されるというふうに判断してる。我々も、それにこたえるには、やはりそういったものをしっかりと、安全・安心が確実に信頼され構築されてきた上でないと判断は難しいなあという認識を持っております。今の段階では、そこまでしかお答えできませんが、そういう状況で、知事から依頼があったときには、知事の認識、我々の認識がやはり同一一本になっていって、初めて上関原発に関する対応だろうというふうに認識しております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) まだ、町長は、この今回の福島原発の事故というのを十分認識されてないということがよくわかるわけです。日本の原子力発電所は安全である。外国からもそういう評価だった。その安全であるという頼って頼っておった日本の原発というのが、こういう状況になったから、全世界が今、脱原発に向けて動いておる。ドイツ、スイス、イタリアも決まり、原発はいけません。こういうエネルギー政策を進めてきているんです。安全、安全をもうここで言うべき時期じゃないんです。だめなんです。安全神話というのは崩壊しちゃったんですから。それじゃったら次、我々周辺の自治体はどういう策をこれから講じて、この自治体経営をすればいいのか。そこに今一点に絞られている私は思うんです。上関町の町政判断じゃないんです。まさに田布施町がどうあるべき

なのかと。そういう状況に私はあると思う。そういうまた認識にも立ってもらいたい。そういう町政 をしてもらいたい。

先ほど、これは国永議員の質問だったかと思いますけれども、同じような質問が出ております。その際に、住民の皆様から意見が出れば、この上関原発の賛否ですよ 検討もと、こういう町長は答弁をされております。住民の皆様から意見が出れば、その意見というのはどういう方法で出るんですか。また求めるんですか。教えてください。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) いろんな意見は、いろんな立場で出ております。決して求めなくても関心の高い状況でありますから出ておりますし、また対応によっては、こちらから申し出れば、多分意見も出ると思います。申し上げなくても、いろんな方から上関原発について、あるいは原子力の安心・安全について、放射能に対しての意見は各私どものところにも入りますし、出てきております。ただ、今現在に、それをどういう形で答弁して、どういう報告をするという状況にはまだない段階でありますから、先ほど申し上げたような答弁になったわけです。意見が出れば、やはりそういう状況で、しっかり田布施町民全体で考えるべき行為ということになれば対応していかなきゃいけないし、そういう方向をとらなきゃいけないというふうに思っております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巌議員) どうも具体性に欠けますね。先ほど来から、私を含めて住民代表 3名の議員がこの質問に触れてるんです。まずこれをどういうふうに評価し認識してるんですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 議員さんにおかれましても、非常に関心の高いことであるし、実際に田布施町においては大事な案件だという意味で私は認識しております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 町長、言葉を返すようですが、大切なことで認識をしてるんであれば、そろそろ議員じゃなくて、首長としての考えを、ここで、この公の場で私は披瀝されてもおかしくはない。そうすることによって町民の安心というのが、相当、私は払拭される。危険が払拭される。安心というのが持たれる。そういうふうに思いますがいかがですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 先ほど来から申し上げるとおりでありますが、まだ今の段階で、このことに対して、私の申し上げる状況は決まっていないということでありますから、まだまだ国・県、そして、今地元いうのは、我々も一緒かもしれませんが、その辺をしっかり精査していった上での判断になろうというふうに思います。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) そうしますと、いつの段階ですか。二井さんに意見を求めたときが 段階ですか。さらに福島の原発の事故のそのどういいましょうか、ある程度のめどといいましょうか、 これはどこかの例で申し上げておられますが、その時点でその正式な町長としての意見をおっしゃる のか。できれば。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 二井知事のほうから、それぞれの近隣首長に対して、多分意見の聴取ということがある時期があります。そのときには、あるその判断の段階においては、私なりのお答えもさせていただくということで、先ほど国永議員さんにもそういう答弁をさせていただきました。それがすべて最終段階という認識もしておりません。要は、二井知事が言ったことだけで、じゃあ国がどうなんだということも関係してくるように思います。ですから、最終的に原発の問題については、先ほど藤山議員から言われますように、日本の国だけではありません。世界各国からやはりそういう問題が出ているわけですから、日本の国の最終判断も出てくるように私は認識しております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) ちょっとこればっかりを質問してもどうかと思うわけでありますか ら、実はこの上関原発の是非に関する姿勢というのは、我々議会のほうにも実は問われているんです。 で、私は先日、周南市議会が意見書を可決するとの予告記事が新聞に出ましたが、この時点で議会事 務局長を通じて、議長に対して、田布施町議会としての対応といいましょうか、アクションといいま しょうか、これを促す私なりの意見書の試案を出しております。これは、本議会で谷村議長を中心に、 この議会開会中に、そのある程度の方向性というものが出てくると思いますけれども、もちろん私ど もも努力しなくちゃいけませんが、しかし私としては、近隣自治体としての立場ということ、非常に 上関が近い、こういう立場ということを考慮しますときに、もう少しどういいましょうか、フット ワークをといいましょうか、そういう面では、私自身、内心じくじたるものがあるわけでありますが、 それというのも、先ほど来から私が言っておりますように、まさに20キロなんです。これ。今の福 島を見てください。立ち入りはできませんよ。上関で万一が事故が起きたら、入れないんです。これ は、何年間入れないかというと、わからんちゅうんです。これ。末代かもわからん。いわゆる運転中 の事故で事故でも起きれば、まさに本町は存亡の危機なんです。ゆえに原発から町民を守る、安全・ 安心のまちづくりを目指すのは、町長をはじめとする我々公職にある者の当然の責務なんですね、こ れは。だから、いつまでもあんなことでおっちゃ困るんですよ。町民の皆さん、安全は我々が責任を 持って守りますから、そのぐらいの気迫があってもいいと思うんです。もちろんそれは、ある程度の 時期に、いろんな町長が言われるように、状況判断というのは、誤ると問題も出ましょうからね、そ こは慎重なことが必要と思いますが、余りにも慎重というよりか、余りにもこの福島原子力発電所の 事故というのを私はどうも軽んじている。上関というのは、上関町が町政の一環として誘致を決めて いるのだからと、いつまでも言っちゃおれませんよ。またそういう時期ではないんです。もう。

例えば、けさのこれは中国新聞でございました。光市の市川市長さん、この方が、実はその原発についての質問に対して、「現状では強い疑念を抱かざるを得ない。上関原発については、抜本的な安全対策を構築することとして、揺ぎない安全と信頼が構築できるまでは、この計画が前に進むことはあり得ない」と、ここまで述べておられる。市川市長です。もっと言いましたら、田布施町の町長が、いつまでも、あれは国策だから、上関町が決めたことだから、その答弁ばかりを繰り返しておれるかということなんです。私は。町民はだれを頼りにこの問題に、町民は暮らせばいいんですか。まさに足元に火がついているじゃありませんか。もう一度答弁をしてください。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 市川市長の新聞もここに手元に持っております。確かにそういう表現をされて、そういう発言をされております。事実そうだろうと思います。ただ、あくまでも原発問題につきましては、我々もそのことは十分認識した上で、今後の対応は、もちろん急いでやるべき項目もあろうし、そうでない項目もあろうと思います。じっくりと状況判断をした上で、やはり結論を出していく問題もこの中に一部含まれています。というのは、私自身の正直なところ、まだまだ原発に対する勉強不足も、今言われたように、福島をもっと勉強しろと言われるかもしれませんが、わからない点もありますが、現状のテレビ・新聞報道、あるいはいろんな状況から判断して、大変な事態であるということには、私どもも、私は自分が認識しているつもりであります。だから、そうは言いましても、今回の上関と、それを即ひっくるめて、もう即、上関はだめだという表現を今の段階では、私はしないし、今までと同じ考えに基づいて、十分認識をしっかり見極めた上で判断しなきゃいけないという気持ちがありますから、先ほど来からの答弁をしているわけであります。最終的には、やはり県の関係、そして国の最終の判断が出た段階においては、何ぼ上関町がやるやると言われてもできないだろうし、県がやるやる言うてもできないだろうと思います。へたをしたら国が原子力発電所を推進しますよということすらできない事態が、国際的に起こるのかもしれないという判断が、ある程度今の段階ではここまでしか申し上げられません。ただ、田布施町の町民を守る気持ちは、一つも違いません。

安心で安全で暮らせる町を私は構築していくのが私の責任だというふうに認識しております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巌議員) 当然のことを言っておられるわけで、どうも聞いておりますと、 気迫に欠ける、私にとっては残念でたまらん。上関原発で事故が起きれば、町長、まずお聞きします が、田布施町民はどこに避難するんですか。あるいは、仕事、生活設計、こういうものを想像しただ けでも、絶望感を覚え、やるせない気持ちで町民の方はおられるんではないかと思うんです。私は、 上関原発が計画どおり進められた場合、この福島第一原発の二の舞にはなりませんと、町長、それは はっきりと申されますか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 上関原発が万が一ということでお話でございます。現段階において、その辺を、いや絶対二の舞はありませんとか、福島と全く同じでありますとか、あるいは上関原発が事故が起きますとかいうことは、よう申しません。

ただ、先ほど来から、一般常識的なことの表現になるかもしれませんが、私は田布施に住んでいる 町民のためには、やはり身を挺して安心・安全の町を構築していくということが、大事だという認識 を持っておりますから、やはり原発も含めてという表現をさせていただいておりますが、将来どうい う方向性になろうとも、田布施町の安心・安全はやはりやっていかなきゃいけないということに変わ りはありません。ですから、万が一原発が起きたときにどうするんか、事故が起きたときはどうする んかという方面に対して、ようお答え申し上げません。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) それでいいんですかね、私は、どうも町民の皆、最初にちょっと私は、町民の皆さんの声でありませんかといって申し上げましたけれども、今福島原発の事故を町民の皆さんが受けとめて、田布施町はどうなんだと、どういう万が一上関ができたらどういう対応ができるんだろうか、その心配事と町長の今の答弁と非常に乖離です。私が聞いていると。私は、この事故というのはそんなに軽んじていいんでしょうか。福島第一原発というのは。我々も、確かに日本の原発は安全ですよと、これを信じとったんです。外国の人もそうだったでしょう。これが今日のこの脱原発へ向かっている最も根本的なところがそこなんですよ。安全じゃありませんじゃないですか。あなたは、国から安全な策が出れば、またそこで考える。安全じゃないんです。これ。それから学者も言っておりますが、もとの技術というのは、アメリカなんです。だから日本の安全策というのは、もう限界にきちょるんです。これは。世の中、いちいち私は、ここの場で申し上げませんから、一つしっかりとそのあたりを町民の立場に立って、この福島原発というのは、イコール上関原発が運転を始めたときにどうなんだと、しっかりとそのあたりの認識、これを持ってもらいたい。そして、町民が長信町政についていけば、これは何とかなる、そのぐらいの町民に勇気を持たせてもらいたい。信頼を持たせてもらいたい。今では全くそれが見えてきません。

最後に、私は、週刊新潮の6月9日号に、横須賀で開催された「第5回日本食育学会学術大会」で、小泉純一郎元総理が、「脱原発への道」と題しまして特別講演を行っておられる。この記事をちょっと皆さん、これ読まれた方がもうあるかもしれませんが、前文は省きます。「自民党政権時代においても原発の安全性を信用して推進してきました。過ちがあったと思うんですね。専門家の間でも意見が分かれていた。そして原発が安全かというと、必ずしもそうではない」、脱原発を呈し、その後、「これからはもうこの原発をね、さらに増やしていくということは無理だと思いますね。いかに原発への依存度を下げていくか、安全対策をしっかりやって住民の理解を得た、そういうものについては、ゼロにするというわけにはいきませんから、これに対しては、どういう安全対策をとるか、また危険なものについて廃炉していくか、そういうことを我々が進めていかなければなりません」と、これは小泉純一郎元総理が言っておられる。いわゆる原発の安全性に過信があった。こういうことを認めて

おられるんです。これ。いいですか。だから、私は、先ほど来から言っている我々も、まあ何とか国がやるんだから、万全な安全対策を講じて上関原発もされるんだろうと、確かにありましたよ、そういうことが。ところが、当日すら、学者の間で2つに分かれていた意見があったと。私ども、政府も、当時の、非常に過信しすぎたと、こう言っているんです。ここでは。さらに、これは言ったかもしれませんが、政治評論家の浅川博忠氏は、この言葉について、この講演内容について、「自民党の旧田中・竹下派が利権絡みで進めてきた部分があるエネルギー問題について、小泉さんは、もともとシビアな見方をしていました。政官業の癒着が見られる原発に対しても同様で、それが今回の発言につながったのでしょう」と、こういう当時の政界の中の事でこの浅川さんというのは、これに書いているのでありますが、いずれにしましてもはっきりとした、これが安全だと、これは当時も今も変わらんわけですよ。だから事故が起きる。だから終息の目途が立たない。だって、出しっぱなしですよ、これは放射能。そういう今日の状況でありますから、いつまでも上関町の判断だ、国策だ、これは一つ慎重に発言を私はしてもらいたいと、町長にお願いをしておきます。

それでは、次にまいります。

次は、東南海・南海地震を想定しての津波対策であります。今回の東日本震災の教訓に、本町では、最も整備が急がれるのが、東南海と南海地震に対する沿岸部の津波対策であります。向こう三、四年以内にマグニチュード8.5クラスの地震が予想される。県東部では2メートルから3メートルの津波が想定されると言われています。本町では、台風時の洪水や地震の際のハザードマップが、各戸に配付されておりますけれども、津波ハザードマップは作成しておられません。特に津波対策をして、集落ごとに、あるいは高台避難する場所の整備等が、私は急がれるんではないか、このような気持ちも持っているんですが、町長、お考えをどうぞ。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、お答え申し上げます。

2点目の東南海・南海地震を想定した津波対策についての御質問であります。「津波ハザードマッ プ」については、山口県が地域的に大きな津波に見舞われる見込みの少ないと考えてこられたことか ら、県でこれまで策定に向けた事業がなされておらず、現在、県内で「津波ハザードマップ」を作成 されている市町はありません。しかしながら、国の中央防災会議において、東日本大震災の被害想定 をもとに「東海・東南海・南海地震」の発生規模、津波による被害想定の見直しが行われており、 1年後を目途にまとめられる予定となっております。今度、山口県防災計画の見直しの中で、国で行 なわれる地震規模・被害想定の見直しを機に、津波ハザードマップの作成が進められると考えていま すので、県に対して事業要望を行いたいと考えております。また、地域防災計画の見直しについては、 山口県でも6月1日に山口県防災会議が開催され、東日本大震災を教訓に、大規模災害対策を中心に、 本年10月をめどに山口県地域防災計画を見直すとされています。本町といたしましても、国・県の 計画等の見直しとの整合性を図り、できるだけ早く田布施地域防災計画の見直しを行いたいと考えて おります。また、本町では「高潮ハザードマップ」を作成しておりませんので、現在、県に早期の事 業要望を行い、県が行う洪水予想の調査を終了後に作成できる見込みとなっております。これにより、 一定の参考データをお知らせすることができると考えておりますが、それまでの間の災害に対応する ために、町独自で10メートル未満の地域の状況や堤防高さ等を記載した地図の作成を急いでおりま す。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 町長、私が質問要旨にも上げておりますが、この南海地震というのは、大体震源はどのあたりというふうに町長自身、認識しておられるんですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 高知沖といいますか、あの一帯を南海地震というふうに認識しております。 議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。 議員(3番 藤山 巖議員) 学者の間なんかでも、一応四国沖と、こういうふうに想定をしております。

先ほどもちょっと触れま.したが、山口県大規模災害検討委員会委員長で、山口大学大学院の三浦房紀教授、さきのNHKの番組の中で、東南海・南海地震は確実に起きる。規模は、マグニチュード8.5クラスで、県東部では2メートルから3メートルの津波が想定されると思う。津波は、瀬戸内海で早いところに90分から2時間で到達するだろう、このようにこの県の委員長でもある三浦さんは述べておりますね。同じように、山口大学大学院の理工学研究所の金折裕司教授という方がおられます。さきの大学での講演会の席で、私もこれに出席したのでありますが、私の個別の質問に対しまして、東南海・南海地震でのマグニチュード8.5クラスの地震がある、いわゆる否定されていない、肯定されているんですね。さらに金折さんは、その際、豊後水道、あるいは紀伊水道、この地形が津波にどのような影響をするといいますか、増幅するだろうかという懸念を指摘されておりました。

同じように、この裏づけとして、これはさきの中国新聞に載っておりましたが、政府の復興構想会 議議長の五百旗頭真防衛大の先生でありますが、学長でありますけれども、南海・東南海地震は、い つ起きてもおかしくない。中国地方での被害は想定されると、この記者のインタビューに答えておら れます。学者の予見が当たることを私は願わんばかりでありますけれども、本町の海岸部を私なりに 見地してみますときに、例えば別府の田布施漁協の市場でございますけれども、この関係者の方々に 聞いてみると、この市場というのは、大潮のときは、市場のレベル、いわゆる市場の中まで潮が寄せ 市場から波止場寄りですね、波止場寄りの荷揚げ場部分を冠水する てくる。さらに波止場寄りに んですよ。さらに台風にときはどうかといいますと、これは14号と言っておられましたけれども、 漁協の玄関に階段が3つありますけれども、2番目の段階のところまで潮、極めてあのあたりは、沖 に堤防があるものの常時こういう状況なんです。学者も指摘をしております2メーターの津波という ことを考えますと、麻里府小学校はもちろんでありますが、国道188号線を冠水する、3メーター でどうかと、地元の人に聞いてみますと、麻里府保育園も潮がくると、このように関係者は は漁業関係者でございますが、言っておりますね。いずれの3カ所も、本町が過去に配っております ハザードマップの避難場所に指定されているところであります。例えば、今度私が申し上げたいのは、 これは地元からも声が出ておりましたけれども、その避難場所のこういう津波対策に対する避難場所 ですね、これが全く手がついていない。例えばここで言えば、元郵便局の裏の新宮山、これを整備し て一時の避難場所としてもらうと、早く避難もできるんだがなと、こういう声です。あるいは、向か いの馬島にしましても、渡船場の集会所が避難場所なんですね。ちょっと工夫すれば要害山の中腹ま で、古いその防災によれば、元の馬島小学校ちゅうのもありますが、これは() でありますが、 波止場のところの集会所、馬島集会所、私は要害山の中腹ぐらいまで昔は道がありましたから、これ はできんことはないと思うんですが、このあたりのちょっとした工夫で整備するということも、一時 避難には十分耐え得る。あるいは戎ケ下においてもそうですね。街並みに小高い神社がございますが、 あの裏山というのは私はどうかなと、余りにも海が近いからどうかわかりませんけれども、十分地元 と協議をする必要があるんでしょうが、そういう迅速に避難できる一時避難場所の整備、これはもち ろん地元としっかりと十分協議されないと、私が口で言うように簡単にいかんと思います。要は早く その身をかわす、逃げる、こういうことだろうと思うんですが、町長、そのあたりまでお考えになり ませんか。なっておられますか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 最後の御答弁の文面の中にも入れておりますが、先般来から建設課含めて田 布施町の高さの関係を調査しておりまして、まだ正式に確定はしておりませんし、まだ議員さんのほうにお配りする状況ではありませんが、10メーターの潮の範囲、そして3メーター、5メーターの高潮の範囲、これは津波に対する範囲でありますが、田布施町全域において、色分けして、今現在つくっている状況であります。また、その状況によって、それぞれの地域において、どこが一番いい避

難場所になるのかというのを対応して、今後検討していく、これはあくまでも「高潮ハザードマップ」作成に対して、同一的に津波を含めた関係で研究していかなきゃいけないというふうに思っております。でき次第、またそれぞれ議員さんのほうにもお手元に、御参考なり資料としてお渡しできるのではないかなというふうに思います。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 今、作成中というのは、10メーターの津波・高潮も一応考慮して とこういうふうの答弁でありますが、私が見ますのに、海岸部の住宅地、特に麻郷の八海から麻里府 の尾津西までの間ですが、この防波堤の高さは大体どうかといいますと、その近く、海岸べりを走る 道路、あるいはその敷地内 敷地、そのレベルから、大体2メーターの高さです。今日の本町沿岸 部の防波堤というのは。今、私が申し上げたように、例えば南海地震で、学者によれば4メーター、 5 メーターの津波が瀬戸内海にもというような説もありますけれども、そうなりますと、もうまさに お手上げですね。そういうことはないように願うわけでありますけれども、大体2メーターです。い つも戎ケ下では、県がその防波堤の工事をしているところもございます。しかし、よく見てみると、 例えば米出の交差点の沖合、YKKの裏です。ここに入り江がございますが、この満潮時の一番上か ら防波堤の上まで何ぼかって、1メーター60なんです。あすこの入り江は。それから米出の国道を またいだ入り江がございます。あそこに信号がついておりますが、ここも潮位の最高位から は潮位というのは、地元の人とも話して大体満潮のときにここまでくるだろうと、赤がついているん ですよね。そこに向けてメジャーを堤防の上から垂らしてみると、大体1メーター60なんです。こ れまで満潮のときは潮がきますよ。だから堤防は、あと1メーター60しか残っとらんということで す。あそこは。あそこもですよ。そういうふうなぐあいでありまして、さらに戎ケ下地区などという のは、幾つも側溝があるんです。それが町なかを町道が走っておりますから、その水を海岸に出すた めに、海に向かって、あの河口に向かって側溝からも出ているんですが、それから逆流してくるちゅ うんですね、町道のほうに。満潮だったらさらにということです。それから別府、あるいは尾津の造 船所の河口、これもいずれも地元の人がおっしゃるのは、逆流だと、確かにあそこも低いです。全く 堤防がないものですから。その住宅の冠水が心配されるということです。先ほどから、私も言ってお りますように、この津波というのから、人、人命を守るということになりますと、逆らうことができ ないわけですから、まずは高台に避難だちゅうて、一斉に避難する体制ちゅうのができているかどう か、それぞれの集落でですよ。私はそこの一点に尽きるんじゃないかと。だから自治会と十分協議を されて、迅速な避難場所の確保・整備、これを先ほど町長は、今作成中だとこういうふうに言ってお られますが、一つ急いでこのあたりの万一に備えての整備をしてもらいたいと思います。

津波対策につきましては、国のほうが大変遅れておりまして、国土交通省も、この「津波対策推進法案」というのを実は今国会に出しておりまして、これも成立する見通しのようでございますから、これが成立し次第、県、あるいは町村に対しても、そういう具体的なことが出てくるんだろうというふうに思っております。だから、一つこのさっきから言いますように、東海・東南海・南海、一緒にくるんだという説もありますが、特に南海です。私が危惧するのは。これは、金折さんもそのあたりを非常に指摘されておりました。いや四国があるからといっても、どうもそうでもないらしいです。かなりの規模のものが、あそこで起きるんじゃないか、こういう心配を金折さんもしておられました。だから、30年というスパンを考えれば、長いのかもわかりませんけれども、五百旗頭さんの言う説によれば、いつきてもおかしくないんだと、こういうことでありますから、しっかりとそのあたりを踏まえた津波対策を本町としても確立しておってもらいたい、これを要望してこの項は終わります。最後に、町長、何かあったら。町長ありませんか。

それでは、3項目目に移ります。これは、先ほども他の議員のほうから出ましたけれども、私は、特にその海岸地域の自主防災組織というものを早急に一つ進めて、設立に向けて努力をしてもらいたいと思います。本町では、現在、麻郷地区に設置されておりますけれども、どうも他の地域には、こ

の自主防災組織というのはありません。特に設置が急がれるのが、麻里府地区と田布施川河口にあります本町の東地区であります。津波の際は、特に的確な情報把握と迅速な避難の誘導が求められるということと思いますので、地域の実情にたけた人材確保が、困難かもしれませんけれども、しかし、そこはその地域内にある事業所なり、あるいは若い人、婦人層、こういった人にも理解を求めて、幅広い層での私は組織づくりが必要ではないかというふうにも思っております。今日までの推進状況はというのは、先ほど来から大体お聞きしましたけれども、特にこの麻里府、あるいは東地区、このあたりの状況をもうちょっと詳しく知らせていただけますか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、自主防災組織の推進についての御質問に対してお答えを申し上げます。

本町では、平成19年度に麻郷地域連合自治会を母体に「麻郷地域自主防災組織」が結成されております。情報伝達訓練を中心に、毎年工夫された訓練が実施されております。御指摘のように、洪水、地震、台風などあらゆる災害から、地域や個人を守るには、地域ぐるみでの対応が不可欠とのことから、これまでも町連合会自治会等で自主防災組織の育成を呼びかけてまいりました。現在、東田布施地域及び麻里府地域に結成の働きかけを行っており、東田布施地域では「東田布施地域自主防災会準備会」が結成され、田布施町まちづくり活動助成金を利用して、7月15日に自主防災研修会を開催されることとなっております。

今後、町といたしましても、地域での防災意識の醸成を図り、全ての地域で自主防災組織が結成されるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 先ほどの答弁と変わらんわけですけれども、東については、大体い つごろをめどに設立される方向になるんですか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) この東が本格的に対応されているのは、先般行われました防犯パトロール隊総会に、山口大学助教授の瀧本先生がお見えになって話をされたのを聞かれて、これは大事なことだ、急いでやろうということで、緊急に話が出た経緯もありますし、麻里府地区もそういう状況であります。今の現状では、まちづくり推進協議会のほうに、開催準備に向けて一つ支援をしてくれということで、会議、そして瀧本先生の講演会、そういうものを含めて今年度中に開催の準備をして、7月15日にその調査の関係で、今講演会をやられた後、その辺を本格的にスタートするというふうに聞いております。

麻里府につきましては、一応話は出ております。どういう状況になっているか、まだその後はちょっと聞いておりませんが、やはり麻里府も同じように自治防災組織を立ち上げたいということで要望を出されてくるだろうというふうに思っております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 一応年度年内にはというような見通しのようであります。

そこで、町、これは国からのいろんな補助金制度等もかんがみて、こういうことになっておるかと思いますが、私が、前の項目でも申しましたように、やはりそこの人たちが、万一のときに迅速に避難するということを考えると、私は一つの自治組織、自治会組織ということも必要かもしれませんが、やはり班とか、ま言えば、昔の5人組とか、あるいはそこの集落とかまとまったその人たちのまず下部組織ちゅうのに重点を置いて、それを一つの大きな自治会組織としての防災組織にすると。幾ら上がある程度組織化されても、下のほうが言うことを言うことでおかしいんですが、うまく機能しない。万一のときに、いやそこまで徹底していなかったとこういう私は恐れを危惧するんです。

そのあたりからも、どういいますかね、集落ごとのそのそういう組織立てといいますか、全体組織の体系からして、そのあたりどういうふうなポイントを置いておられますか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) 自主的には地元でつくられるというふうなことでありますから、十分話をさ れて対策を立てた上で進められるというふうに思います。町のほうから、こういうふうな方向でや りなさいとかちゅう方向性は出しておりません。地元で自治会長さんはじめ地域地域での話し合 いをもとに、自主防災組織をつくられるというふうに認識しております。

議長(谷村 善彦議員) 藤山議員。

議員(3番 藤山 巖議員) 本町の地域防災計画にも、津波の場合は、震度4以上を感じたとき、 または弱震でも揺れが長時間に続いたときは、直ちに自主防災組織、または住民に周知、避難誘導の 措置をとることとこういうふうなことも実はあるんでありますが、いずれにしましても、今日できな ければ、行政無線施設とこれに頼るしかないわけです。

ところが、これは雨が降る、あるいは台風シーズンというものは、家の中に全く功をなしません。 そうしますと、やはり私がさっき言うように、一声かけ、隣近所が、こうですよということを一言か けることによって、非常に迅速な避難、あるいはもちろん誘導もできてくるんじゃないか。非常に高 齢化している状況でありますから、そのあたりのこれはそれぞれの自治会がどういうふうな判断でお やりになるか、私()のようでありますけれども、そのあたりも十分行政としての指導というも のも私は大事だと思っておりますので、まず初期行動をどのようにするか、そのあたりに一つポイン トを置いて防災組織をつくっていただきたいと、指導していただきたいと、これをお願いをしておき ます。そこで、幾らその自主防災組織、あるいは地域防災計画というのを立てても、いざというとき に機能しなくちゃだめなんですね。私も現役の時代に経験がございますが、ここ最近、本町で防災訓 練というものがありません。特に県の総合防災計画というのも、私は近々に本町でやってもらいたい と思うんですね。

私が担当したのは、恋が浜のまだ光市の浄化センターができないときに、特にあそこは非常に空き 地がありましたものですから、やりましたけれども、一つそういうことをやることによって意識を高 め、いざというときに対応できるような人づくりといいましょうか、地域防災計画で、だからその組 織化機能することにもなると思うんです。もし、県の防災訓練ができんのであれば、広域消防圏があ るんですから、これの一つ協力を得て、本町独自の防災訓練、これは私はぜひともメニューに上げて やってもらいたい、計画を立ててもらいたいと思いますけれども、町長、どうですか。

議長(谷村 善彦議員) ちょうど時間です。

議員(3番 藤山 巖議員) 終わります。。

..... 議長(谷村 善彦議員) 済みません。しばらく休憩いたします。45分に再開いたします。

午後3時35分休憩

..... 午後3時47分再開

議長(谷村 善彦議員) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。河内賀寿議員。

議員(10番 河内 賀寿議員) それでは、2問ほど一般質問をいたします。

質問方式は、一問一答です。

質問事項1は、ソフトバンクのメガソーラー計画へ積極的に参加しては。答弁者は町長です。

ソフトバンクの孫社長は5月25日、地方自治体と組んで大規模太陽光発電(メガソーラー)事業 を始めると発表しました。ニュースでも話題になりました。まず、1,000億円前後を投じて発電 量20メガワット級のモデル施設を複数建設するとのこと。10メガワット級や40メガワットなど 様々な規模を考えており、休耕田や耕作放棄地、工場の屋上、開けた場所など立地もいろんなケース で試すとのこと。名称も「電気」の「電」と「田んぼ」の「田」で「電田プロジェクト」とも呼ばれ るそうで、仮に全国の54万ヘクタールある休耕地などの2割に太陽光発電に充てると、原発50基分の5,000万キロワットの発電が可能だそうです。

本業は、連結売上高が、2001年3月期に3兆円を超えるような大きな会社で、支障にならない程度の数%を使い、社会貢献の一環として自然エネルギーの促進をしたいそうです。よって、資金的には自治体の財政に負担をかけないように、ソフトバンクのほうでリスクをとって調達し、貢献したいとのこと。運営はソフトバンク、電力売上高の一部は、土地利用料として自治体に入るようなビジネスモデルしたいとのこと。国の規制や送電網の問題などの課題も多いです。しかし、福島原発事故を踏まえ、国も自然エネルギーの比重をふやす方向に傾いており、山口県もソフトバンクが7月上旬設立する自然エネルギー協議会に参加する方向に検討するとのこと、田布施町も立地などをめどが立てられるようなノンリスクでもあり、積極的に参加協力の表明をしてはいかがでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、河内議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

メガソーラー計画についての御質問でありますが、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発 電所の事故から、再生可能エネルギー事業への関心が高まっています。

そうした中、ソフトバンクの孫社長が、都道府県と共同でメガソーラーといわれる大型規模太陽光発電事業などを全国規模で推進するため、「自然エネルギー協議会」を設立し、地方自治体等と協議したいと発表され、現在、19都道府県が参加を表明しております。議員の申されたとおり、山口県も参加の方向で検討しているようであります。そのメガソーラー計画では、ソフトバンクが資金、技術、運営面の大半を引き受け、地方自治体等が土地等を提供するとの構想と聞いておりますが、どのような設置条件があるのか、また、何メガワット時の発電施設をつくるのか、そのためには、どのくらいの広さの土地が必要なのか、まだ計画の概要等が明らかになっていない状況であります。

「ソフトバンクのメガソーラー計画へ積極的に参加しては」との御提案でありますが、現時点では、詳細が明らかになっておらず、参加に関する検討も難しい状況であります。しかしながら、メガソーラー施設の誘致への取り組みは、地域にとって有望な事業と考えておりますので、土地の確保、雇用の創出や経済の活性化、財源の確保など総合的に勘案し、検討してみたいと考えております。

以上です。

議長(谷村 善彦議員) 河内議員。

議員(10番 河内 賀寿議員) 有望な事業と考えていただいて、前向きに考えていただけるという発言の内容と思いました。こういう会社のやるとかいうような事業の場合は、山口県が各市町村にやりませんかとかいうような話をしたときに、もういきなりすぐに、うちはすぐやりたいですとどんどん上げたほうから多分やってと思うんですね。遅く上げたり手を挙げるのを遅いほうだったら、10番目ですとか20番目ですとか遅いので、周りを全部慎重に見てから決めるようだったら、多分最初の5市町村だけでしますとかで終わられたりとか、やっぱり早いもの勝ちみたいな要素があると思うので、そういうのを考えて、今からこういう質問をして、そういう話が来たときには、すぐに手でも、もろ手を挙げてすぐここがどうですかって、すぐ県に言えるぐらいの用意ができていればいいんじゃないかなというつもりで、今回質問をしました。ぜひ研究というか言われたときには、そういう形でやっていただければなと思います。うちにもソーラーを持っているんですけど、別に故障もしませんし、公害が出るものでもないですから、物自体は、別にそう悪いものではないと思いますので、ぜひ考えをお願いします。

では、もう次の質問にいきます。

質問事項2、敬老会の記念品を見直しては。答弁者は町長です。

昨年の麻郷小体育館で主催された敬老会では、お弁当をその場で食べた人はわずか1人で、皆持ち帰りでした。会場は、ござよりパイプいす中心で、参加者が楽な姿勢で鑑賞できるように考えられているようでした。ただ、大人数のため机が用意できないようでした。ひざの上に弁当を乗せては食べ

づらいのか、皆、お食事をされませんでした。余興は、満足のいくものでしたから、この点だけは改善しなくてはと思いました。

他地区では、少人数で主催されるところは、机も十分で弁当も皆、食べて帰られるようです。ただ、 同じような、大人数の東小体育館では、麻郷ほどではないですが、持ち帰りも多かったそうです。

大人数の地区では、机を十分に配置するか、もしくはペットボトルのお茶のみとし、町内のみ使用可能のお弁当券、またはお食事券といった記念品配付にしてはと思います。券の配付なら、体が弱くて敬老会に行けない方も対象にでき、そういった方の不公平感もなくなると思います。地区によっては、問題ないところもあり、条件も違いますが、見直してはいかがでしょうか。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、2点目、敬老会の記念品についての御質問にお答え申し上げます。 御指摘のように、昨年の麻郷小学校の敬老会では、会場設営の事情から、会場でのお弁当を食べに くいこともあり、ほとんどの方がお弁当をお持ち帰りになったようです。

現在、敬老会は町内 8 会場で実施しておりますが、机がなく、いすのみで会場を設営しているのは、東田布施地区と麻郷地区で、いずれも小学校の体育館を使用しています。以前は、この 2 会場ともござで対応していましたが、長時間、お座りになられる方などがふえたことから、いすのみに変更された経緯があります。会場設営などの事情で、会場でお弁当を食べにくいのであれば、弁当券等を配付してはとの御提案でありますが、他の会場の状況を聞きますと、机といすが準備できれば解決できるように思いますので、本年度は、両小学校で不足するいすを両地区の公民館から用意し、会場での食事等がしやすいよう改善していきたいと考えております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 河内議員。

議員(10番 河内 賀寿議員) それで、十分の改善の方向として実感しておりますが、それで十分だと思うんです。これ麻郷も東も、机があったら十分足りているので、それはいいんじゃないかと思います。だから、前から指摘されちょったように、最後の分で言ったように、元気な人しか、敬老会には見にいけないもので、やっぱりどうしても弱った方は、お家におられるわけで、お弁当ももらえないわけで、行ける方のみがお弁当が食べれるという状態ですから、そういう点に関して、この配分が500円ぐらいの券というんで配ることができたらなと、普通に素朴には思っているんですけれども、お家におられる方に関してのこういう不公平感みたいな関しては、どう思われるでしょうか。お願いします。

議長(谷村 善彦議員) 田縁課長。

町民福祉課長(田縁 和明君) 実際敬老会については、75歳以上の人が対象になっておりますが、昨年のベースでいけば、対象者が2,260名いらっしゃいます。そのうち出席者が562で、欠席が1,698ということです。出席率は25点何がしかと思います。だから、もう実質、その欠席者すべてに、非常に不公平感だということで、お弁当をお出しするということが、ちょっとなかなか難しいちゅう面がありますので、今は、出席者のみ、お弁当を差し上げるということにいたしております。一応そういうことです。

議長(谷村 善彦議員) 河内議員。

議員(10番 河内 賀寿議員) 昔は、5,000円かな、75歳以上の方はいただけるとか、すごく財政がよかったころはできたという、いろいろそういうのがどんどん廃止になって、いろいろ難しくなったことはよくわかっているんですけれども、厳しいのはわかるんですけれども、できたら500円ぐらいの、券としてでもあげれば、本当にいいなというのは希望ではございます。財政面で難しい点があれば、仕方がないという点もありますが、あとはちょっと少しさっきのケーブルとかの話 光ファイバーのケーブルとかテレビとかの話と、いずれケーブルとかきたら、ケーブルテレビで余興なんかが、お家で弱った方にも見られたらいいなというそういう日も来るのかなと思いますね。そうすると、また不公平感もないというか、行ったような気分にもなれるような日も田布施町にくる

んじゃないかなと思います。500円なり何なりのお家へ渡すのは、予算の関係もあると思いますので、何がしか考慮をしていただいて、できるようだったらお願いしたいというような形であります。

最初の主旨の食中毒の関係とかもあったんで、持って帰ってはまずいなというのが正直なことが 2つと、婦人会の方々もこれを見てくださいという形で指摘をされたので、今回この質問にしたんで すけど、机できちっとやっていただけるんだったら、もう十分改善ということで理解ができました。 ぜひよろしくお願いいたします。これで、質問を終わります。

議長(谷村 善彦議員) 以上で河内賀寿議員の一般質問を終わりました。

議長(谷村	善彦議員)	ちょっと休憩します。
		午後4時59分休憩
		[会議の延長]

議長(谷村 善彦議員) それでは、開会します。

一般質問を行います。向井恒夫議員。

議員(5番 向井 恒夫議員) 質問をしたいわけでございますが、発言者も答弁者も随分お疲れもしているようでございまして、私の質問は、通告に従って、一問一答方式で、3問についてお尋ねをさせていただたきます。前任者が質問されておられます関係のある項目がございますから、ひとつ簡単に簡潔に質問をいたしますので、取り計らいをお願いをいたします。

午後4時59分再開

質問に入る前に、御案内のような地震による災害、しかも尊い人命が亡くなられ、あるいは原発事故によってですね、大変予想を超える被害が出ておる、それぞれの地域の関係者に対して、御冥福と、さらにはお見舞いを申し上げておきたいと存じます。

それでは、1回目の質問に入ります。

長信町長、1問目は、東日本大震災における原発事故についてのお考えがどうであるかということ をお尋ねするわけです。

これは、先ほど来の3名の議員さんからの質問で、大体あなたの御見解というのは伺えたんですが、 私は、この事故というものは予想をしなかった、予想できなかった事故なんですね。そうすると、今 までの事故に対する認識と予想を超えた、予想になかった事故からしてということになると、この対 応は改めて判断するということが順序じゃないでしょうか。そうしませんと、うちに直接被害が及ん でいないんだから、そうであるかもわからんから、そこまでの予測はできかねると、従来の考え方を 構築したいという御判断が、もしかあるとすれば、もうちょっと見直したほうがいいと思います。

その理由を二、三申し上げましょう。一つは、町長は町民のために、我々町会議員も皆さんのためにという共通の役割を担って、それぞれの仕事をやっておるわけですね。そうすると、その根っこにありますものは、住民の声、住民の意識ということなんですよ。ですから、それは今回の地震・津波による被害、原発事故というのは予想しなかった事故なんですから、それに対する対応策というものは、改めて考え直すと、この時点で出さないと、これはいかなるものでしょうか。それには、それは時間がかかるし、研究も必要だろう。その判断がここで出てこないと、やはり議会は町長も共通するのは、町民のために、町民のための役場の仕事、議会の仕事をやっているわけですから、町民の考え方というものは、ここにしっかりと、揺るぎないものを据えてそれぞれの業務に入らなくてはならない。ここでお尋ねしたいのは、あなたのお考えは、前の寺田町長なり、あなたの二期目の町政の担当のお考えで、この原発問題ちゅうのは、上関町が発信地だと、上関町のまちづくりということに対して、近隣の町村が協力を反対とか賛成とかということを言わずに、静かに冷徹を重んじてやっていこうという発想であったはずなんです。たしか間違っていないと思う。ところが、今回は、くどいよう

ですが、予想を超える事故なんですから、やっぱり予想を超える判断をここでしなくては、これは町 民のためにどうでしょうか、そこの御認識を改めて伺っておきたいと存じます。

特に、具体的に説明しますと、私は、かつてこの原発の問題につきましては、先回の3月の議会のときに一般質問をやらせていただきまして、電源立法を特別立法になりまして、県知事の二井さんのお計らいもあったんでしょうか、交付金がおりると。この町民から、「今、向井さん、役場は銭がないちゅうんじゃが、今度はかなり金が入りますね。これは助かるでしょうが」、こういう声を何人か聞いておりますよ。ですから、そのことを私は、この前の議会のときに申し上げたわけです。

これは、ひも財政を見ますと、この交付金は、お金はくれるわけじゃないわけ。現金をくれるわけ じゃない。この交付金を使って、その自治体がどのような計画、どのようなまちづくりをするかとい うことに対しての交付金でございますから、それは、わからんこともないんですが、問題を申し上げ ますと、交付金は田布施町の割当は幾らかというと、ここに前任者の御答弁をされたから金額も出て おりますが、この間の私の質問に対しては、町長は、関係自治体、いわゆる周防大島、柳井市、平生 町、田布施町、光市、2市3町ですか、よく交付を受ける団体が集まって、あるいは集まらんかどう か知りませんが、協議をして、今後の対応をしたいという長信さんの御答弁であったろうと。これは、 私もいずれ田布施町だけが飛び抜けて、交付をもらうために、もう交付金の申請に手がけたというこ とは今のところ聞いておりませんが、まだ手付かずような状態であろうと思うんですが、この交付金 は、2番目の御回答をいただきたいんですが、原発を立地を建設を着手する。今から今相当12メー ターの大きな穴を掘っておりますが、それは予備工事でございまして、実際の原発のドームを本体を そこに設置する、これは着手ということであるようですね。その着手が決まらんにゃ、あるいは着手 するまでにさまざまな契約なり手続きをして、そして最終的に国が、あるいは県が、その着手と認め た場合によって交付金がおりる この交付金ちゅうのは、着手しなかったら、原発をやめるという ことになりゃ、この交付金というのは、おりんというか、対象から外れるということにほかならんと 思うんですよ。ですから、早く言えば、まあ一般質問とはいっても厳粛節度を持たんといけんと思い ますが、原発をやるための一つの周りの市町村に対する手厚い保護措置なんですよね。ですから、も しか田布施町が、原発をこれはやめるということになったら、交付金がおりんのじゃないか、いやそ れは原発計画と交付金とは別だと、これはおりますよというふうに回答をされるのかどうか、そこの ところのその一点をお尋ねをしておきます。それと、特に強調したいのは、この地震による災害、原 発による災害というのは、これは予想を超えた災害なんですね。ですから、それに対しての関係は、 前議員さんがいろいろお話になりましたが、この()を期されるのは、2市3町の田布施町だけ なんですよ。ほかの市町村は、住民から、あるいは議会から、何とかしてくれんにゃ困ると。それは、 原発の反対、あるいは原発については、中止とか反対とかちゅうことまで、いわゆる意見書とか要望 書とかちゅうのを出して、町民を守る議会、町民を守る町長が、よく相談してやっておるじゃないで すか。やっちょるのは田布施町だけですよ。

でも今後、谷村議長を中心に動きが出てくるかどうか知りませんが、普通は、議会内部から、あるいは住民代表から意見が出たものを、今の意見書とか要望書とかということにまとめて現在進行しよる。これはだから全部そうなっておると思いますよ。ですから、その一つの従来の方針を転換するという発想、結果的にはそうかもわかりませんが、新しい視点になって原発という問題に対処するという心構えというのは、やはり住民が一番望んでいることだろうと思う。

もしかですよ、もしかこういう状態が続いたら、今度は、町民のほうから、役場は何をしちょるかと、平生町は土台やっちょるやないかと、光は議会がやっちょるちゅうやないか、柳井もやっちょるちゅうやないかと、田布施町は何もせんのかと、こういう声が出るか出んか知りませんが、それは私は、私、一議員として大変寂しい、恥ずかしい、町民に対してですね。町民ですよ、問題相手は。県でもなければ国でもないわけ。国の施策をこの議会で、田布施町議会でがたがた騒いでうるさく()これはだめとは言いませんが、これも町民のためのことを考えてやっていこうという姿勢を

ここに欲しいわけでありまして、ちなみに、昨今の新聞情勢と、やはり原発がこうなった以上、原発は、もう中止か廃止かやめるというのが、47%、50%近いものがそういう住民の判断にあるようですよ。ですから、今までの住民の考え方と現在の住民の考え方というのは、もう随分違っておりますので、そこらが町長も、安心・安全ということは改めて言う必要はありませんが、とにかく事故の認識、災害の認識というのを改めて考え直して対処する必要があろうとこう申し上げておきます。

特に、今の交付金については、長信町長は、関係自治体とよく話して、金額、うちの場合は5億幾らですか、600万円、その金額のことも含めて今後どうするかということは、関係隣接市町村とよく協議をして、事に当たりたいというふうに先回の議会では答弁しておられますので、それがその辺がどうなっているかということをこの際、一般質問においてお尋ねをしておきます。

問題は、今の地震災害と、それから原発問題というのは、やはりこれは同じ災害でも震災による原発事故というようなことが、やっぱり関係がしますが、これはある程度切り離すべきと、それぞれの関係を考えたらいかがでしょうか。それは、その程度にして、余りくどく申し上げたくはないと思います。ですから、要は、世論が相当原発に対して、やめたほうがええ、ないほうがええと、こういう田布施町民は多いんじゃないんですか。議会も非常にまだ、田布施町が今後どうなるかやってんでしょうが、これは町民は聞いてみなさい、それは町民は、それはここはじっくり考えるときではないだろうかということをあわせて、長信町長の御見解を求めたいと思います。

それから、実は、連日、県では運営しておりますが、聞くところによると、義援金が随分、先ほどの議員の質問に対して、300万円とか300万円、合計600万円ですか、ぐらいの田布施町としては義援金を出すとこういうどうやら説明のようですが、これは、町民の税金ですから、町民にかわって町が出したという解釈もできるわけですよ。ですから、それは何も隠すことはない。町民にそのことは情報公開しながら、義援金に対する認識も改めていただきたいし、そのことが、やはり将来のさまざまな計画に対して影響が及んでまいりますから、そのようにひとつ御判断がいただければというふうに思っております。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、向井議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

第1点の東日本大震災における原発事故についてでありますが、3点ほど具体的に御質問をいただいております。その中で、今の質問に対して直接御提示のなかった件もありますが、通告をいただいている経緯がありますから、そのとおり答弁をさせていただきます。

まず、山口県から配分額が示された、上関原子力発電所 1 号機に係る電源立地地域対策交付金の取り扱いについてでありますが、県においては、現時点で交付金制度をどうするのか、国の確認がとれていない状況にあるので、交付手続を進める状況ではないとの考えであります。したがいまして、町としても、今後の国の動向を見極め、県の意向も確認しながら、交付金の取り扱いを検討してまいります。なお、2市3町での取り扱いになりますから、その辺等は、協議会で御報告を申し上げたように、同じような関連自治体との連携で検討してまいるという状況もされているというふうに思います。また今後、新たな情報、具体的な指針が国・県から示された際には、議会に報告し、御協議申し上げます。

次に、上関原子力発電所に関する意見書への対応であります。近隣市町の議会で意見書が議決され、また提案の動きがあるように聞いております。しかしながら、午前中、藤山議員さんの御質問にもお答えしましたように、上関原子力発電所建設計画への賛同または反対の申し入れをする私の考え方は、そういう立場にないというのが私の考え方であります。

次に、防災計画の見直しは必要ないかとのお尋ねであります。異常な事態という御質問の中でありました。想像を絶する事件というお話でございました。

さきの質問にお答えしましたように、現在、国の中央防災審議会において東日本大震災の災害想定をもとに、東海・東南海・南海地震の被害想定の見直しが行われており、県としても6月の山口県防

災会議が開催され、大規模災害対策等について10月を目途に県の防災災害計画を見直す予定と聞いております。町といたしましては、国・県の防災計画・関係法令の改定に沿った見直しを行います。

次に、東日本大震災に対して、本町から民間及び行政の支援はどうなっているのかとのお尋ねですが、直接質問ではございませんでしたが、通告に掲示されている内容でございます。6月3日現在は、本町が受け付けました義援金は、先ほど林山議員さんにも答弁を申し上げましたが、178万7,377円、社会福祉協議会が受けました義援金は183万8,190円となっております。このほか田布施町から300万円、町議会から15万円の義援金を日本赤十字社にお送りしております。

それともう一点、人的支援につきましては、町では、5月22日から29日の間、保健師1名を宮城県東松島市に、また5月28日から6月6日の間、一般職員2名を宮城県石巻市に派遣し、被災地の復興支援に協力をしております。民間の支援については、現在のところ把握しておりません。また追覧についてお答え申し上げます。

議長(谷村 善彦議員) 済みません。先ほど休憩中に6時まで延長させていただきましたが、休憩中でありますので、正式に6時までに延長をさせていただくように、ここで宣言させていただきますので、よろしくお願いします。向井議員。

議員(5番 向井 恒夫議員) 防災計画の件でちょっと1件ほど触れておきましょう。これは、計画はハザードマップですから、あるようですが、この計画というのは、いわゆる役場の職員、あるいは議会もでしょうが、町民みずからが、その防災意識の高揚をもとに、行動し、実施し、実践していくということに意味がある。そうしましたら、この防災計画の作成について、東総務課長がハザードマップまではよくやっておられるようですが、消防署とか警察とかで、70いくつもある自治会の自治会長とか、あるいは海については漁業、陸については農業、さまざまな要員を一堂に会して、防災計画なるものを十分検討する。ここからスタートですね。緒についた防災計画が非常にいいと思いますよ。

それで、今の御質問の仕方も悪かったんですけれども、長信町長の考えは、今まである防災計画に若干修正を加えた程度の防災計画では、これはそのことによって、地震に対する意識、原発に対する意識というものが、町民が変わっていくんですよ。そういう手法を役場がとってくれにゃほかにとり手がないですよ、これは。ですから改めて聞きますが、防災計画なるものの運用、どの範囲をエリアに防災計画を作成するのか。当然ながらその構想はあろうと思うんですね。そこらの件について御回答ができればお願いしたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) 東課長。

総務課長(東 浩二君) 防災計画につきましては、田布施町の防災会議というものを開催いたしまして、基本的に論議をいたしまして、それから県の、例えば国・県との整合性がありませんと、国・県の許可が 許可と申しましょうか、了解が得られませんといけませんので、防災会議を策定して、県の事前協議をして、防災会議で最終的に決定するということになります。これは、町だけでございませんで、県の農林事務所、健康福祉センター、警察、消防、保安庁から消防団、NTT、全部災害関係というか、全部入ってやるようになってまいります。

ただ、今おっしゃいますように、住民の方が入るという組織ではございません。これは、条例事項でございますので、防災会議設置条例ということで決められておりますので、現在のほうは決まっております。考え方でございますが、今、県が進めておりますのは、ドクターへりの改正等、とりあえずの今回の災害に伴う広域の派遣支援ということが抜けているということがありますので、それを急いで県の防災会議を開いて10月までに修正すると。このほか何回もおっしゃっておりますが、東海・東南海・南海ということが絶対地震があるということがあります。それは、1年ぐらい計画的に論議を係るわけでございまして、全般的には、1年後に多分出るであろう国の津波、または地震対策の再構築を出したときに、国の災害対策基本法、それに基づく県の防災計画が修正をされて、県のそれに伴いまして、町の地域防災計画と合わせていくということになります。ですから、かなり広域的

なやっぱり防災対策ということでありますので、田布施町だけで完結しないという問題になってきますので、やはり県レベルでしっかり論議をして進めていくようになりますので、やっぱり見直しも1回2回続けて行いませんと、1回だけで全部解決するということでは、県も思っておりませんし、町も最低でも2回ぐらいの改正をしませんといけないかなと。しかし、なかなか町レベルで、防災会議を開催するというのも、かなりの経費をこういった冊子を全部つくりかえるというのも大変な費用がかかりますので、その辺は県と協議しながら、どういったスケジュールでやるかというのは検討してみたいと思っております。

議長(谷村 善彦議員) 向井議員。

議員(5番 向井 恒夫議員) 余りやりとりをしてもしようがないですが、このぐらいにしておきます。

次に、職員の給与、これは新聞等、あるいはメディアの報道によりますと、国家公務員の給与を下げる、大体10%を目途に下げるということなんですね。これが閣議決定まではしておらないようですが、そういう報道が既に流れていますね。

そうすると、国家公務員は、今までは、国・県、田布施町には人事院委員会がありませんが、人事院の勧告によって給与を下げたり上げたり今までしよった。人事院が言うて、人事院からの勧告が出ましたから給与がこういうふうになりますよと、こういう手法でしよったですね。

ところが、今回の法改正等を見たら、あんまりは詳しくは存じ上げておりませんが、人事院勧告によらないで、給与を、その地方公務員法等から参酌して、そんなに勝手なことができるんかという側面なり意見もあるようですが、やるちゅうんですね。そうすると、今までは、市町は県から、県は国から、こういう縦系列で給与の判定を一応一つの目安としてやってきたわけですが、それが一気に無視して、勧告によらない方法で給与をやろうということになるようですが、それに対して町はどうなのか。これは、恐らくまだ具体的な役場の方向も聞いておりませんが、勧告、あるいは報酬審議会等々の意見を無視して、町長なり、あるいは町長が出すものをその議会がこれを認めるか認めんか、こういう手法になって、より独断性が強い給与改正が行われてくるんじゃないかと懸念が若干いたしますので、そういう方向の流れなのかどうかということをお尋ねをしたい。

さらに、加えていいますと、職員の数、これは特に町長を中心に参与の方が大変心配をされまして、町の財政の改善のために、あらゆる手法を使って事業の見直し、給与の この間は給与は、若い者の給与は少し上げて、管理職員の給与は少しストップするというふうに手法をさまざまな給与に及んでの配慮がなされてきましたね。

であるが、今回はこういう情勢の中で、本当にこれが実施されたら、田布施町の職員の特にここで強調しておきたいのは、職員の数、これは議会では定数制になっております。定数、あるいは年俸も条例で決められておりますから、この定数に対して、あるいは給与の額というものをどう反映されるものか。例えば少数精鋭主義というふうな余り行政的にはなじまん民間企業手法というものが、ないことはないんですが、それは行政の中ではやりづらいというところもあるようですが、どうなっていくんですか。特にここで強調したいのは、もう一遍言いますよ、給与を国が10%下げた場合に、田布施町の職員の給与はどうなるのかと、あるいはそれに寄らずに給与改定ちゅうのは、将来、あるいは近いうちに考えておるとか、こういう御判断があるのかどうか、この点をお尋ねをしておきます。

特にここでは、要員計画ということで申し上げておりますが、この間の総務委員協議会等、あるいはそれぞれの課長さん方の御意見を聞くと、やめる職員がかなり今から出てくるんですね。これは、この間、給与の審議のときにも、そのことをおっしゃっておられましたが、今後この5年間で一番多い年は7人じゃないんですか。来年か再来年ぐらいの、1年のうちに7人やめていくと、これは役場だって、ほんならすぐどうかするちゅうそう簡単にはできんのじゃないですか。だから、今の要員計画、何人の職員で()けど、経営の刷新、財政の健全化は、職員の給与、職員の数を減すということが念頭にあったために、皆さん方というか、議会側としても、そこまで職員が考えてくれりゃ

結構じゃないかとこういう一連の評価もありましてやってきましたけれども、7人、5人というふう にやめていきますと、これは役場ももたんようになる。困るですよ、これは。だからそれがためには、 今回の給与改定というものは、少なくとも町長を中心にもう具体的に検討に入っていかないと、つい ではちょっと申し上げますが、ことし今、 その時期がきたら、ことしは何とかやれるが来年が 5人か6人か新規を採用しようちゅうことで、この間、支度しちょると思う。大体(らしようがないが、もうできております。これは申し込みがありましたか。そのままではいけんでし ょうがね。非常に要員の確保というものが難しい時代に直面しているような気がしてなりません。し たがいまして、私は気になるんですよ。あんだけ課長連中も一生懸命になって倹約倹約、行政の見直 しということで見直しをしておられますが、要員というのは、その事業に対して必要な数ですから、 少なくすりゃええというものじゃないわけですよ。それは、そうすることによって住民のサービスが どうなるのかということは、数が減ったら必ずサービスが低下しますから。そういったことも考えれ ば、今の要員計画というものは、私は言いにくいけれども、今、役場で考えられておられる要員計画 は、非常に不整合だと、もうちょっと検討を加える必要があるということを指摘をしておきたいと思 うんですが、答弁は、給与関係と要員計画というものは表裏一体の事案だろうと思います。どういう ふうに考えておられるか。町長の考えを聞きます。

議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、2点目の職員給与及び要員計画についての御質問にお答え申し上げます。

まず、国家公務員の東日本大震災に関係する給与削減措置及び公務員制度改革等についてです。

御承知のように、国家公務員の給与制度改革は、紆余曲折を繰り返しておりますが、政府は、6月3日に国家公務員給与の削減について労使交渉で給与水準などを決める「労働協約締結権」の付与を柱とする国家公務員制度改革関連4法案と、東日本大震災の復興財源の確保目的として、国家公務員の給与を平成25年度まで平均7.4%削減する法案を国会に提出しました。

国家公務員の給与改定が、人事院勧告に基づかずに決まるのは初めてで、給与削減の内容は、月給を役職に応じて「10%」から「5%」、ボーナスなどは、一律10%をそれぞれカットすることとなっており、特別職も同様の改正となっております。

これに関し、本町の給与改正はどう変わるのか。これまでの給与改正の経緯からの所信を伺うとのお尋ねですが、今回の法案提出は、政府と連合系の公務員労働組合連絡会の合意に基づくもので、完全な労使合意に立っているものでなく、また、地方公共団体における労働協約締結権に伴う職員労働組合との協議手順、人事委員会にかわる地方自治体での調査機関等の位置づけ、交渉不調の際の不服審査、調停制度などについても、ほとんどの事項がこれから検討される状態で、平成25年度までの特例制度面の意味合いも多く、私もどう受けとめてよいのか困惑している状況でございまして、現時点では、国・県から全く情報提供も受けておりませんので、ここで、私の考えを申し上げることは差し控えさせていただきます。

次に、今後の職員数等についてのお尋ねであります。まず、職員数の推移についてで御説明申し上げますと、平成17年度には、148人でございましたが、平成18年度からの緊急財政再生プランによる職員数の削減により、現在は126人にまで減少しております。

御承知のように、今後、地方分権推進や権限委譲等により、これまでにも増して事務量が増大すると予測されるとともに、自治体が取扱事務業務も複雑化・専門化していることから、今後の組織・機構もあわせて職員数の再算定が必要となっております。また、今後4年間で30人を超える職員の定年退職もあり、ここ数年は、弾力的に職員数をとらえていく必要があると考えております。以上であります。

議長(谷村 善彦議員) 向井議員。

議員(5番 向井 恒夫議員) ここでやりとりをしても仕方がありませんが、やはり地方自治に

関与しちょる町長とか議員というのは、そういうふうなメディアの報道をこういうものにはよく関心 を持っちょる。きょうでも質問をされるのに、新聞の記事をお出しになるとか多いわけですね。だっ て我々には情報がないもの。だから情報を得るためには、そういうことをやはり質問の参考にという ことで、皆やっておられるんであって、私はやはりそのときそのときの時代・時期に対応できるよう なやっぱり仕事をお互いにしていかなくてはいけんのやないかと思うんですね。そういった意味で、 今の町長は、大変3年間4年間で相当の職員がやめていきます。その補充は責任を持ってやられると いうことはおっしゃられんようですが、これはやらんにゃしようがないですね。これは。やる方法と しては、私は、一つにはこれも条例化しちょると思うんですね。役場を定年退職した人、かなり優秀 な職員がおると思うんですよ。そういう者を再雇用するというふうな処遇だってないことはない。だ から今の採用、願書の受付あたりを見てみると、われもおれもということでどんどん詰めかけて、役 場の職員の関心を全部試験に参加するという方法ではないかという、これが大半ですよ。役場という のはええ、役場職員というものはええ、町民はそう言いますよね。ところが、さああけて雇いますよ といったら、それほど言ってこん。これはやっぱり時代がそうさせちょるんですね、これは。よくよ く考えてみると。だから、これは非常にまとまりのない質問になって恐縮でございますが、とにかく 今町長がおっしゃるように、この要員計画ちゅうのはしっかりと事前に設定をして、事業に支障を来 たさんように、あるいは事業の御不服を申し上げますが、指定管理制度あたりをどんどん導入して、 民間活力を活発させて、事業のスピード化、簡素化、あるいは効率化を図っていくというちゅうか何 かこれを考えていかないとだめ。従来どおりの考え方と大分違う、どうやら行き詰まるような気がし てなりません。したがって、今、有能な町長の参与の方でしょうから、そういうことはないでしょう が、十分そこら辺をやっていただきたいと思います。

それから最後の問題ですが、指定管理者制度の問題について1点思っておりますが、これは、いき いき館のことを言おうと思ったんです。いきいき館の指定管理制度というのは、ええぐらいにいっち ょるかと、こういうことが聞きたいんです。冒頭一番バッター、林山君が何か相当、具体的な例を挙 げて御発言がありました。私もその点、敬意を表したいと。とにかく中身をよくご存知でおられます。 それは大変でいいことであって、ところがこの運用については、最後だからちょっと言いにくいです が、ちょっと条例違反の傾向があるんです。これ。いきいき館は。なぜかというと、あすこに小さな 物置が2つ立っちょる。2つ。あのいきいき館内部がいろいろごたつくまではしていないが、異論が 出ているということがあるんですね。それが、どうかといいますと、あすこは条例で主たる建設、あ るいは増築、あるいは改築は、役場の責任でやるそうです。軽微な外部査定、戸樋がとんだとか、あ るいはガラスをめいだとか、あるいは物が落ちて破損したというふうな経理については、指定管理者 というのは契約ですからね、契約でその役場がやらんにゃいけんところを指定管理者がやりよるわけ ですから、やってもらいよるわけですから、そういうことであるというと、どうかと。小さな物置と いっても、あれが幾らしましょうかね。それを2つ建てちょる。それは本来は、指定管理者制度の条 例から参酌しますと、これは役場が建てんにゃならん。それを役場はせずに、あんたらのことじゃけ あんたらがやりんさい、こういうことになったんかどうか知りませんが、とにかく運用について若干 の問題が将来残ってくる。将来というのはどうかといいますと、あの協同組合は、一つの法人ですか ら、法人が経営者が変わったり、あるいは指定管理者が変更、あるいは辞退をするというふうな場合 になったら、また厄介なことが起きてくるんですよ。持ち分の問題がね。ですから、そういうことの ないように、改めて条例で設置してあるにもかかわらず、そういう() あったのを前例として過 程をこれはちょっと改めて、いけんにゃ役場が買い上げて、役場のもので、そしてあすこの経営が健 全にいくようにしないと、何か運用、経営の運営について考慮をする、こういうふうに判断しており ますから、ひとつ御検討を申し上げて、これで質問は終わります。検討だけしておいてください。 議長(谷村 善彦議員) 回答はよろしいですか。これで、向井議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。通常ここで休憩するところなんですけど、引き続きまいりた

いと思いますので、御了承ください。休憩します。

午後5時00分休憩

.....

午後5時02分再開

議長(谷村 善彦議員) それでは、休憩を取り消しまして先に進めさせていただきます。

日程第5.議案第29号

日程第6.議案第30号

日程第7.議案第31号

日程第8.議案第32号

日程第9.議案第33号

日程第10.議案第34号

日程第11.議案第35号

議長(谷村 善彦議員) 日程第5、議案第29号専決処分の承認について(平成22年度田布施町 一般会計補正予算(第7号))から、日程第11、議案第35号平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)まで、7件を一括議題とします。議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、提出議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第29号及び議案第30号は、地方自治法第179条の規定により、専決処分いたしました平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号)と平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第2号)について、承認をお願いするものであります。田布施町老人医療特別会計につきましては、平成23年度以降は法令により設置義務がなくなることから、平成22年度をもって廃止することとし、平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算(第1号)において、余剰金清算のため一般会計繰出金を計上しておりました。しかしながら、当初に支出を見込んでおりました、過年度精算に係る医療給付費が発生しなかったこと等により、見込みよりも余剰金が増額となった結果、繰出金の精算額に不足が生じるため、一般会計の繰入金とともに、それぞれ1万4,000円を組み替えにより補正したものであります。

議案第31号は、同じく専決処分いたしました、平成23年度田布施町一般会計補正予算(第1号)について、承認をお願いするものであります。

補正内容は、5月12日に投開票されました、山口県瀬戸内海・海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に伴う経費であり、歳入歳出それぞれ75万6,000円を増額し、予算総額を54億8,975万6,000円とするものであります。

議案第32号から議案第34号までの3件は、地方税法等の一部改正に伴い、専決処分により、田布施町税条例、田布施町国民健康保険税条例、田布施町国民健康保険条例の一部改正を行いましたので、承認をお願いするものであります。

まず、議案第32号は、田布施町税条例の一部を改正する条例についてであり、本年4月27日に公布された、地方税法の一部改正に伴い、町民税等について、東日本大震災に係る特例措置を講ずる等のためのものであります。主な改正点は、町民税については、震災による住宅や家財等に係る損失に伴う雑損控除の特例措置として、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間も現行の3年を5年とするものであります。また、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、大震災により居住することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除の適用を可能とするものであります。次に、固定資産税について、大震災による災害により滅失、損壊した被災住宅の敷地を、被災後10年度分については、当該用地を住宅用地とみなし軽減する、被災住宅用地の特例措置を適用する等の改正であります。なお、平成23年度地方税改

正案の概要については、3月定例会の全員協議会において説明いたしましたが、今回の震災に関する 特例措置以外の法案については、現在、国会において、継続審議となっております。

議案第33号は、本年3月30日に公布されました地方税法施行令の一部改正に伴い、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「10万円」から「12万円」に改定するものであります。

議案第34号は、本年3月30日に公布されました健康保険法施行令等の一部改正に伴い、田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、国による緊急少子化対策として、出産育児一時金の支給額35万円を平成21年10月から、本年3月までの暫定措置として、4万円引き上げ39万円としておりましたが、本年4月以降も引き続き39万円として恒久化するものであります。

議案第35号は、平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)であります。まず、歳入についてですが、県補助金に、地域見守りネットワーク事業、バリアフリー整備事業、地域グリーンニューディール基金事業を追加計上しております。

次に、歳出ですが、総務費には、県からの要請により、東日本大震災の被災地に派遣した保健師の 旅費等と、今年度になって申し出のありました、泊団地及び納所地区の集会所・施設整備補助に係る 経費を計上しております。

民生費には、地域見守りネットワーク事業として、要援護者支援台帳システム構築を、また、バリアフリー整備事業として、スポーツセンター体育館の障害者用トイレ整備に係る経費を計上しており、これらに伴う財源は、全額を県補助金で賄うものであります。

衛生費には、不法投棄ゴミの処理経費等を計上しており、これらに伴う財源は、全額を県のグリーンニューディール基金による補助金を活用することとしております。

これにより、歳入歳出それぞれ788万3,000円を補正し、予算総額を54億9,763万9,000円とするものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案7件について、概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたします。よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長(谷村 善彦議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第30号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号から議案第35号までの7件は、会議規則39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

日程第12.陳情第1号

議長(谷村 善彦議員) 日程第12、陳情第1号陳情書田布施町麻里府地区国道188号線の歩道 拡幅の陳情についてを議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託いたします。 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

(ベル)

午後5時13分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 署名議員 署名議員

平成23年 第4回(定例)田 布 施 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成23年6月21日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月21日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第29号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号))

(委員長報告)

日程第3 議案第30号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算 (第2号)) (委員長報告)

日程第4 議案第31号

専決処分の承認について(平成23年度田布施町一般会計補正予算(第1号))

(委員長報告)

日程第5 議案第32号

専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第6 議案第33号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第7 議案第34号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第8 議案第35号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

日程第9 陳情第1号、陳情書 田布施町麻里府地区国道188号線の歩道拡幅の陳情

について (委員長報告)

日程第10 議案第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 委員会提出議案第1号

上関原子力発電所建設に関する意見書

日程第12 委員会提出議案第2号

拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書

日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第29号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号))

(委員長報告)

日程第3 議案第30号

専決処分の承認について(平成22年度田布施町老人医療特別会計補正予算 (第2号)) (委員長報告)

日程第4 議案第31号

専決処分の承認について(平成23年度田布施町一般会計補正予算(第1号))

(委員長報告)

日程第5 議案第32号

専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第6 議案第33号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第7 議案第34号

専決処分の承認について(田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

(委員長報告)

日程第8 議案第35号

平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

日程第9 陳情第1号、陳情書 田布施町麻里府地区国道188号線の歩道拡幅の陳情

について (委員長報告)

日程第10 議案第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 委員会提出議案第1号

上関原子力発電所建設に関する意見書

日程第12 委員会提出議案第2号

拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書

日程第13 議員派遣について

出席議員(13名)

	1番	林山	健二議員	2	番	西本	敦夫議員
	3番	藤山	巖議員	4	. 番	畠中	孝議員
	5 番	向井	恒夫議員	6	番	国永美	惠子議員
	7番	高川	喜彦議員	8	番	清神	清議員
	9番	木本	睦博議員	1 0	番	河内	賀寿議員
1	1番	岡﨑南	南海子議員	1 2	播	石田	修一議員
1	2来	公村	美安議員				

13番 谷村 善彦議員

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 岡本
 正君
 書記
 本
 清治君

 書記
 棟安
 泰弘君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信	正治君	副町長	冨田	辰也君
教 育 長	尾﨑	龍彦君	総務課長	東	浩二君
企画財政課長	猪股	勝美君	税務課長	西本	浩二君
町民福祉課長	田縁	和明君	建設課長	川添	俊樹君
経済課長	落合	祥二君	健康保険課長	重森	陽君
学校教育課長	田中	章君	社会教育課長	岡本	憲一君
会計室長	西本	重貴君	収納対策室長	藤井	正彦君

午前9時00分開議

(ベル)

議長(谷村 善彦議員) 本日の予定は、本会議が終わりまして、執行部の全員協議会を開いていただきまして、その後に、議員だけのまた全員協議会をさせていただきますので、よろしくお願いします。長帳場になるかと思いますけれども、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

定刻になりましたので、今から開催いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、高川喜彦議員、清神 清議員を指名いたします。

日程第2.議案第29号

日程第3.議案第30号

日程第4.議案第31号

日程第5.議案第32号

日程第6.議案第33号

日程第7.議案第34号

日程第8.議案第35号

日程第9.陳情第1号

議長(谷村 善彦議員) 日程第2、議案第29号専決処分の承認について(平成22年度田布施町 一般会計補正予算(第7号))についてから、日程第9、陳情第1号陳情書田布施町麻里府地区国道 188号線の歩道拡幅の陳情についてまで、8件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

総務文教委員長(石田 修一議員) おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月14日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号、議案第31号、議案第32号及び議案第35号について、6月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案4件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第29号、議案第31号、議案第32号につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、議案第35号につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長(谷村 善彦議員) 次に、清神経済厚生委員長。

経済厚生委員長(清神 清議員) 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月14日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第30号、議案第33号、第34号及び陳情第1号につきまして、6月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

議案3件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採択の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第30号並びに議案第34号につきましては全会一致で、議案第33号につきましては 賛成多数で、原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。また、陳情第1号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

議長(谷村 善彦議員) これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は8件を一括して行います。議案第29号から陳情第1号まで討論 はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号専決処分の承認について(平成22年度田布施町一般会計補正予算(第7号))から議案第32号専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)、まず4件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第29号から議案第32号まで4件は、 委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第33号専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第34号専決処分の承認について(田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例) についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第35号平成23年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定についてを採決します。 議案第35号に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方 は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号陳情書田布施町麻里府地区国道188号線の歩道拡幅の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択する ことに決定いたしました。

日程第10.議案第36号

議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第10、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は、省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

町長(長信 正治君) それでは、提案理由を御説明申し上げます。

議案第36号は、人事案件に関するものであります。

本案は、田布施町固定資産評価審査委員会委員寺田真理子氏の任期が、本年6月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

寺田氏は、人格及び識見にすぐれ、委員として適任と考え、提案するものであります。慎重なる御 審議を賜り、御同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長(谷村 善彦議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第36号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(谷村 善彦議員) 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

日程第11.委員会提出議案第1号

日程第12.委員会提出議案第2号

議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第11、委員会提出議案第1号「上関原子力発電所建設に関する意見書」及び日程第12、委員会提出議案第2号「拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書」を一括議題とします。

議案の朗読は、省略します。

提案理由については、お手元の議案書に明記してありますので、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。委員会提出議案第1号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

委員会提出議案第2号……(「1号」と呼ぶ者あり)はい。

議員(5番 向井 恒夫議員) 委員会提出議案第1号「上関原子力発電所建設に関する意見書」、これをちょっと今いろいろと見ると() 読んでみれば、この5つの項目をめくって、ここにおさめてあるというふうに思います。そこで、この意見に至るまでに、どういう意見の収集をやられたか。そのあたりをひとつ御説明をいただきたいと思います。

いろいろな情報が錯綜しておりますところの関係か、いわゆる隣接の市町村、特に議会は町民に一番近いわけですから、町民の意向を踏まえて意見書を出しておると、出されているというふうに理解ができるわけです。

お尋ねの第1点は、この間の議会のはじめに、その素案文のようなものが出て、それを配付されたような気がするんですが、要するに上関原子力発電所は、建設については凍結するのか中止するのか、そこらの文言が、もちろん意見が違うように意味合いも違ってくるわけですが、御案内のような近隣の市町村では凍結ということで、全体の議会がまとまっているように感じられる面もありますが、一部の議会では、凍結と反対とをそれぞれ意見書としてまとめておられるという動きも、事実を私は確認しておりませんから、よくわからないんですが、そういう状況等にある。

そもそもこの意見書というのは、特に議長があえて ()するんであろうと思うんですが、同じ原子力の反対に対して、意見書を ()というのはこれは余り好ましい状況じゃない。その背景はなぜかといいますと、意見書というのは、本町の場合は13名ですが、13名議員が一心乱れず、一つの項目に対して意思を固めるといいますか、理解を深めるということが最も大事であって、私は、意見書の中の凍結の ()で、中止なら異議があるというふうなことがこの議会であったのかないのか。そこらをちょっと説明、この際この意見書提出の審議といいますか、に対して、この経緯の

説明を求めていきたいと思います。

問題は、これは議会がみずから決める意見書でありますから、長信町長や役場員には関係ないことです。議会が、町民と相談して、町民の意思を踏まえてこの意見書をつくるわけですから、非常にその点では重要な、よそがやっているからやるというふうなことではなくて、新たな本会議で意見書案として提出するようなものという判断をもとに、その辺を言った1件は、どういう審議をそこでなされたかということをちょっとこの際説明を求めておきます。以上です。

議長(谷村 善彦議員) 林山議会運営委員長。

議会運営委員長(林山 健二議員) では、お答えを申し上げます。この議案は、本会議終了後、全員協議会を開きまして、その場でいろいろ議論がなされました。今御指摘をされました向井議員は、体調不良のため欠席をされております。ほかの議員、あと12名は全員出席しました。それで、皆さんが各自意見を述べられまして、中止もあります、凍結もあります、意見書を出さなくてもいいという意見もありました。それをいろいろ皆さんで話し合っていただいた上で、じゃあみんなで全会一致で出すことが望ましいとこういうことになりまして、皆さんで歩み寄って凍結という文言になりました。それを議運が預かりまして、文言を最終的に今提出させていただいた文書にさせていただいたと思います。以上でございます。

議長(谷村 善彦議員) よろしゅうございますか。はい。

議員(5番 向井 恒夫議員) どうも済みませんでした。私は、本件に対して、審議もされながら、 欠席をしたために皆さんに御迷惑をおかけいたしまして、心よりおわびをいたします。今の説明につ いては、ほぼ了解いたし、私のこの件に対する質問をこれで終わりたいと思います。

議長(谷村 善彦議員) その他、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。

委員会提出議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は2件を一括して行います。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから委員会提出議案第1号「上関原子力発電所建設に関する意見書」を採決します。本件は、 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号「拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見 書を採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(谷村 善彦議員) 起立多数です。したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました委員会提出議案第1号「上関原子力発電所建設に関する意見書」及び委員会提出議案第2号「拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書」について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、 議長に委任することに決定しました。

日程第13.議員派遣について

議長(谷村 善彦議員) 次に、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることを決 定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣が決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の 決定については議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

この際申し上げます。岡崎南海子議員より、6月14日、本会議一般質問の中での不穏当発言について、確認ができないので、その処置を議長に一任する旨の申し出がありました。議長において、後刻、記録を調査して措置することといたします。これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成23年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午前9時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 署名議員 署名議員